

第六編 産業と経済

身延町農業協同組合



第六編 産業と経済

第一章 江戸時代の産業と経済

第一節 世情と産業

一、検地

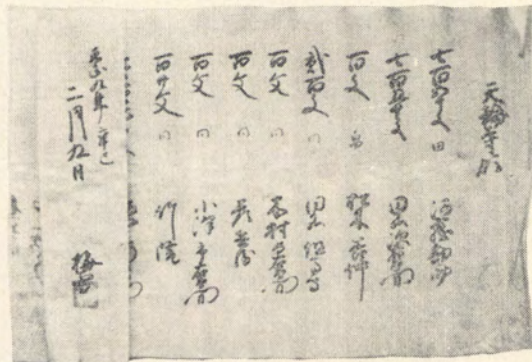
検地とは、土地の境界、面積などを測って等級や石高をきめて、貢租の基礎と責任者を明らかにした封建時代の土地調査であり、竹入、縄入ともいわれた。この土地調査は、古代から行なわれたもので、律令制度下では田籍、田図がつくられ、鎌倉時代には、大田文おほたごゑがつくられた。また、荘園では、検証や内検が行なわれた。室町中期以降形成された大名領国でも、検地が行なわれた。これらは、各荘園、各領地によってまちまちであつて、土地の広狭や石高、貫高、刈高などいろいろに示された。

豊臣秀吉は領地を獲得することに、また大名を改易することに、その領地内の検地を行なつて、検地を全国に及ぼした。これを太閤検地とよんだ。天正十年（一五八二）から、慶長三年（一五九八）秀吉が没するまで

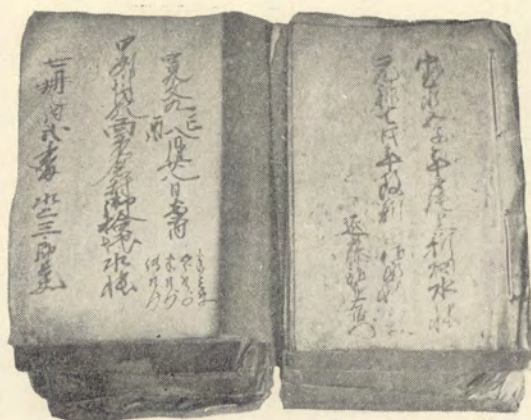
続けられた。太閤検地では、六尺三寸（一・九メートル）四方を一步、三〇歩を一畝、一〇畝を一反、一〇反を一町とした。また、田畑を一筆ごとに、等級をつけ、石盛いそもりをして、石高をきめ、高持百姓を決定した。そして各郷村ごとに、検地帳をつくつて、各郷村の石高を明らかにした。また刀狩などによる兵農分離と相まって、土地関係が、一地一作人の原則によつて単純化されたので、藩体制への社会的、経済的基礎が確立されたのである。

慶長元和以降各地で、検地が行なわれた。享保十一年（一七二六）には、関東、大和などで検地が行なわれ、新検地条目がつくられた。江戸時代に入ると、太閤検地を古検とよび、享保以降のものを新検とよんだようである。新検では、六尺（一・八メートル）四方を一步と改めたが、畝・反・町については、太閤検地にならつた。

本町においては、河内地方を再支配した穴山梅雪が、天正八―九年（一五八一）に、下山の天輪寺の検地を行なつた記録がある。記載形式は、貫



天輪寺検地帳（天正九年）



粟倉村御検地水帳（寛文九年八月二十八日）

高制で町反を使用している。

天正十七年（一五八九）、

徳川家康が検地を行なった時に、東西両河内領に属していた本町の検地は、行なわれなかったようであるが、慶長五年（一六〇〇）、家康が甲斐

の国の再管領になると、慶長六年（一六〇一）から、慶長十一年（一六〇六）まで、大的に検地を行なった。本町においても、その当時検地が行なわれたようであるが、それを裏付ける古文書がほとんどなく、わずかに山梨県史編

纂さん会かいが集めた資料で、日野村跡部蔵さくらとされる慶長九年（一六〇四）の村高帳が、現在山梨県立図書館に蔵されているだけで、その中に、本町内の旧村別の石高がしるされている。この記録については、開田の歴史のところに記載してある。本町においては、この外寛文・享保の検地などが行なわれた。

二、検地帳

検地の結果をしるした地籍の基本帳で、水帳ともいわれている。これは、検地すべき田畑屋敷などを列記した「地引帳」によって実測して手帳にしるし、それをもとにして、「野帳」「清野帳」をつくり、清野帳によって、検地帳をつくったのである。そして、一筆ごとに字、上下田、面積、高、百姓名をしるしたのである。

分付百姓は、抱えの地主的百姓の下の、隷属れいぶつ的農民であったと思われる。検地帳によって、記載された人名が、年貢負担者で、これがいわゆる本百姓であったと考えられていたが、記載者の全部が、年貢を負担したものでなく、また、すべてが本百姓でもなく、負担者は、別につくられた名寄帳なよじょうの記載者であると考えられるようになった。農民は、検地帳によって、その土地に完全に縛りつけられることになって、幕府並びに藩体制確立の基礎を、維持する最も重要な帳簿であった。

三、名寄帳

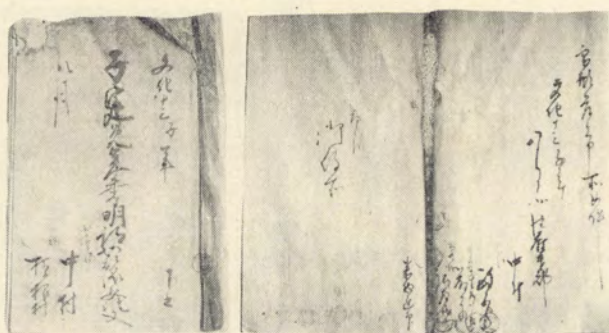
名寄帳は、江戸時代になって、検地帳から抄録して一村総反別のうち、百姓一人前の持高の田畑が記録して、地主の名を書き集めたもので貢租公課こうこの基となったものである。

四、代官と貢租

代官は、鎌倉時代から室町時代にかけて領家、本所、武家等が主君に代って、事務を扱ったものである。郡代が国内の民政を掌つかさどり警察に当たったのに対し、租税の徴収を任務としたものであるが、江戸幕府は、幕府直轄地を管理するものとして、郡代、代官において、ともに租税、警察、訴訟などの民政をつかさどらせたので、各藩もこれにならって代官制度をとるところもあった。

江戸時代には、年貢収納の方法の一つとして、検見けんみという方法があった。毛見または、毛取法ともいわれ、地代を納入するために、毎年または臨時に収穫高を検定する方法があつて、代官がこれにあたった。検見には、定免じょうめんと、検見の二つがあつた。室町時代、農民は百姓請によって、定租法（定免）をかちとった地方も多かったようである。定免とは、その土地の過去数年または十数年間の租額を平均して、租率を定め、一定年間

きめられた定率によって、租税を収める方法である。官と農民が相對して免を決定するものを相對定免といった。免とは税率のことである。定免が原則として農作物の豊凶を問わず定額の租税を、納めなければならなかったから、寛永年間（一六二六—一六四〇）農民は、この定免で苦しめられた。しかし、幕府は定免をゆるやかにするどころか、享保（一七一六—一七三五）以後、定免制を強化して定免の確立につとめた。



子定免年季明請切替御証文（文化13年子年中村、横根）

それから、徳川時代には年々の収穫の実収をもつて、国郷の石数をはかつて貢賦を定めた。その基礎は石高であった。田圃は、一区の計算高を石高とよび、一村に通計したものを村高と称した。また石盛は、一反当りの農産物を米に換算したもので、課税は、毎年十月の作物をみて年貢の取高をきめたもので、この取高を決定する役人を検見人とよび、代官が行なうものを大検見、手代が行なうものを小検見とよんだ。検地には、経費がかかり時間の浪費などがあり、その上、収穫期の遅延によって労働が休止され、加えて検見役人が坪刈をして租額を決定するので、役人の機嫌によって手ごころが加えられ、過重に賦課される傾向が強かったから、農民は、饗応や贈賄をよぎなくされたり、強いられたりして、苦しめ泣かされた。かつて、莊園の管理や租税の徴収をした地頭が、庶民や農民を苦しめ横暴で手がつけれなかつたことから「泣く子と地頭には勝たれぬ」という諺がのこっている。代官も、地頭にまして權威をほし、横暴で手がつけれな

いことが多かったようで、本町近辺では、わがままでききわけがなく、手につけられない子どもを「オデーカン」という。オデーカンとは、代官を指していった言葉である。

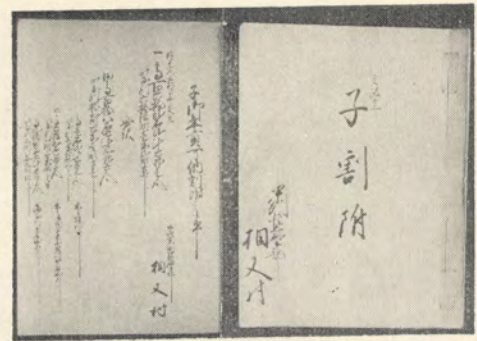
それから、室町時代には、年貢は穀物または銭で納められ、穀物で納めるものを分米といい、銭で納めるものを分銭といった。江戸時代には、雑税の一種の小物成こものなりというものがあって、山年貢、山手米、山小物成、野錢、野手役、茶役、池役、御林下草永、河岸役として課せられた。なお、小物成の一種の運上というものがあつた。商工業、漁業や狩猟、運送などについて、一定の税率で賦課された。一定の税率でなく、免許をとつて、金銭で納めるものを冥加みやがといった。運上浮役は、年貢を限り、額も一定しなかつたので浮役となした。また口米という附加税があつて、代官所の費用にあられた。年貢小物成運上冥加などに附加されるものを口永くみえいといつて、銀または銭で納められた。これにあわせて口米永と称した。元和二年（一六一六）将軍秀忠は、口米を年貢一俵（三斗五升）（六三・二リットル）ときめた。享保十年（一七二五）には、原則として、幕府へ納入させ、代官所へは別に幕府から支給したようである。なお、本町には年貢にともなう古文書が数多くありその一部を掲載したので参照されたい。

五、苧生畑（焼畑）

かりう畑または、苧立畑ともいわれた。焼畑は、山の傾斜面の灌木や雑草を伐り倒して、これを焼いて、蕎麦や粟、稗、大豆などを蒔いたものであるが、肥料は、焼いた時残った灰だけであるから、収量はごくすくなく、二・三年作れば、収穫がほとんどないので、大部分放棄してしまつた。そして、苧生畑からとれる農産物は、百姓たちの食い継ぎの足しにすぎなかつた。嘉永二年（一八四二）相又村年貢割付帳に、

高六石一斗四升五合

刈生畑 二十四町五反六畝七歩一分五厘



相又村年貢割付帳 (文政11年)

此取米 四石四斗七升七合
とあり、水田のすくない、しかも山地の傾斜面の多い本町には、多くの苧生畑があったと推測される。また、このようなやせ地の畑にも税が課せられていた。

六、大小切税法その他

河内地方には、武田氏以来「大小切税法」があった。これは、明治の新税法に受けつがれるまでつづいた。この

称し、一両について付米四石一斗四升替で金納させ、のこる三分の二を小切と称し、その三分の一を御張紙値段で金納させたものである。これは、毎年国中相場と云って甲府・鯉沢・勝沼・黒沢の四カ所に張紙した平均値段をもって上よりこれを定めたのである。

そのほか、五街道の間屋、本陣、その他宿宿の給米、宿方入用にあてた伝馬米入用米(高百石に六升の割)また、江戸城中の御台所の人夫の給米にあてる六尺米(高百石に二斗の割)など、幕領へ課した高掛物があり、江戸浅草の米蔵の年貢を上納する時の諸雑費にあてるため、御蔵米を、高百石に付永二百五十文を負担する掛物があった。本町の皆済目録の中に小切、大切、御張紙値段、山手船頭米、水車運上、口米、公納公米、口永、御伝馬入用、六尺、御蔵前入用などがみえて、当時の姿を裏付けしている。

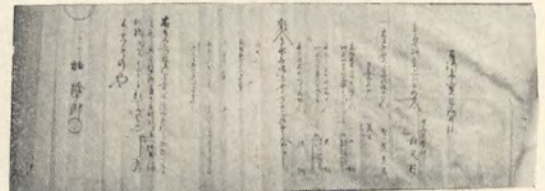
本県では、明治五年(一八七二)の税制改正をめぐって大小切騒動が起きた。分権的封建時代から集権的封建時代へかけての各国の税法は、一様でなく三公七民、四公六民、五公五民、六公四民など様々であったが、山梨県下の租税徴収法は、武田信玄が創設した大小切税法にならっていた。ところが、明治五年(一八七二)六月、山梨県庁から各郡中総代並びに戸

長に、地租改正の通牒が発せられたので、武田信玄を絶対に崇拝し、大小切税法に因襲的利便を感じていた県民は、断然反対の氣勢をあげ、各所に座談会、研究会、村民大会などひらいて、不穩の形勢を示したので、県は訓令を発して人心の緩和につとめたが県民はますます反対の氣勢をあげ、ついに刀・鎌・鋏をもって、甲府へ突入し、鎮圧隊と衝突し、死傷者数十名を出し、三三七二人が検挙され、主謀者は絞首刑、斬首刑、準流刑、体刑、罰金刑などに処せられた事件で、大小切騒動とよばれた。(詳しくは第三編にゆずる。)

七、村役人

役人は、郡代・代官の支配下にあつて、村の村管理にあつた在村農民の官吏であつて地方三役、または村方三役ともいわれ、年貢の取立と上納を主な任務とした。庄屋(名主)・組頭・百姓代が、この三役をつとめたものである。庄屋のことを関西では庄屋、関東では名主といい、東北北陸方面では肝煎とよんだ。名主は、地方三役の筆頭であつて、租税の取納、村の百般の監督、それに農耕の指導や、人事について支配した。しかし、村民には領主への服従を教えながら領主、役人からは年貢未納の責任をとわれ、処罰されることもあつたので、中には百姓一揆の指導者となつた者もすくなくない。

徳川幕府は封建社会を維持するために、経済面では貢租の徹底的取納をねらい、さらに米麦など五穀や雑穀などの増産によって、貢租高の向上を企図して、徹底的に農民から搾取した。また行政面では、奉行、代官、郡代や村役人五人組などによって幕政、藩政の徹底を期したのである。加えて、農産物の生産を主とする農民の生産主力労働である人馬の供出まで



相又村御年貢皆済目録 (文久二年)

したので、農民の生活は、貢租と課役で終始したといっても過言ではあるまい。「菜種油と農民は、しぼればしぼるほどしぼれる」とは、この時代の姿を如実に表現したことはなからうか。

第二節 産業経済と農民のすがた

一、幕府の体制確立と農民

前に述べたように検地や、鄉村制などの制度によって幕府は、政治経済面で完全にその体制を確立した。「農は国の大本なり」と称して、農業の重要性を強調し、また、「土農工商」といって農民の社会的地位を高くかかげながら、庶民の大部分を占める農民を幕府体制確立の犠牲にし、確実に封建社会の枠の中へ封じこめて、土地に縛りつけ身うごきできない状態に追いこんだのである。また幕府では経済体制確立のために、未開拓の土地を開墾させて石高をふやし、年貢高をふやすことなどにつとめるなど、摂取をねらいながら、農業の振興をはかった。本町においても、寛文九年（一六六九）九月八日甲州河内領下山未改新田御検地水帳、天保九年（一八三九）相又西之入新田開発など、多くの古文書があることから、数多くの場所で開田が行なわれたと推測される。なお詳細は開田の項にある。

二、幕府の殖産興業政策と産業

国史連絡甲斐郷土史の中に、「当代に入り、特に幕府の保護奨励もあつたので、産業は全国的に発達し、当国の如きも見るべきものがあつた。中にも、葡萄・製紙・蚕糸・織物・煙草・甘草等特筆すべきものがある」

と、見えている。このように、江戸中期以後幕府は、生産物をふやし産業を盛んにして農民の貧窮を救うため、また、幕府の財政を豊かにするため、農民に市場めあての作物などをつくらせ、また製紙・蚕糸・織物なども奨励して、殖産興業に力を入れはじめた。

製紙は、平安時代にはじまり、武田家の保護によって漸く発達して、徳川時代になると一そう隆盛になった。市川（西八代郡）は、良質の紙を多く産出した。毎年幕府から御用紙の命をうけた。幕府は、運上紙取立役人において取立ての事をつかさどらせた。寛政五年（一七九三）、運上紙を金納と定めた。村役人は、隔年に御用紙を取集めて、束紙のきり口に朱判を押すことにした。岩間・西島などでも良紙をつくつたので、運上紙取立役人がおかれた。幕府は、製紙の原料である三極みつたの栽培を保護育成したのでますます盛んになった。

やせ地をかかえ、水害や獣害、冷害、干害などになやまされ、さらに貢租や課役に苦しんだ東西河内領民（身延町を含む）の唯一の副収入源であり換金資源となるものは、三極、楮こぞの栽培であった。文化十一年（一八一四）五月十四日（一七七〇）年幕府は農民の強訴を禁じた。三極の売買について、保村（早川町）名主後見秀八、十島村長百姓九兵衛両人を総代にあげ、東西河内領八十七カ村挙つて駕籠訴を敢行した。この駕籠訴代表七名の中に、本町関係では、下山村名主一太兵衛、相又村名主一栄助、大島村長百姓一文兵衛、和田村名主一重郎右衛門らが、訴状の中に見えている。このことからし



駕籠訴状



た ま つ み

て、本町でも村民の生活に、重要な三極づくりが、相当多かつたと推測されるのである。さて、紙の原料である三極楮は、ほとんど市川、西島の紙漉業者によって使用され、紙

漉業者は、仲買人から問屋の手を経て買い入れたのである。市川、西島の人々は、御用紙の生産をしていたため特権意識がつよく、原料生産者の農民に三極楮の売買をめぐる、圧力を加えたので、むずかしいトラブルが生じていた。

市川の「紙漉業史―村松志考」によると、次のように見えている。「武田氏より特典が与えられ、徳川氏時代に至って更に特典が与えられた、御用紙上納に要する原料は、毎年紙漉人一同が、会議を開いて、此の年の紙漉人数を調査し、御用紙数量に対して必要量を算定した上、楮三極仲買人並びに売方と協議して価格を協定し、各原料生産村に対して所要数量を割当て、原料の確保をはかった。なお、御用紙漉出完了までは、他国へ無断で原料を移出することを禁じ不足の場合は、村役人をして探索させるなど特別の権利をもたせた。しかし、価格は、比較的低廉であった」とある。ところが、寛永二十一年（一六四四）、代官秋山半右衛門、名原兵衛支配のとき売物自由となった。これによって、市川西島紙漉人から、原料高のため御用紙並びに船役運上御上納に差しつかえる。これを理由に、市川代官所に願ひ出て、信州売の荷物を、生産者になんらの通知もしないで差留の封印をした。この一方的なとりきめに対して、自由販売ができるように東西両河内領民が、敢然たつて駕籠訴を敢行したわけである。この結果

原料は、国内に限り売買すること、値段は市川西島両村立相場として、下値の場合は山口番所手形下付を、仲継問屋連から支配役所に申渡し、他国出しをすることと解決し、

秀八、九兵衛は後に罰せられた。

本町においては、三極楮の栽培が換金の重要な財源として、昭和の初期までつづけられた。そして昭和二十年頃まで、一部の山畑に僅かに名残をとどめていた。なお、大正五年（一九一六）大河内村取調書によると、「文化九年（一八一二）に家庭工業として、紙漉帯金三十一軒、九滝六軒、角打二軒、大島十六軒あり、明治年間一軒もなし」とあり、文政十一年（一八二八）から明治三年（一八七〇）まで、約四十二年間の甲州相又村御年貢割付帳（相又区所蔵）によれば、各年に紙漉船役、一升八合が割付けられている。本町内の身延下山豊岡地区にも、紙漉ぎが行なわれていたことが推測される。

このように、本町内においても、紙漉が行なわれたのは、製紙の原料である三極、楮が自家で生産され、また仲買人の手を経ないで容易に入手できることなどからではないかと思われる。



みつまたをふかすところ（かまば）

第二章 明治以後における産業の変遷

第一節 明治時代

十八世紀の末から十九世紀にかけて、イギリスを中心とする西欧諸国においていわゆる産業革命がおこった。ジェームス・ワットの蒸気機関の発明や、製鉄法の発明をはじめとする機械・交通・技術の革命的進歩により、従来の手工業的、家内工業的生産様式は完全に駆逐され、機械による工場制大規模生産即ち資本主義の成立がこれにとつてかわつたのである。そして、その余波はやがて日本にもおよんできた。日本では、一八九四年から一八九五年前後に、軽工業を中心として蒸気力による産業革命が完了した。そして、開港によつて外国貿易が盛んになつたので、明治政府は、殖産興業を富国強兵とともに基本政策の一つとした。したがつて、産業経済は急速に発展し、明治五年（一八七二）には土地改革を行ない、この間小作争議なども起きた。明治六年（一八七三）七月には、地租改正を行ない、つづいて明治八年（一八七五）さらに土地改革を行なつた。地租改正の条例と規則の要点は次のとおりである。

- ①以前の年貢は土地の収穫を基準として、田租は米納、畑租は現物納又は代金納であったが、新地租は、土地の価格を政府が決定し、その地価を基準として田畑租とも金納とする。
- ②地租の税率は地価の百分の三とし、地租の三分の一以内を村入費として付加する。年の豊凶により税の増減はしない。
- ③地租は耕作者からではなく土地所有者からとる。

第二章 明治以後における産業の変遷

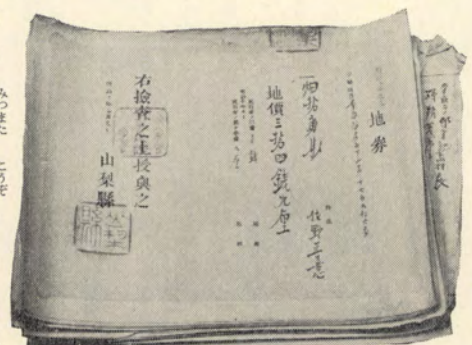
- ④地価は土地の収益を算出し、それを年利率六分で資本金に還元してその額を地価とした。

このようにして、封建時代の物産現物尊重の時代から、物資換金の産業へと移行してきたので、農家も現物温存による自給から、換金へと切り替える形態に移行したのである。この中において身延町は、山多く平地が少なく、山間に部落が点在し、加えて交通の便も悪いという悪条件が重なつていたので、換金農林産物の産額もきわめてすくなく、わずかに、繭・三極^{みつたま}・楮^{こうぞ}・わさび・椎茸・木炭ぐらゐのもので、農林産物の加工工場はもちろん、その他の工場の設置も望めなかつた。

第二節 大正時代

さきに述べたように、西欧の産業革命の波は日本へもおしよせ、明治時代における日本の産業を変革した。日本は欧米の文化を吸収せしやくして、二十世紀初頭には重工業を中心として電力による産業近代化を行なつた。本町においてはその立地条件から、依然として農業並びに諸産業の急速な発展は見られなかつたが、時あたかも大正九年（一九二〇）富士身延鉄道が身延まで開通し、道路の整備とも相まって交通事情が一変したのにともない、農産物・木炭・原材等の移出も容易になり、販路も拡張されたので農業技術向上への関心も次第に高まつて来た。

大正五年（一九一六）の下山・大河内・豊岡・身延の旧四カ村の取調書



明治政府が土地の私有権を証するために交付した地券（筆毎に地価を記入してある）

大正五年調 大正初頭産業の状況 (下山、身延、豊岡、大河内各村村政取調書より)

種別	下山村	身延村	豊岡村	大河内村
主要農作物	米、麦、大豆、甘藷、夏豆	米、麦、大豆、粟、甘藷	米、麦、大豆、粟、稗、玉蜀黍、そば	米、麦、甘藷、蕎麦
副業	三極の栽培	養鶏 梅平、大野、波木井に少しあり、三極を山腹に栽培す。	三極の栽培の外養蜂、養豚等なし	山畑の三極は桑園のため減少、養蜂40箱、養鶏34羽 飼育者5分の1位
植林	恩賜植栽面積63町歩、杉檜青年団植林23町歩、くぬぎ、学校植林3、5町歩、松杉、檜	造林155.25町歩 樹種は杉、檜、松、雑木	現末立木地442.5町歩 植林樹種杉、檜 立木地767.7町歩	造林面積500町歩、杉及檜、郡営50町歩の模範植林産物、木材、薪、茸類木炭
養蚕業	出稼人多く桑園経営不振 養蚕発達していない、蚕種は白竜中葉、万力筋より入る	桑園は他町村に比較して遜色あり、あまり養蚕業発達せず	沿革詳細不明	明治20年頃まで重箱飼、その後桑園を改良し増加し養蚕業盛況を呈す。
牛馬	牛40頭(多少乳用)馬70頭(耕作用)	牛なし、馬84頭、耕作、運搬用	牛20頭、馬200頭主として耕作用	牛150頭用途は仔産、肉用馬105頭、駄馬、肥料取
肥料	草肥、厩肥、水肥、金肥少々、草肥減少の傾向	記入なし	人糞、刈敷、推積肥料	牛馬肥、推積肥、人糞、蚕糞、金肥少々
機関	農会、産業組合、購買組合	農会、大野蚕業組合、身延信用組合	村農会あるのみ	村農会、大島角打に産業組合、大島養蚕組合
工場	山額製糸工場あり	製糸工場1ヶ所	なし	大島に製糸工場1
職工	出稼中の職工多数、特に大工、屋根職は古来非常に多し	屋根職3、船乗4、小車業1、鍛冶1、大工3	大工20、左官3、屋根15、船乗5、いかだ乗3	大工30、左官3、瓦1、鍛冶4、屋根職4、石工6、杣木挽6、船乗12、筏乗20、畳職4
家庭工業	機織、蓆織多少あり	櫃飴製造、数珠製造	なし	横糸3、水晶細工2
商事	旅館3、雑貨商8	小林銀行支店、会社1、雑貨商96、飲食店5、旅館13、身延電燈会社	雑貨商3、水晶行商人3	雑貨商10、行商50
その他	特に記入なし	特に記入なし	林産物として丸太角材670尺メ、挽材138本、竹材1500束、杉皮1600束、竹皮35貫、木炭45600メ、椎茸140メ、苗木252100本、刈敷36500メ	特に記入なし

による産業の状況を(表1)次に掲げる。

第三節 昭和時代

日本の工業の中で、一番おくられていた化学工業もしだいに発展し、化学肥料の国内生産も、ようやく盛んになって、本町においても、農家に化学肥料が導入されるようになった。また、産業振興のための金融も、円滑になって、各地区に産業組合が設立され、農林産物の移出も容易になり、産業の振興が四地区におしすすめられたので、町民の所得もようやく向上してきた。

昭和十二年(一九三七)、第二次世界大戦の勃発によって、農家の主要労働力であった男子は、出征又は徴用され、学徒もまた出陣或は軍需工場に動員され、さらに、女子学生女子青年も、統々と戦争遂行のために動員されたので農家の生産はいちぢるしく低下した。こうして国民生活は窮乏のどん底におちこんでしまった。かくして国の総力をあげて戦ったが、昭和二〇年(一九四五)八月十五日敗戦をむかえたのである。

昭和二十一年には、農地改革が行なわれ、更に農業災害補償制度が生まれ、昭和二十一年から二十四年にかけて農業改良普及員が派遣され、更に昭和二十六年には、農地法が施行され、農業委員会がつけられた。この間、道路(農林道)の整備も着々すすんで、農業経営の環境も整備され、さらに、住民の生活指導機関も設置されてきたうえに、農機具の近代化、土地改良、用水路の改修もなされ、さらに、農業技術の向上、金融機関の設置、加えて昭和三十五年、町の産業振興計画が樹てられ、着々と成果をあげてきたのである。更に、本町では、地域の特殊性を考慮して、果樹、畜産の奨励などを加えて、産業の総合的科学的、近代経営への道を歩みながら、新町建設への道を力強く歩みつづけてきた。しかし、昭和三十五年以後は、政府の高度成長政策の余波をうけて、人口は都市に流出し、産業工場をもたない本町の人口は、毎年減少の一途をた

どっている。昭和四十三年NHKが、全国都道府県の人口過疎過密を調査したところ、過密は、東京都はじめ二十一道府県、過疎は、長崎・高知・山梨をはじめ、二十五県と報道されている。町当局ならびに住民は、工場の誘致を熱望し町の人口増加と発展を願っている。

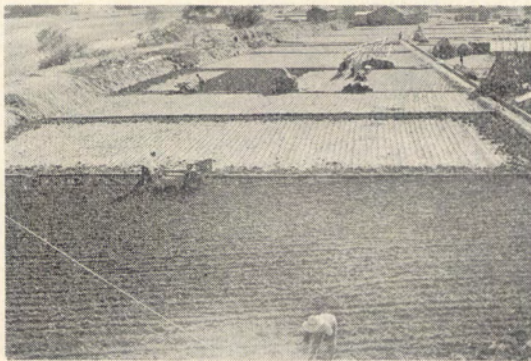
第三章 産業のあらまし

第一節 農 業

戦後、わが国では農地改革によって自作農化がすすみ、また、農業技術の改良などにより生産が向上して食糧事情もしだいに緩和され、経済の安定と高度成長に伴って、生活、文化の水準が向上し、都市と農村生活の平均化が進んで、農家の経済は自給経済から現金経済へと移行してきた。

本町の農業経営規模は極めて零細であり、大部分は兼業農家で、多く農外所得に依存して生活を支えている現状である。

今後この傾向は、一層進むことが予測される。また他産業の伸展によって、農家の労働力は吸収され、世帯の所得は増大し、生活の水準は向上するであろうが、相対的には下降線をたどって進展を期することは非常に困難な状況下であり、現況は極めて深刻である。



耕 地 (大野)

一、農地改革

昭和二十一年、改正農地調整法により第一次農地改革が進められたが、根本的な農地改革のためには不十分であったため、同年十二月、自作農創設特別措置法が制定実施され、いわゆる第二次農地改革が強力に推進されたのである。

その要点は

(1) 不在地主の所有地、在村地主の所有する小作地で内地平均一町歩（本町では五反歩）、北海道では四町歩をこえる分、および自作地と所有地合計が内地で三町歩、北海道で十二町歩をこえる分の小作地は強制買上げの対象となる。

(2) 自作地は原則として強制譲渡の対象とならないが、請負小作地や不耕作地は全面的に買収可能とした。

(3) 土地の買収、譲渡は市町村農地委員会があたり、その構成は地主三、自作二、小作五の割合とした。

(4) 土地の取り上げを制限し、新たに最高小作料率を定めた。すなわち田では総収穫代金の二五パーセント、畑ではその主作物の代金の一五パーセント以下とした。

こうして二十二年十二月二十一日、山梨県下でも一斉に初の市町村農地委員選挙が実施された。



機械化される田植

身延町の旧町村農地委員会の初代会長はそれぞれ次のとおりである。

下山村	望月	斌（自作代表）
身延町	藤田	岡波（〃）
豊岡村	大沢	幸房（〃）
大河内村	若林	孝義（〃）

農地委員はその後一回改選され、農地改革の推進にあたったが、昭和二十六年に新農地法の制定により、現在の農業委員会制度にうけつがれている。

なお、県下の農地改革推進のため、県には知事を会長とする二十五名の県農地委員会がおかれ、各市町村よりの訴願の審査その他重要事項の決定にあたったが、本町からは四号委員（学識経験者で大臣の選任したもの）として深沢義守が就任し、小作料審査委員長をつとめている。

この農地改革による自作農化のため農家の生産意欲が高まり、また、適地適作の方式を採用することができ、化学肥料の大量進出、農業技術等の急激な進歩によって、食糧危機を乗り越えることができたので、食糧事情は年々緩和されたが、麦類、豆類、いも類の主要食糧作物の作付けは逐次減少し、現在では食生活の変化もあって、米までも過剰生産という皮肉な現象を呈している。

第二次世界大戦勃発以来、十年余も続いた食糧難時代と現在では、全く隔世の感がある。従来の自作農地も、農地解放によって取得された耕地も、産業の変遷によって工場の敷地、あるいは宅地化し減少が目立ち始めた。最近では、その傾向が特に顕著になってきた。

自作農創設別措置法によって行なわれた農地等の移動状況と、最近一年間の（昭和四十二年度）農地の転用状況は表1、2の通りである。

二、離農

食べるものさえあれば百姓は暮らせるといった自給経済時代は過ぎ、現

表1 自作農創設特別措置法（農地改革）による地区別農地等の移動状況

地区別		買 取 面 積				
		田	畑	宅 地	採草地	計
下 山 身 延 豊 岡 大 河 計	反畝歩	159.7.10	298.2.07	3.1.05	10.1.25	471.2.17
	反畝歩	201.1.19	318.7.08	6.3.13	65.7.01	591.9.11
	反畝歩	100.8.24	168.8.17	8.17	23.1.08	293.7.06
	反畝歩	53.3.01	171.2.10	2.3.46	2.2.12	229.1.19
計		515.0.24	957.0.12	12.7.01	101.2.16	1586.0.23

地区別		売 渡 面 積				
		田	畑	宅 地	採草地	計
下 山 身 延 豊 岡 大 河 計	反畝歩	159.5.06	297.6.23	3.1.05	10.1.25	470.4.29
	反畝歩	201.1.19	318.7.08	6.3.18	65.7.01	591.9.09
	反畝歩	100.8.24	168.8.24	8.17	23.1.08	293.7.06
	反畝歩	53.3.01	171.4.23	2.3.26	2.2.12	228.4.02
計		515.0.24	957.0.12	12.7.01	101.2.16	1586.0.23

身延町農業委員会資料（昭和43.6.1現在）

表2 農地の転用状況 昭和42年

区 分	転 用 地 計	宅 地	工 業 等 施 設 用 地	学 校 敷 地	鉄 道 水 路 道 路 敷 等	植 林
面 積	493	102	179	16	72	124
割 合	100%	20.7	36.3	3.2	14.6	25.2

農地の所有権の移転の状況（事由別）

区 分	事 由	総 数	贈 与	経 営 の 少 縮	耕 地 (農 業) 放 棄	そ の 他	小 作 地 の 渡 譲
讓 渡 件 数	総 数	57件	2	6	1	37	11
	下 身 豊 大 河 内	30件	1	5	1	20	3
	山 延 岡 内	11件	1	1		8	1
地 区 別 割 合	総 数	100.0%					
	下 身 豊 大 河 内	52.6%					
	山 延 岡 内	19.3%					
事 由 別 割 合	総 数	100.0%	3.5	10.5	1.8	64.9	19.3
	下 身 豊 大 河 内	100.0%	3.3	16.7	3.3	66.7	10.0
	山 延 岡 内	100.0%	9.1	9.1		72.7	9.1
讓 渡 面 積	総 数	454	32	42	13	256	111
	下 身 豊 大 河 内	188	9	41	13	118	7
	山 延 岡 内	54	23	1		25	5

身延町農業委員会資料

金経済へ移行してきた現在において、商業主義の浸透が激しくなるにつれて、農家にとって現金の必要性はますます高まってきた。ところが、それと農業の収益性の停滞とにより、農業経営はますます困難になりつつある。本町においては、農業経営上まことに不利な条件が重なっている。たとえば、農業生産物の換金を望んでも、耕地はすくなく、しかも、山間に存在しているため小規模経営を余儀なくされ、また、消費都市は遠く、その上交通の便もよくないので、せっかく作った農産物の販路も制約される。したがって、耕地には一部を除いてほとんどが昔ながらの主食類中心の自給的農産物がつくられ、商業主義的農業には、ほど遠い現況である。経済の高度成長に伴い、昭和三十五年頃から、他産業の著しい伸展によ

て、農業と他産業の所得格差は、年々深まるばかりである。したがって、農外からの現金所得に多く依存しなければ、生活を支えることができなくなってきた。

二、三男対策などといわれた就職難時代は過去のこと、労働力は他産業に益々吸収されて、三ちゃん農業、主婦農業といわれているが、これも過去のことになりつつある。

ここ数年來、農業経営の基幹となるべき青壮年層は、日を追って他産業へ流出し、今では主婦までがその傾向をたどっており、農業経営の基幹は、老人層へと移行してしまった感さえある。こうしたなかで、年々農業経営を縮小したり、或は離農する者が多くなってきた。離農者の多くは、

農業だけでは生活が維持できないことと、よりよい生活を求めて、若者は都市へ出て他産業に従事し、居を構え、一家揃って転居するというような形で離農してゆく者が多い。また、比較的安定した職業に従事しているものが、生活に余裕がでけると、転居しないまでも田畑を手放し、経営を縮少してゆく農家も現われており、今後この傾向は続くものと思われる。昭和三十五年世界農林業センサス、昭和四十年中間農業センサス、更に昭和四十三年山梨県農業基本調査の結果、本町は表の通りであるが、昭和三十五年から昭和四十三年二月一日までの八年の間に、農家戸数は約一五・四パーセント（二五二戸）減少しており、一カ年平均、約二パーセント（三三戸）の減少率である。

三、専業、兼業

本町は、農業経営規模の零細性のため、明治時代から多くの兼業農家が存在している。農家の生活は、主として農業に支えられ、不足分を副業、日雇等によって補ってきたが、昭和三十五年頃から、国の高度成長政策の影響により生活水準が向上し、農外からの現金収入を求める傾向がよくなってきたので、さらに兼業農家が多くなった。昭和四十年の中間農業センサスによると約七パーセントが専業農家で、第一種兼業農家が約一五パーセント、第二種兼業農家が約七八パーセントとなっている。最近の確かな数字は分らないが、専業から第一種に、第一種から第二種へと転落してゆく農家がかかり出てきて、本町のもつ農業経営の零細性を如実に物語っている。従来は農外収入を副業的収入としてきたが、最近では、農業が従

表3 地区別離農戸数

地区名	下山	身延	豊岡	大河内	計
年次	戸	戸	戸	戸	戸
昭和35年	17	90	18	37	162
昭和40年	20	25	17	27	89
計	37	115	35	64	251

1960年世界農林業センサス、1965年中間農業センサス、昭和43年山梨県農業基本調査結果から

種類別	地区名	下山	身延	豊岡	大河内	計
建設	1	15	2	10	17	44
	2	54	40	23	40	157
その他	1	4	4	2	3	13
	2	11	12	3	6	32
自営兼業	1	11	7	5	10	33
	2	55	61	26	53	195
自営兼業農家	1	6	2	2	8	18
	2	5	4	7	11	27
製造業	1	6	4	1	3	14
	2					
漁業	1				1	1
	2					
その他	1	5	5	3	2	15
	2	44	53	18	38	153

1965年（昭和40年）農業センサス

表5 専業兼業別農家戸数

年次	区分	農家戸数	専業	第1種兼業	第2種兼業
昭和27年	戸	1,645	338	727	580
昭和30年		1,568	217	424	927
昭和35年		1,627	68	170	1,389
昭和40年		1,465	105	222	1,138
昭和43年		1,376	124	114	1,129

山梨県統計書、農業センサス、山梨県農業基本調査

表4 第1種、第2種兼業種類別、地区別農家戸数

種類別	地区名	下山	身延	豊岡	大河内	計
農家数	第1種	60	32	61	69	222
	第2種	288	271	246	333	1,138
やとわれ兼業農家	1	49	28	56	58	191
	2	233	210	220	280	943
恒常的勤務	1	7	8	18	15	48
	2	80	77	63	97	317
恒常的労働	1	2	6	7	9	24
	2	45	48	57	90	240
総数	1	16		1	5	22
	2	27	23	14	16	80
やとわれ兼業農家	1	1			1	2
	2	1			1	2
林業	1	2				2
	2	6	6	9	1	22
漁業	1					
	2					
建設	1	14		1	4	19
	2	18	14	5	10	47
その他	1	2	3		4	9
	2	2				2
総数	1	24	14	30	29	97
	2	81	62	86	77	306
人夫日雇	1	3			2	5
	2	3		2	3	8
林業	1	2	8	18	7	35
	2	13	10	58	28	109
漁業	1					
	2					

となつて、副業的要素が多分にもつようになつてきた。本町の専業別戸数、兼業の内容は、昭和四十年の中間農業センサスによると、表4、表5の通りである。これからの課題は、専業農家の自立経営の確立を期するとともに、大部分を占める兼業農家の振興の方途を講じていかなければならない。

四、供出と予約売渡し

第二次世界大戦以来、国策として食糧増産が強力に進められ、また統制がしかれ、更にそれが供出制度となつて、農家は一定量の保有米を認められ、他は供出させられたので食べるにも充分でなかつた。敗戦後は、労働不足による農耕地の荒廢、肥料不足、農業技術の遅れ等がひどく、更に、復員者、海外からの引揚者、また、出生率の急激な増加によつて、人口は増加し、食糧の危機は、その極に達し、社会不安まで招いた。その後年々労力が確保され、開田開畑も進み、化学肥料も配給制度から自由販売となつて大量に出回り、また、農業技術の改良進歩によつて逐次食糧事情は緩和されたが、昭和二十六年頃まで、食糧難時代は続いた。この間、生産する農家も、消費者も、並々ならぬ苦勞を味わつたものであるが、農家は、保有米の確保、供出の完遂と食糧増産に、夜の明けきらぬうちから日の沈むまで、一くわ、一くわ、苦しい肉體労働にもめげず、黙々と働き続けた。その甲斐あつて食糧事情は好転し、昭和二十七年に麦類は間接統制となつた。しかし、米には、引続き割当制度があり、昭和二十九年まで続いたが、昭和三十年から予約売渡制度となつて現在に至つてゐる。統制、供出当時は、雑穀類、いも類、豆類まで自由に売買することは許されなかつた。米の供出の代りに代替供出として、米に換算して政府へ売渡すことは、一定量まで許された。昭和三十年から、昭和四十二年までの予約売渡し実績を表6によつてみると、年々、売渡米が多くなつてきたことがわかる。これは農業技術の進歩と、病害虫防除の徹底が期せられ、反当収量を

増加させ、また人口減と食生活の変化によつて米の消費量が減少したことなどから換金的手段として、売渡す農家が増加したためと思われる。

表6 予約米売渡地区別実績

地区別 年次	下	山	身	延	豊	岡	大河内	計
	kg							
昭和30年	12,075	3,162	1,061	1,232	17,530			
31	10,200	4,500	1,800	1,440	17,940			
32	8,550	2,550	1,350	2,175	14,625			
33	9,302	3,080	1,447	2,464	16,293			
34	11,226	4,158	5,024	2,737	23,145			
35	8,853	2,044	2,425	1,940	15,262			
36	14,445	8,069	9,178	6,622	38,314			
37	18,387	9,640	12,997	11,919	52,943			
38	23,900	11,242	14,322	18,849	68,313			
39	25,071	8,716	14,938	21,128	69,853			
40	14,168	6,437	12,412	10,995	44,012			
41	9,960	2,340	6,622	9,606	28,528			
42	22,680	7,635	13,952	19,197	63,464			

食糧事務所資料

五、就勞の実体

さきに述べたように、農業経営の零細性から、農業に従事するものはほとんどが主婦老人層で、青壮年層は農繁期にのみ従事し、片手間労働をもつて経営に當つてゐるケースが多い。昭和四十年の中間農業センサスの結果は、表7の通りであるが、現在では、更にこの傾向が進んでゐるものと思われ、今後も更に急テンポで推移して行くことが予想される。

表7 農家、家族員の農業就業状況（男女別）

地区名	区分	家族員 総数	14才 以下	15才	16才 以上	農業就業人口				
						総数	年間農事 に従事 日数 29日 以下	30日～ 59日	60日～ 149日	150日 以上
下山	男	882	297	30	555	133	39	11	22	61
	女	943	294	19	630	402	91	42	93	176
身延	男	795	252	30	513	102	17	9	30	46
	女	841	223	17	601	345	91	54	96	104
豊岡	男	862	293	26	543	146	10	18	39	79
	女	869	271	20	578	391	53	66	116	156
大河内	男	1,018	310	31	677	162	29	17	40	76
	女	1,058	294	28	736	460	71	91	134	164
計	男	3,557	1,152	117	2,288	543	95	55	131	262
	女	3,711	1,082	84	2,545	1,598	306	253	439	600

(注) 1965年(昭和40年)中間農業センサスより

六、経営耕地と生産額

本町の農業経営規模は極めて零細で、昭和四十年の農業中間センサスによると、三〇アール未満が七四一戸と農家の五〇パーセント以上を占め、一ヘクタール以上は僅か一〇戸、平均三三アールという規模で、自立経営を図るという事は、極めて困難な問題である。

表8 耕地面積(明治40年)単位ヘクタール

地区名	区分	自作地		小作地		計	
		田	畑	田	畑	田	畑
下山		26.9	98.3	15.0	57.8	41.9	156.1
身延		12.7	25.0	42.8	30.2	55.5	55.2
豊岡		20.4	78.7	36.3	36.6	56.7	115.3
大河内		30.7	25.2	31.2	35.5	61.9	60.7
計		90.7	237.2	125.3	160.1	216.0	387.3

表9 耕地面積(昭和10年)単位ヘクタール

地区名	区分	自作地		小作地		計	
		田	畑	田	畑	田	畑
下山		49.7	86.8	28.8	30.4	78.5	117.2
身延		20.2	52.4	42.3	45.0	62.5	97.4
豊岡		29.1	75.9	31.7	30.6	60.8	106.5
大河内		35.2	79.2	30.2	39.6	65.4	118.8
計		134.2	294.3	133.0	145.6	267.2	439.9

また、農産物の所得状況を統計資料によって比較検討してみると、昭和三十六年と昭和四十二年とでは、約二倍の伸びを示しているが、これは、諸物価の値上りにつれて、農畜産物の価値も上向いた結果によるものである。昭和四十二年の平均所得は、約二四万五千円となるが、これは、自給農畜産物と販売したものを含めた年間粗収入である。昭和四十二年産米の所得額が極端に低下しているのは、台風による被害と、古今未層有の二度、三度にわたるウンカの大襲来によって被害を受けたためである。

表12 耕地面積

(昭和35年～43年) 単位ヘクタール

年次	区分	田	畑	樹園地	計
昭和35年		248.7	370.4		619.1
昭和40年		223.0	251.0		479.0
昭和43年		215.0	140.7	74.2	429.9

(農業センサス山梨県農業基本調査より)

表13 規模別農家数

年次	農家数	30アール		
		未満	30—50	51—70
昭和35年	1,626	831	457	238
昭和38年	1,625	830	454	323
昭和40年	1,461	741	446	191
昭和43年	1,371	752	391	169

(農業センサス山梨県農業基本調査より)

表10 耕地面積

(昭和27年) 単位ヘクタール

地区名	区分	田	畑	樹園地	計
下山		69.6	72.0	5.9	147.5
身延		49.4	53.1	5.4	107.9
豊岡		51.2	68.4	14.1	133.8
大河内		51.6	81.5	9.6	142.6
計		221.8	272.8	35.0	531.8

表11 耕地面積

(昭和30年) 単位ヘクタール

地区名	区分	田	畑	樹園地	計
下山		67.6	58.6	6.4	132.6
身延		51.3	48.5	5.0	104.8
豊岡		48.6	63.4	15.1	127.1
大河内		54.4	75.2	6.9	136.5
計		221.9	245.7	33.4	501.0

(注) 表8、9、10、11山梨県統計書より

表14 農産物の生産額 (昭和36年～42年)

単位 万円

種別	米	麦	雑穀豆類	芋類	野菜	果樹	工芸作物	種苗	養蚕	畜産	計
昭和36年	6,600	1,500	1,200	600	1,600	800	500	—	2,800	2,200	17,800
37	7,440	2,660	1,690	690	1,550	1,120	470	30	3,250	3,410	22,230
38	7,855	1,570	1,084	687	2,004	1,397	315	33	3,381	2,792	21,118
39	9,254	2,532	1,098	286	2,007	2,006	151	39	2,911	3,628	23,972
40	8,759	2,155	874	582	1,711	2,425	153	331	3,578	4,535	25,103
41	6,400	2,300	1,000	800	1,900	2,000	200	100	4,800	8,600	28,100
42	12,037	1,979	170	812	2,589	2,080	170	74	5,868	10,159	35,938

(統計事務所所得統計資料より)

和田村	四三石五斗六升	横根村	一三石二斗九升
大島村	七八石八斗六升	中村	二四石二斗三升
下山村	六一四石 五升	光子沢村	二七石二斗三升
波木井村	一九四石九斗九升	俵子村	二四石二斗三升
大野村	一一四石八斗九升	注(清子村の清を誤記したものである)	
梅平村	二一〇石八斗八升	う。)	
小田村	五石五斗七升	下山南松院	一五石
船原村	五七石五斗七升	竜雲寺	一〇石
門野村	一二石九斗六升	天輪寺	三石六斗
大城村	二二石 一升	西林坊	二石八斗四升
相又村	一五石六斗九升	石高合計	一、八三四石五斗八升

粟倉村、大崩村、樋之上村、身延については記録がない。

総合計一、八三四石五斗八升の石高が、計算できることから、当時の農耕規模を推量することはできるが、水田面積を算出することは困難である。それは、この石高の中に、水田・畑・山畑・苧生畑まで含まれているからであり、逆算のむずかしさは、次のことから、理解できる。

甲州風土記に、

土地を量って、反別や、田畑の品等を定め、これを石盛とも斗代とも云う。二毛作田を、麦田とし、上田、中田、下田、下々田に分ける。上田を三―四所坪刈して、坪平均一升あれば、一反歩当り三石とし、これを五分措にして、米一石五斗を得る。石盛十五と云い、以上の品等によって、二つ下がりを通法とし、畑の場合は、上畑を中田の六割とみなし、これらの数値を集計反別に掛けたものが、村の石高である。

以上のことから、概算をするとしても、田畑の広さや、等級などの推定が困難である。武田氏滅亡後の、余命を保った穴山氏も、梅雪の横死と、その子勝千代の早世によって、徳川氏の支配地となった。本町でも、大久保石見守の検地が、寛文八年(一六六八)から、十一年までおこなわれて

いる。
検地水帳の現存するものは、次の通りである。

粟倉村	御検地水帳	寛文八年、九年
帯金村	御検地水帳	寛文九年
下山村	御検地水帳	寛文八年、九年
角打村	御検地水帳	延宝六年
大野村	御検地水帳	寛文十一年(写)
相又村	御検地水帳	寛文十一年(一六七一)

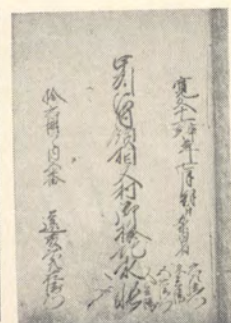
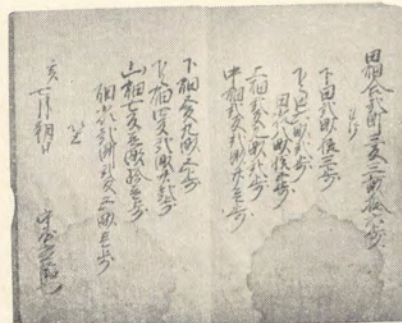
相又村の検地水帳は全巻保存されており、貴重な資料である。

(名寄帳、年貢割付帳も相当数区長宅に保管されている。)

相又村御検地水帳から、当時の相又村の反別と、石高は次の通りである。

田合計	一五町三反	二八歩
上田	一町三反一畝二二歩	
中田	三町五反	八歩
下田	五町八反	一六歩
下々田	四町六反八畝二二歩	
畑合計	四八町八反八畝二九歩	
上畑	六反三畝二九歩	
中畑	一町九反九畝二二歩	
下畑	五町 八畝 二歩	
下々畑	六町 四畝 八歩	
山畑	九町八反九畝 一歩	

刈生畑	二四町五反八畝 七歩
屋敷合計	五反八畝二〇歩
田畑屋敷合計	六四町一反二畝二七歩
石高	一六二石二斗六升一合



相又村御検地水帳

相又村の石高は、検地以後明治まで、変化していない。

江戸時代の初期、全国的に石高の増加をねらって、新田開発が奨励され、用水堰の発達は、一層畑地の水田化をすすめ、これらの工事は、村単位の大工事であった。

本町内の新田開発に関する古文書を、次にあげてみると、

寛文一三年（一六七三年）

下山村已年改新田水帳

一町一反八畝一二歩

高八石五斗一升九合

中田 二二歩

下田 一反四歩

下々田 一町七畝一七歩

とあり新田開発がみられる。

この年（延宝元年・一六七三年）

大野渠の開削が、おこなわれ大野トンネル北口に大野渠開削記念碑がある。建立は、明治二十年（一八八七）九月三十日で「用水開基当山六世、日寛大聖人延宝元年癸丑年創鑿」とある。

甲斐国志、山川部、第一四、に

大野渠、大野村ニ在リ延宝中柏坂山ヲ鑿スルコト九拾三歩ニシテ、波木井川ノ水ヲ引ク、是時県官ニ望



大野堰入口



大野堰開削記念碑

ミ、請テ金九拾参兩ヲ借テ、工役ノ費トス、後ニ其ノ金ヲ納メテ、今ハ御普請所トナル云々

村里部に、

大野渠、此ノ山ヲ鑿テ渠ヲ作ル、長九拾参間、山畠尺ク稲田トナレリ

とある。

明治二五年（一八九二）の身延村誌に、

「略、南流シテ大野組ノ飲用及ヒ灌溉ニ供シ、流末字下河原ニテ富士川ニ入ル、長拾町参拾七間、幅五尺、反別九町七反一歩ニ注グ云々」とある。

とある。

この水路は現在も十四ヘクター余の大野区の水田をうるおす唯一の用水路また非常用水路として利用されており区民は日寛上人の遺徳をたたえて毎年の秋祭りは「日寛さんのお祭り」として行なっている。

水路は非常に巧みに設計され、水を落とすと自然に両側へ土砂とともに水が引くようになっており、ほとんど手を加えなくても通水に支障がないほどである。

これら一連の新田開発は、当時の小規模な検地が実証している。

寛文一三年（一六七三）下山村已年改見取改帳 二反五畝一八歩

延宝五年（一六七七）相又村已起見取改帳

元禄七年（一六九四）相又村戊見取改帳

などがある。また次の

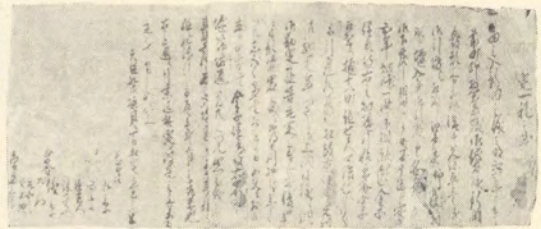
天保九年（一八三八）西之入新田開発の古文書がある。相又村針山（市川まさ子所蔵）定一札之事



大野堰出口

西之入新田之儀者明和六丑年、前、町野惣左衛門様、御代官様、新田開發願上申候処、後ニ久保平三郎様へ御引渡シ相成リ、江戸表へ御窺相成リ、堰入用御引当而者、各〇之処御下戻シ相成リ申候処、其後チ、安永五年、畑時一統ニ而相談イタシ、金子借用致右之畑堰引始メ、金子多分相掛リ、樋十八町、但シ七尺□□柱ニ而引通水反別相改、右借用金元利共勘定年々イタシ、御上納同様ニ納メ、御勘定可任管トリ定メ置申候処、後年々□□堰岩儀ニ候得共、川押付年々クスレ、志フク多金相掛リ申候、又オモ立チ候者ニテ、金子借用致右岩穴堰筋堀通シ候得共クスレ、行々岩切夫錢等相掛リ誠難儀致極、畑時一統ナケカハ敷奉存候処ト、天保九年□□□一件ニ而多分夫錢相掛リ候ニ付、右參拾五六年前田畑成リヘトリ掛時、相談シ候処、西之入堰之儀ハ、前書通り、難儀ニ付參拾五年前之内半起之積リ、十五年相立候得共、右借用等モ切ル申可積リ而相談相定メ置候処、当戊午年内ニテ、右相談之通リ起ス可クト、申サレ候処新堰畑時一統申候儀者、誠ニ当春モナン場出来、山切出金掛リ、米ル春モカクヤト申シ、岩參拾間余切申サネハ、水上リ不申候、又々右穴之下、八、九間又穴堀リ申サネハ相叶不申候共、此段村方へ申入候得者、役人右之書付被見致趣之事ニトリ仰聞、畑田成、取米二斗五升之所、三ヶ二之積リヲ以、行々トリ下ケ上納致可定メ仕リ置申候者、以後ニ外畑田成レバ二斗五升、西之入通り三ヶ二ノ積リ、但シ九升引ニ而、反々一斗六升之トリ米也

天保九戊午(一八三八)極月十日相定メ置申候



西之入新田開發文書

長百姓	九兵衛	会合	太衛門
〃	五兵衛	〃	元五郎
〃	治左衛門	〃	佐兵次
〃	弥左衛門	〃	勇藏
〃	儀兵衛	〃	三右衛門
		以上	

西之入新田は、豊岡小中学校のある大城川右岸段丘上である。寛政十一年(一七九八)早川河原開田の古文書に

書ヲ以申上候事
開田見込予想違之事
早川河原三町歩余、開田
文化三年(一八〇六)
開發延年歟下延年願
下山村 東宣

以上断片的資料ではあるが、これら一連の過程を経て、徳川時代も後期にはいる。文化十一年(一八一三)の甲斐国志、村里部から、村別石高をみると、

上八木沢村	九四石四斗五升七合	波木井村	一九九石三斗一升三合
下八木沢村	六九石二斗二升一合	大野村	六五石六斗九升三合
帯金村	二八九石二斗五升三合	本遠寺領	四九石二斗 二合
椿草里村	二四石 五升九合	梅平村本遠寺領	二〇石八斗七升
大垓村	二一石七斗五升九合	小田船原村	一〇六石八斗七升九合
大崩村	二〇石六斗九升六合	門野村	四四石七斗四升五合
丸滝村	六九石 四合	大城村	六〇石六斗九升九合
角打村	一〇三七七斗七升二合	相又村	一七三石三斗五升七合
和田村	一七九石六斗二升二合	横根村	二一石一斗四升四合
樋上村	一五石二斗五升一合	中村大久保村	三六石四斗四升八合
大島村	三五一石 三升九合	清子村	一八六石五斗 八合
粟倉村	一〇〇石一斗一升八合	光子沢村	五二石九斗二升四合
下山村	七七三石 八升四合	石高合計	三、三一九石一斗一升七合

慶長九年の古石高と比較してみると、約二倍に増加していることになる。

慶長九年(一六〇四)から、文化十一年(一八一三)まで、二〇九年間の開發増加を物語っている。

この期間の村別の増加の割合をみると、次の通りである。

下山村 一、二倍
 丸滝村・角打村・横根村・中村大久保村・清子村・光子沢村 約二倍
 八木沢村・帯金村・門野村・大城村 約三倍
 大島村・和田村 四倍強
 椿草里村・大袋村・相又村 八倍から十一倍
 波木井村・大野村・梅平村には変動がない。
 塩沢、新宿、門内については、久遠寺領で身延山史に石高二八石八斗五升九合二勺と出ている。

新田開発の黄金時代は、徳川時代の初期で、相又村の石高の推移もこれを証明している。

相又村石高の推移と、反別は、次の通り。

慶長 九年(一六〇四) 一五石六斗九升 (跡部氏)

寛文十三年(一六七〇) 一六二石二斗六升一合(検地)

反別六四町一反二畝二七歩

文化十一年(一八一三) 一七三石三斗五升七合(国志)

天保十四年(一八四三) 一六二石二斗六升一合(年貢割付帳)

反別六四町一反二畝二七歩

嘉永二年(一八四八) 一六二石二斗六

升一合(年貢割付帳)

反別六四町一反二畝二七歩

文久三年(一八六三) 一六二石二斗六

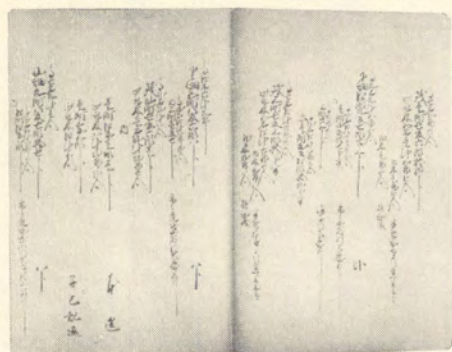
升一合(年貢割付帳)

反別六四町一反二畝二七歩

明治三年(一八七〇) 一六二石二斗六

升一合(年貢割付帳)

相又地区の新田開発は、寛文検地以前に、一応完了していると考えられる。このような傾向は、相又地区だけでなく、町内すべての村々にあ



相又村年貢割付帳 (天保14年)

てはまると思われる。

前述のように、下山地内において、寛政年間に早川河原の開墾が、おこなわれているが、下山地内の開田も部落に近いところは、寛政以前に終了している証拠である。

梅平村、波木井村、大野村は、慶長検地の石高と、甲斐国志記載の石高に変化がないのは、日蓮宗の本山に近く、鎌倉時代以後、身延山の繁栄の影響をうけて、古くから村落が発達し、慶長以前に新田開発が、完了しているものと推察される。

大野渠は延宝年間(一六七三)に開削されているが、慶長の古石高と、文化十一年(一八一三)の石高が同じことは、大野渠開削完成の効用が、全然ないことになるが、他に通水路の跡を証する資料もない。ただ本遠寺々領名寄帳その他若干の古文書によれば、屢次に亘る富士川水害のため、田畑の流失の著しいことが記載されている。こうした水害の歴史変遷の跡を考察して見れば、甲斐国志村里部にいう「山島尺ク水田トナレリ」の表現を肯定できるし、また、大野用水堰の効用もあったわけである。

以上開田の歴史を述べてきたが、本町の全貌を明確にすることは、できなかった。しかし、一応、その歴史的過程は、理解できると思う。

明治以後の開田については、土地改良事業のところで記することにする。

三、用水路の開削とその年代

用水路の開削は、新田開発と表裏の関係で切り離すことができないものであり、初期の用水路が、開削された年代も、新田開発と同じ年代である事は論ずるに足らない問題である。

勿論初期の用水路は、現代までに、相当改善改良されて、今日に至ったものと思う。

水路関係の古い記録は非常に少なく、わずか甲斐国志にその名を見るだ

けである。

甲斐国志記載の水路は次の通りである。

大野渠、村里部、山川部に記録されているが、開田のところで記したので省略する。

妙善堰 古蹟部にある。

略□荒墳三基一ハ五輪石塔ニテ、中村の妙善堰下ト云処ノ田中ニアリ云々

とあり、波木井上堰のことで、国志以前の開削であることはわかるが、年代は不明である。

丸滝渠、富士ヨリ引ク

角打渠、鍛柄沢、富士川ノ水ヲ引ク

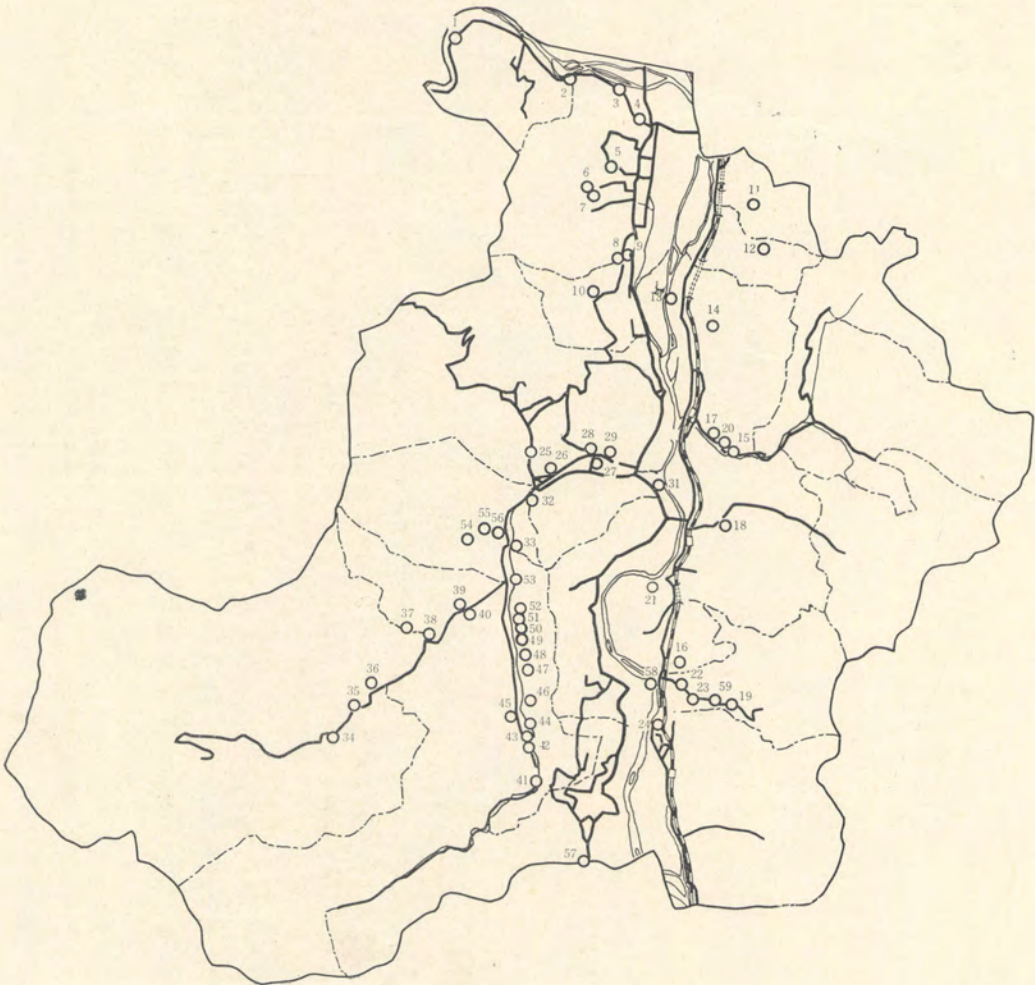
大島渠、富士川ノ水ヲ引ク

以上三用水路が山川部に記録されており、計五水路が国志に記録されているものである。平堰、開削年代については勿論不明であるが、釜川戸の取水口の道上に水神の祠がある。石製で「文化九申年正月」（一八一二）の銘がある。はたして、水路完成記念のものであろうか。



波木井妙善堰

町内主要水路取水口分布図



本町には、大小三〇〇に近い用水路がある。
 本町内の主な水路名を、地区別にあげると次の通りである。(県用水施設調査より)

用水路名一覽表 (番号は取水口分布図に記入のもの)

番号	水路名	利用河川	経営組合等
1	小原島堰早川	小原島水路	小原島水利組合
2	粟倉堰早川	粟倉水利組合	粟倉水利組合
3	下山堰金用水よ	下山水利組合	下山水利組合
4	北沢第三水路北沢	北沢第三水路	北沢第三水路
5	北沢第四水路大沢	北沢第四水路	北沢第四水路
6	不動沢上堰不動沢	不動沢上堰	不動沢上堰
7	不動沢下水路不動沢	不動沢下水路	不動沢下水路
8	当子沢上水路当子沢	当子沢上水路	当子沢上水路
9	当子沢下水路当子沢	当子沢下水路	当子沢下水路
10	宮沢水路宮沢	宮沢水路	宮沢水路
11	宮之前水路松葉沢	宮之前水路	宮之前水路
12	中島水路不動沢	中島水路	中島水路
13	帯金堰富士川	帯金堰	帯金堰
14	入の沢水路入の沢	入の沢水路	入の沢水路
15	林の前水路椿川	林の前水路	林の前水路
16	田之沢水路田之沢	田之沢水路	田之沢水路
17	山崎水路椿川	山崎水路	山崎水路
18	桑柄沢水路桑柄沢	桑柄沢水路	桑柄沢水路
19	水上水路長戸川	水上水路	水上水路
20	榎島水路椿川	榎島水路	榎島水路
21	平	堰富士川	堰富士川
22	渡々沢水路渡々沢	渡々沢水路	渡々沢水路
23	清水水路長戸川	清水水路	清水水路
24	中河原堰富士川	中河原堰	中河原堰
25	橋水路身延川	橋水路	橋水路
26	亥の新田水路波木井川	亥の新田水路	亥の新田水路
27	大野堰波木井川	大野堰	大野堰
28	波木井上堰波木井川	波木井上堰	波木井上堰
29	波木井下堰波木井川	波木井下堰	波木井下堰
30	勝沢水路勝沢	勝沢水路	勝沢水路
31	柏坂水路勝沢	柏坂水路	柏坂水路
32	長割水路波木井川	長割水路	長割水路
33	本田堰波木井川	本田堰	本田堰
34	金山水路大城川	金山水路	金山水路
35	馬込水路大城川	馬込水路	馬込水路
36	奥川湯平堰奥川	奥川湯平堰	奥川湯平堰
37	門野上堰湯沢川	門野上堰	門野上堰
38	門野下堰湯沢川	門野下堰	門野下堰
39	広河原水路大城川	広河原水路	広河原水路
40	針山水路大城川	針山水路	針山水路

四、土地改良事業

富士川河原の大規模な水田開発は、近年のものが多く、下山・大島・帯金地区は、昭和になってからの開田である。

各地区の老人の話によると、昔は相当量の水田が富士川河原にあったが、明治以後の大洪水によって大方流失してしまった。

近年、富士川河原の開墾の際、土地台帳を調べてみると、以前相当量の耕地があったことが判明したということである。

これらのことから考えてみると、富士川河原の開田は、新開田ではなくて一部復旧による再開田であるといえる。

近年の開田の主なものは次の通りである。

- 下山 早川表の新田 八町歩 昭和初年(一九二六)
- 大河内 大島新田 四町歩 昭和八(一九三三)十年(一九三五)

番号	水路名	利用河川	経営組合等
41	御内屋敷水路相又川	御内屋敷水路	御内屋敷水路
42	火焚水路相又川	火焚水路	火焚水路
43	清水中島水路相又川	清水中島水路	清水中島水路
44	五郎島水路相又川	五郎島水路	五郎島水路
45	小沢水路相又川	小沢水路	小沢水路
46	前田水路相又川	前田水路	前田水路
47	井戸尻水路相又川	井戸尻水路	井戸尻水路
48	祐下水路相又川	祐下水路	祐下水路
49	平城東水路相又川	平城東水路	平城東水路
50	峠沢水路相又川	峠沢水路	峠沢水路
51	林先水路相又川	林先水路	林先水路
52	正慶寺前水路相又川	正慶寺前水路	正慶寺前水路
53	横尾裏水路波木井川	横尾裏水路	横尾裏水路
54	上小田水路大倉沢	上小田水路	上小田水路
55	村添水路	村添水路	村添水路
56	下小田水路	下小田水路	下小田水路
57	横根沢水路南沢川	横根沢水路	横根沢水路
58	清子堰富士川	清子堰	清子堰
59	田沢水路長戸川	田沢水路	田沢水路

豊岡	大城川新田	六町歩	昭和八(一九三三)九年(一九三四)
身延	大野下河原新田	六町歩	昭和六年(一九三一)
身延	梅平亥の新田	三町五反歩	昭和十年(一九三五)
帯金	帯金地内新田	八町歩	昭和十八年(一九四三)
下山	川除下新田	八町歩	昭和三十一年

(一) 下山土地改良区

往古下山千軒と謳われ、下山の田圃で対岸八木沢村の人と話が交わされたと、古老より話し伝えられている。川除下開田面積は、一〇〇ヘクタール余あり、これの灌漑用水は、流路不定の早川より取り入れる外なく、年々農民の一大難事業であった。明治四十年代、数回に亘る大洪水のため、田や宅地が流され、家と共に人が流されるという悲惨事があった。しかしこの水難にめげず、大正、昭和にかけて約六〇ヘクタール程の開田が進められた。しかし、灌漑用水の導入は相変らず年々苦難の連続であった。たまたま日本軽金属株式会社が早川の流水を利用して発電事業を計画したのに伴ない、早川の水利権は軽金に移り、軽金の責任において用水並びに飲雑用水を確保することが取りきめられた。以来日軽金の責任において用水の導入に努めて来たが、大雨の都度取入れ口が決壊し農民の不平不満の声が高く、その運営に苦しんでいた。戦後食糧が非常に貴重になり、郷土下の農業百年の大計を推進するためには、開田事業と用水の円滑な確保が絶対必要であると確信を持った佐野為雄は、昭和二十八年七月下山水利組合を結成、組合長として率先水利の運営につとめ、さらには、昭和三十一年土地改良法に基づく下山土地改良組合を結成し、初代理事長となり、所信の実現に挺身した。

(改良事業)

・開田事業 八ヘクタール 四号堤東

明治四十年(一九〇七)頃以来流失し、ぐみ、柳が生い茂る河原を、昭和二十三年頃、農林省に一括買い上げられたものを再び払い下げをうけ、

ブルドーザー(下山地区の使用は初めて)による開田作業が進められた。
 ・事業資金 二六〇万円 農林漁業資金を農林漁業金融公庫より借用する。
 ・組合員数 二九七名 役員理事長以下一三名
 昭和三十四年度、完成し、旧所有者の潜在所有権を認め、希望者にまず配分し、残余の田はその他の希望者に売り与えた。
 ・灌漑用水路工事

永年苦しんで来た取水方法を改良して、灌漑用水を円滑に充分みたとすために、佐野為雄理事長は、日本軽金属の発電用水路・糠沢地沢から分水をうける以外にないとして着想し、理事会にはかり、その決議により軽金と交渉し、総工費、一五〇〇万円でその事業の完遂をはかった。

墜道工事は長さ六五〇メートル、幅一メートル、高さ一五〇メートルで事業は、昭和三十五年完工し、以来、必要にして充分な灌漑用水が確保され、山田をつくるより河原の田の方が耕作が容易であると喜ばれるようになった。全く今昔の感、無量のものがある。以来組合費として、一〇〇アール当り、七〇〇円を徴収し、返済金に充当すると共に、水路の小修理その他にあてて現在に至っている。

(歴代理事長)

初代	佐野 為雄	昭和二年二月就任
二代	古屋 慶信	昭和三年二月就任
三代	網野 正一	昭和四年一月就任
四代	遠藤 百治	昭和四年一月就任

(二) 帯金土地改良区

(経過)

昭和十八年(一九四三)帯金地内上梵天、下梵天ならびに持木島一帯の荒地約八ヘクタール(私有地および河川敷)の開田について帯金区内の有志が協議した結果、帯金耕地整理組合を設立した。總會において伊藤喜則が組合長に選任され、就任するや県当局の助成を得て、国鉄よりブルドー

ザーを借りて開田工事を施行した。(当時ブルドーザーを持っている建設業者はないので国鉄より借りた) 竣工後農地の配分をなし、区民はそれぞれ耕作に従事し、相当の収穫を得たのであるが、時あたかも太平洋戦争中のことで、食糧難の緩和にも大いに役立ったのである。

昭和三十四年八月、台風七号により帯金地内の堤防、県道、農地、農道は無残にも流失し、未曾有の大災害をこうむったのである。

一日も早くこれを復興するため、昭和三十四年十月区民総会を開催、帯金災害復興促進会を設立し、委員長伊藤喜則のほか十七名の委員を選び、町や県への陳情などをくりかえし運動した結果、昭和三十六年には二番堤、三番堤および県道の復旧工事が完成、さらに災害農地も昭和三十五年五月総工費七五〇〇万円をもって町営工事として着工、昭和三十六年五月に十三ヘクタールの復旧工事が完成したのである。工事費の負担率は国庫補助九〇パーセント、町費五・五パーセント、地元負担金四・五パーセントであった。

昭和三十五年の台風災害により八幡神社西側地点以北の田用水路流失のため、工事費予算七〇〇万円余りで町営事業として直径一メートルのヒューム管を上流に向かって約五〇〇メートル埋設した。

このように大災害から立ち直って農地および水路の完成を見たのであるが、農地の配分は簡単に行なわれなかつたので、稲の苗は県事務所よりあつせんを受け、区民の共同耕作により一・二ヘクタールの植付けを三十六年七月に行ない十月に区民の共同作業により収穫した。

昭和三十七年一月、災害復興促進会において配分問題をはじめ河川敷払下げ、登記、受益者負担、水路改良工事等について協議した結果、帯金土地改良区を設立することに決定したのである。二月、認可申請書を提出、七月知事の認可を得た。

理事長には、伊藤喜則が選ばれ、理事十六名、監事二名がそれぞれ選任された。

土地改良区設立以後の事業としては農地の配分、地元負担金の返済、取

水施設および水路の改良が主なるものであり、いずれも大きな困難があったが、理事長以下役員指導力と、組合員の協力により着々と解決し順調なあゆみが続けている。

先ず土地の配分は三十七年一月より五月まで数十回の委員会を開いて協議し、六月には一応終了して田植えができるころまでこぎつけたのである。

また富士川に埋設した前記の取水管はその後も毎年増水の度に破損、流失をくりかえし取水不可能となつたので、止むを得ずブルドーザーで河原を掘り割って取水したが多額の経費を要し、一反歩当り三、五〇〇円以上の負担を余儀なくされ、大きい悩みのたねとなつた。そこで昭和四十一年の大災害を機として町は復旧改良工事として後述のような近代工法による取水施設を行なつたのである。

この結果、取水についてはどんな災害にも被害をこうむる心配はなくなり、田用水の経費は以前の五分の一の八〇〇円内外に軽減されたのである。

さらに用水路についても四十三年に八幡神社より南へ約五〇〇メートルをコンクリート水路に改良する工事に着手、県および町の補助を得て年次的に実施している。

これらの工事により帯金の田用水の揚水施設および水路は全く面目を一新して恒久的近代的なものに生まれかわり、住民多年のなやみはほぼ解消されたのである。

三十四年災害の復旧工事地元負担金は農林漁業金庫より三二六万円を借入れ、毎年組合員より賦課金を徴収し返済にあてている。

(現況と役員)

組合員数 一〇六名

事業内容 借入金返済事務・組合費の徴収・賦課金(四段階に区分)の徴収・

水田水路の管理

役員 理事長 伊藤喜則 理事十六名・監事二名

五、用水路の現状と近代化

本町内の用水路は、大小三〇〇近くあるといわれているが、いずれも昔からの古い取水法と、石垣積み水路が多く、台風時の出水による大きな被害を受けやすい。

近年は、災害復旧によって改良整備され、取水口水路も近代化されつつあるが、しかし、この水路は今もなお幾多の問題をかかえている。

出水時の土砂の流入、水路の欠壊、取水口の流失と埋没等、年何回となく用水組合員の補修整備が行なわれ、その負担は実に大きい。このため組合員各戸には、義務人足制が課せられ、また年間を通して用水費が徴収されている。

下山・和田・大島では、軽金属発電所が早川富士川の水を発電用水として使用したため、水位の低下をきたし、従来の田用水としての取水口では取水不可能となり、その補償として、発電用水から給水を受けており、多少その労役負担は軽減している。

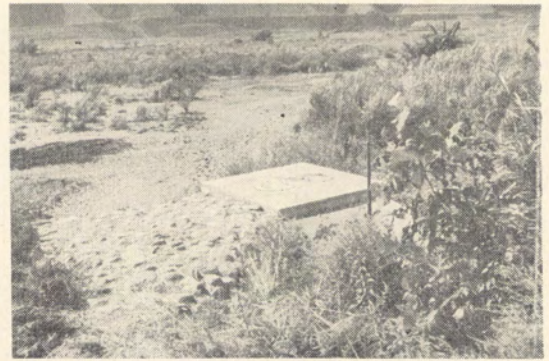
平堰はモーター揚水が行なわれており労役負担軽減の一例である。

帯金堰は、富士川の増水時必ずといってよいほど大被害を受けていたが、昭和四十年の台風災害の結果、改良復旧がなされ、昭和四十三年三月、有孔管理設という新しい工法により近代的取水施設が完備し、面目を一新した。

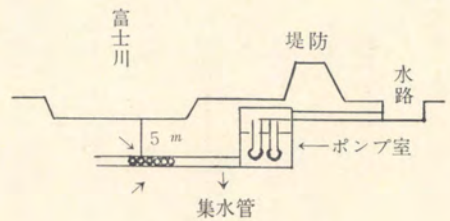
このことは、本町の今後の用水路に、一大変革をもたらすものである。各地区で、帯金式取水法が整備されたら、水利利用者の負担は、軽減されて、農業の近代化に、大きな役割りを果たすであろう。

帯金取水口の概略

取水の方法を略図でしめすと次の通りである。



帯金堰取水口



富士川の伏流水を、集水管でポンプ室に導入する。ポンプ・水中斜流ポンプ二台、一〇HP、揚水管径一五〇MM・一五HP、揚水管径二〇〇MM・集水管径八〇〇MM・長さ一六二メートル・集水管の深さ、伏流水中五メートル、総工費七、〇五六、〇〇〇円
灌水可能水田面積、約一三ヘクタール

完工 昭和四十三年三月

清子取水口

昭和四十四年三月清子開田組合の富士川取水口も、帯金用水路と同じ工法で災害復旧工事として改良復旧された。

(工費五、六九九、〇〇〇円)

第三節 農業災害

一、概説

農業災害には、病虫害・干害・冷害・台風や集中豪雨による風水害があげられる。これらの災害は、単発的におこりながらも、台風などの広範囲な災害と重複することが多く、毎年の災害を種類別にまた数量的に収集することは、不可能であった。

以上のような阻害条件のために、農業災害の全貌を記することはできないが、一部集録した資料から考察するに、なんとといっても台風災害が、農業災害の王座をしめるものであることは、一目瞭然の事である。

二、台風災害

身延町は、富士川の形成する河岸段丘と、河川敷を開田した耕地を主体とし、そのほかに大小の支流がつくる谷間に農地が散在している。

このような地形上、田用水などもこれらの河川から取り入れている関係上、一旦台風や集中豪雨があると、水田水路ともに、大きな災害をうけやすい基礎的諸条件をもっている。

(一) 水稲被害

過去十一年間の台風のもたらした稲作の被害面積と、関連する台風を、表1表2によって、考察する。

この表の資料は、農業共済組合の農災保険金の支払いの対象になったもので、被害の割合は三〇パーセント以上のものである。これ以下は資料の

中に含まれていない。

したがって、実際の被害は非常に大きいものではあるが、数量的に把握することができない。

また農家が、災害時に過大な災害評価をして申告することもあり得るが、一応これにかわるべき資料もないのでこれを活用することにする。次の表1は各年の水稲の作付面積と、被害面積である。

表 1
水稲の作付面積と被害面積

年	作付面積	被害面積
31	214.31	14.59
32	214.25	27.40
33	221.45	39.06
34	221.65	99.69
35	217.66	12.52
36	219.85	62.43
37	219.04	15.51
38	219.26	23.95
39	220.88	24.65
40	219.15	93.48
41	217.95	130.02

(単位ヘクタール)

表1でわかることは、昭和三十四年と、昭和四十一年の被害面積が、特に大きいことである。

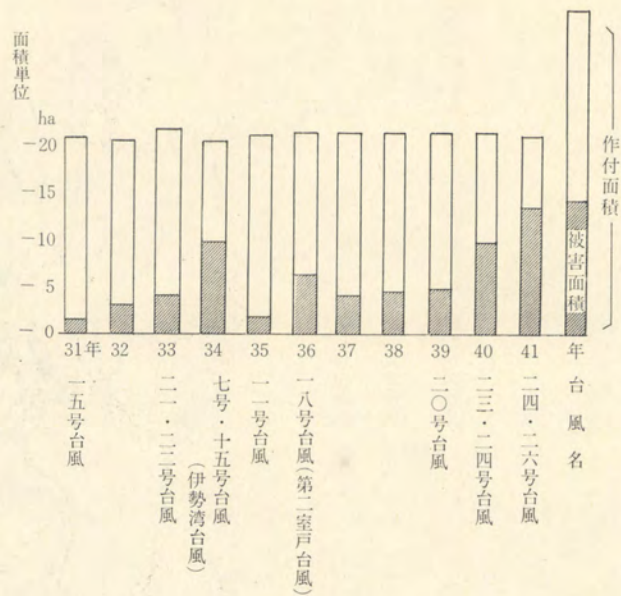
次に台風と各年の作付面積と被害面積との関連を表2で、考察する。

表2のグラフがしめすように、昭和三十四年の七号・十五号台風のもたらした被害は、本町の水田作付面積の四五パーセントに当る面積が、冠水・埋没・流失などの被害を受けている。

また昭和四十一年の二十六号台風は、三十四年度の被害を上まわって、実にその被害面積は、作付面積の六〇パーセント以上が集計されている。

一方、直接の影響がなかった昭和三十一年度・三十五年度をみると、被害は面積の六〇七パーセントであることから台風のもたらす被害が、いかに大きいかかわかる。

表 2



(二) 農地、水路の被害規模

昭和三十四年以降の農地、水路の被害を、その復旧に要した工事件数と、総工費からその規模を比較する。

表3は工事件数を、農地・水路に分けその復旧工費を表にしたものである。

過去十年本町に大被害をもたらした台風のうち、昭和四十一年二十六号台風(九月二十五日)の災害は、現に復旧工事中であり、まだ工費も査定額であり確定ではないが、昭和三十四年の七号台風(八月十四日)、また十五号台風(九月二十六日)は私達の記憶にまだ新しく、その恐怖をな

まなましく思いおこさせるが、今はもう復旧工事も完成しているのので、その災害分布図を別紙でしめすことにする。

この八年間、台風によって受けた町の農業災害は、農地一九件、水路四九二件、復旧総工費五一八、六四七、三一六円にのぼり、町単独では、もとより不可能な大工事であった。

しかし、災害救助法等の適用をうけて、総工費のうち九〇パーセント程度は、国の補助金で賄われている現状であるが、一日も早く全額保障されるべきである。

三、台風以外の災害

昭和三十一年以降、陸稲・麦の被害面積と養蚕の被害卵量を数量的にあげ、台風以外の災害推察の一資料としてみた。

(被害三〇パーセント以上を掲げる)

陸稲は水稲と同じ年に被害がでてはいるが、年によっては、全作付面積に被害がでる傾向がみられるのは、陸稲特有の性質であろうか。

表5は麦作である。

麦作は台風被害には季節的に関係がない作物であるが、被害の原因は病害虫が主となっている。

麦作は、作付面積年々減少し、被害もそれと共に少なくなっている。

表 3 年度別被害規模

年	復旧総工費	農地	水路
34	181,372,957円	37件	183件
35	6,672,246円	0	1
36	1,851,813円	5	30
37	240,300円	0	4
38	1,417,000円	0	3
39	5,856,000円	0	5
40	37,118,000円	5	25
41	234,119,000円	72	241

町建設課資料
41年度の工費は査定金額

昭和34年災害分布図 (○農地×水路)

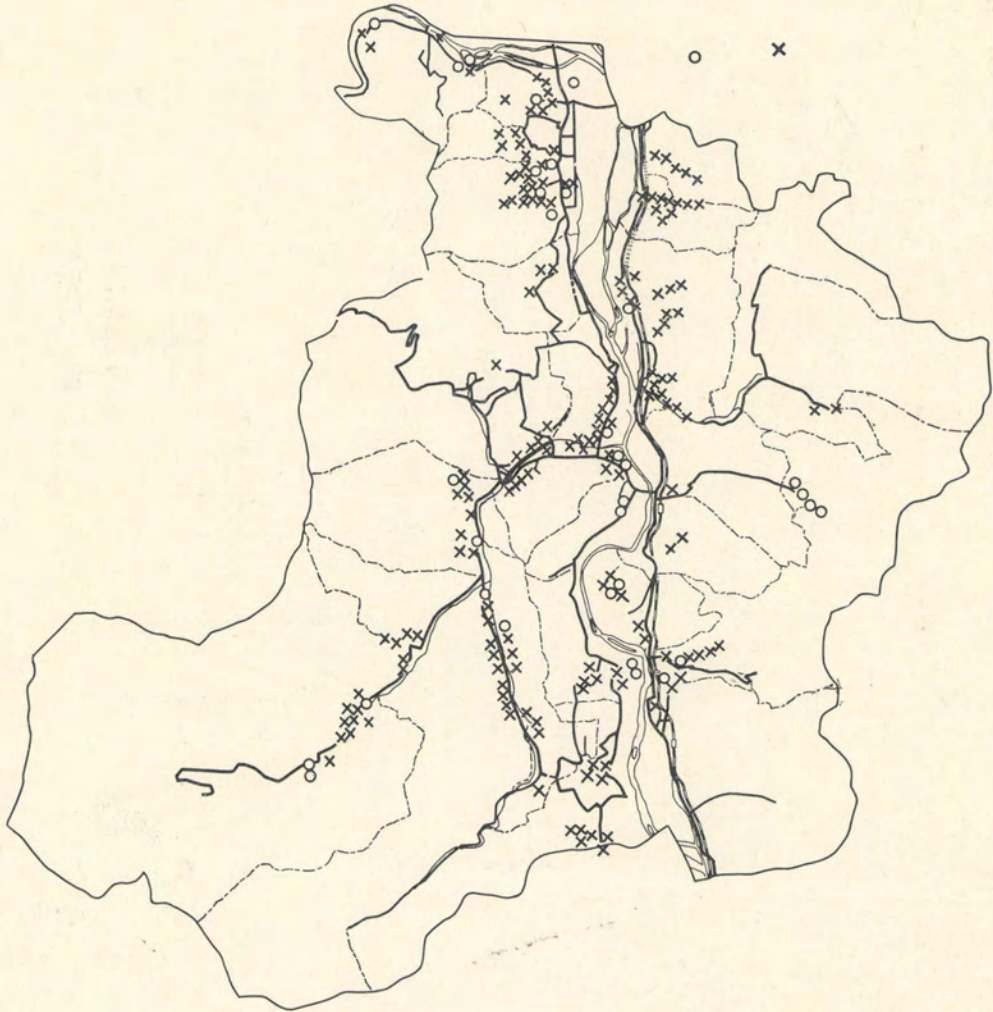


表5 麦 (単位ha)

(単位ha)

表4 陸 稻 (単位ha)

(単位ha)

年	保 険 金 支 額	作付面積	被害面積
31		284.83	26.00
32		265.14	50.34
33	1,217,625円	249.77	105.44
34	105,240	251.95	40.07
35	143,920	232.85	33.74
36	165,200	225.51	33.74
37	1,455,580	199.56	31.40
38	2,056,520	178.31	82.23
39	100,360	157.44	13.37
40	477,810	140.79	16.77
41	270,870	119.50	38.18
42	450,555	100.54	31.00

年	保 険 金 支 払 金 額	作付面積	被害面積
31		1.81	0.32
32		1.01	0.27
33	5,600円	1.10	0.62
34	41,725	1.56	1.50
35	3,400	1.35	0.37
36	11,675	0.79	0.37
37	5,375	1.03	0.27
38	3,000	1.29	1.03
39	15,900	1.44	1.03
40	27,390	1.30	1.14
41	5,480	1.01	0.29
42	3,100	0.73	0.28

四、養蚕の被害

養蚕は、春蚕、夏秋蚕、晩秋蚕の三回飼育されており、そのうち春蚕が最も大規模である。

それだけに、春蚕の掃立量も多くまた被害量も大きい。表6は春蚕についての表である。

被害の大小が季節により、年によって変動が大きく、その特徴をつかむことがむずかしい。
表9は農業共済保険金、各年支払金の総額である。

表 7 夏 秋 蚕

年	保 険 金 支 払 金 額	掃立費	単位 箱	
			被害量	
31		300.0	60.0	
32		292.5	45.3	
33	61,450円	227.3	52.7	
34	99,500	249.3	91.3	
35	36,050	200.5	25.3	
36	54,800	248.8	54.5	
37	49,400	219.0	48.5	
38	69,313	257.8	72.3	
39	162,312	277.5	114.3	
40	49,999	218.0	32.5	
41	77,625	212.0	42.0	
42	52,587	233.8	245.0	

掃立量の変動が年々大きいのは絹糸市場の動きによるものであろうか。
被害の原因は病害が主なものである。
被害量も掃立量から算出しなければならないが、春夏秋の三回飼育のうち、最も被害の割合の大きいのは、晩秋蚕である。

表 6 春 蚕

年	保 険 金 支 払 金 額	掃立量	単位 箱	
			被害量	
31		855.6	184.3	
32		985.7	147.7	
33	217,926円	825.1	88.6	
34	78,256	770.5	81.4	
35	183,070	755.9	119.0	
36	93,722	792.5	60.2	
37	248,541	782.7	158.1	
38	134,437	803.5	90.6	
39	108,840	815.8	88.0	
40	143,940	751.1	93.2	
41	136,600	750.7	62.4	
42	164,920	753.0	120.8	

(一箱20,000粒)

表 9 年 保 険 金 支 払 総 額

年	支 払 金 額
33	2,155,621円
34	3,535,116
35	667,205
36	1,162,882
37	2,157,536
38	2,864,724
39	1,299,077
40	4,321,521
41	8,533,620
42	1,966,232
計	28,663,543

この表からもわかるように、台風災害年（昭和三十四年、および昭和四十一年）の支払額はすこぶる多く、農地・水路また農作物の被害は、台風災害によるものが最も顕著であることを物語っているといえる。
以上概略を述べてこの項を終わる。

表 8 晩 秋 蚕

年	保 険 金 支 払 金 額	掃立量	単位 箱	
			被害量	
31		692.1	133.3	
32		690.6	89.1	
33	178,900円	552.0	142.5	
34	169,000	605.8	128.3	
35	151,770	607.3	105.6	
36	405,480	606.3	53.9	
37	183,040	602.5	154.9	
38	362,649	616.35	157.2	
39	524,545	634.4	268.0	
40	300,462	571.5	128.4	
41	226,845	534.4	135.4	
42	261,870	581.9	125.3	



丸滝不動滝付近の41年災害



下山大沢の氾濫 41年災害



昭和41年災害時の身延農協



下山不動沢の氾濫 44年災害

養蚕業は、作物の生育が困難で、農業生産力のきわめて低い、山岳地帯の零細農家との経済的結びつきによって発達したものといわれている。身延町の養蚕業も、このような地理的経済的環境にあって、古くから根をおろして成長してきた。明治四十五年（一九一二）の西八代郡誌によると、当時大河内村では、「繭が九百二十石、金額にして三三、九五四円で、生糸は三五四貫、一二、五〇〇円也」として記されている。

明治初期は甲州糸が輸出貿易の先陣をきっていた。養蚕業は逐次発展して、明治中期以後には県の奨励もあつたので、農家経営の核となつて有力な現金収入源として、加速度的に普及した。大正時代を経て、昭和時代に入り、ほとんど農家の九割以上が経営に当つたので、農業経営の重要部

一、概況

第四節 養蚕業



波木井三区
農業用水路破損（41年災害・波木井川）

門を占めるようになった。

その後、昭和初期の経済恐慌に多少の影響をうけたが、昭和十年（一九三五）頃の全盛期には、実に桑園で二〇〇ヘクタール余あり、産繭量は、春蚕だけで一五一、〇〇〇キログラムもあって、養蚕飼育農家は、一千百戸余となった。しかし昭和十六年（一九四一）第二次世界大戦に入ってから、食糧の自給態勢強化のため、桑園作付の転換を余儀なくされて、養蚕はほとんどかえりみられなくなった。そして敗戦直後の昭和二十二年には、桑園面積は、わずか五ヘクタール余に減り、産繭量一三、〇〇〇キログラム、飼育農家数一七八戸となって、明治の初期の頃にまで後退している。

その後経済界も立ち直って、輸出の増進に伴う復興計画の実行によって、養蚕業も盛んになり、昭和三十三年も戦後の最高潮時には、桑園も五〇ヘクタール余に回復し、産繭量も四九、〇〇〇キログラムとふえ、飼育農家数は、三二〇戸余に増加した。

しかし、昭和三十五年の糸価の暴落以後、農家経営の基盤が、他の現金収入にかわりつつあることに人手不足もつたって、養蚕に見切りをつける農家が増えたので、養蚕業の現況は低調である。

二、盛衰の変遷

養蚕業の起源は、極めて古い時代から行なわれていたと記録にあるが、江戸時代を経て明治維新後、積極的な県の指導によって奨励されている。特に横浜開港によって、輸出品の中でも、生糸・蚕種は重要な品目となり、養蚕は重要産業のひとつとなった。

本町においては、養蚕業についての古い記録や文献はないが、古老の話によると、江戸時代の末期から養蚕経営をしていた農家も相当数あったとのことである。しかし飼育はきわめて小規模なものであったようである。

大正五年頃の「町村取調書」によると、養蚕業についての当時の実態が

表 1 主要年度に見る養蚕の推移（春蚕について）

地区	項 目	大正15年	昭和8年	昭和10年	昭和18年	昭和22年	昭和30年	昭和35年	昭和40年
下 山	養蚕飼育戸数	213戸	226	232	157	25	50	52	52
	桑園面積	60.2ha	54.3	51.8	44.0	0.6	8.3	9.2	7.4
	収繭量	51,776kg	38,242	41,771	36,572	1,700	8,201	9,513	9,858
身 延	養蚕飼育戸数	105戸	135	132	89	14	31	31	32
	桑園面積	32.9ha	28.1	30.0	26.0	0.6	6.2	6.7	6.9
	収繭量	23,190kg	27,423	23,183	16,304	1,053	5,738	7,232	8,106
豊 岡	養蚕飼育戸数	263戸	271	271	181	68	105	100	84
	桑園面積	48.2ha	51.2	52.3	32.5	1.8	15.2	13.2	14.8
	収繭量	53,172kg	35,185	37,387	30,211	5,059	15,026	14,666	12,238
大 河 内	養蚕飼育戸数		497	497	274	71	92	90	85
	桑園面積		74.2	75.1	60.1	1.9	20.0	17.0	16.7
	収繭量		48,434	48,236	31,011	5,692	15,545	16,336	15,700

（県蚕糸課の資料による）

次のように記されている。(原文のまま)

○下山……蚕業は、郡中最も早く開けしが、水害後(注明治四十三年の大水害と思われる)耕地の減少したため、出稼者が多く、従って桑園の管理に力を注がず、蚕業は割に発達せず、養蚕飼育戸数五十五戸。

○身延……桑園は作られやや発達しつつあるも、他の町村と比べれば其の数、かぞえるに足らず、本町に製糸工場あり。

○大河内……蚕業は、東河内領、最も幼稚にて明治二十年頃までは「直二重箱飼い」の状態なりしなり。その後、一般会社の風潮に伴い、その必要を感じ、桑園栽培がふえ、飼育上の改善に注意し、五・六年前より、長足に進歩した。帯金は比較的早く養蚕業開く、大島に製糸工場あり。

このような本町の養蚕業が、一躍重要な位置を占めるようになってきた理由は、殖産興業政策の筆頭に、養蚕業の振興があげられ、第二には外国貿易の発展によって、生糸の輸出・蚕種の輸出が急激に伸びてきたことがあげられる。内部的には、経済機構の変化によって、現金収入の道が必然的に養蚕業に求められるようになったからである。なお全盛時代には、本町の農家戸数の九割近くが従事していたことや、大河内地区においては、全戸数の九割二分が養蚕飼育をしていたことよって証明できる。

その後、養蚕業はますます発展し、農家の現金収入の最たるものになった。大正十五年(一九二六)以降における本町の養蚕飼育の推移は、表1に見られる通りである。

(一) 原蚕種飼育

大河内地区の大島、豊岡地区の清子においては、原蚕種の飼育が行なわれていた。昭和五年(一九三〇)に、片倉製糸の指導によって、始めて飼育がなされた。当時大島部落は、六十戸の農家のうち、四十五戸以上の農家がこの飼育に当たった。普通蚕種の飼育よりも、繭の価格がよく、補償的なものもあったので、春蚕は、ほとんど原蚕種の飼育をした。その後、第二次世界大戦中の中止期を除いて戦後は、昭和二十五年から、松本市の高

原社の指導で、再び原蚕種の飼育が始められた。昭和三十五年には、梅平部落の六戸も原蚕種飼育をはじめた。豊岡地区の清子部落と、大島部落を、指導教師がかけもちで普及指導に当たっている。現在飼育戸数は、大島部落において十戸余、清子部落の三十戸余、梅平の六戸を合わせて、春秋の二期に飼育している。

(二) 養蚕実行組合

表2 養蚕実行組合 (養蚕の盛んな昭和10年)

地区	養蚕組合名	組合員数	設立年月日	当時組合長
下山	山額養蚕実行組合	二二	昭和七、九、四	望月 和義
	仲町 杉山	一五 一四	昭和七、九、四	望月 隆利
豊岡	波木井 塩沢	四六 一五	昭和七、九、三〇	藤田 政直
	大城 湯平 相又上 相又下 清子 光子沢大久保 横根	二八 一四 二二 二五 六五 三三 二六	昭和七、九、三〇 昭和七、九、二九 六、一〇、一〇 七、一〇、一〇 六、一七、一七 六、二〇、一七 六、八、一七	大野 国春 望月 義雄 千須和文斉 千須和利長 佐野 享 島崎 久吉 遠藤 勇造
大河内	八木沢 帯金 角打 丸滝 和田種之上 大島 甲斐大島	三六 六五 二〇 二七 三八 四三 四四	昭和六、九、一〇 六、九、九 六、一、二五 六、九、一〇	鮎川 恭作 望月 義宝 伊藤 政造 依田小太郎 市川 純一 若林 憬 武藤 幡

(山梨蚕糸要鑑)

本町においては、昭和六年（一九三一）八月に、清子、横光に養蚕実行組合がはじめて設立され、以後表2に見るように、各地区に続々と設立され、組合員数も相当増加した。したがって、当時本町の養蚕業はきわめて盛んであったことが推察される。

三、現 況

戦時中からの老朽桑園によって、粗放経営をつづけてきた養蚕農家は、糸価の安定とともに、養蚕飼育に対する執着もあつて、桑園の整備や改植がすすめられ、養蚕技術の進歩や、蚕品種の改良、共同稚蚕飼育所の新設など、養蚕近代化への歩みをつづけてきている。しかし労働力の不足は、飼育者の高齢化を来たしている。

このように、高齢者で支えられている本町の養蚕業であるが、普通蚕種の飼育とともに、原蚕種の飼育も行なわれている。昭和四十一年度の原蚕種と、普通蚕種の掃立量は、表3の通りである。

昭和四十二年の農業基本調査における本町の養蚕業の現況は、表4の通りである。

新農村建設事業と相まって、養蚕の近代化のひとつとして、共同稚蚕飼育所の設置が叫ばれてきたが、本町における稚蚕飼育所の設置は、表5に見られるように、大河内地区の大島と、豊岡地区の横根中にみら

表3 普通蚕種と原蚕種の掃立収繭量

	春		初秋 (原蚕 なし)	晩秋		合 計		
	普通 蚕種	原蚕種		普通 蚕種	原蚕種	普通 蚕種	普通 蚕種	原蚕種
掃立戸数	174	80	199	216	39	—	—	—
掃立量(箱)	520	283	258	616	79	1,394	362	—
収繭量(kg)	19,553	6,304	8,403	20,164	1,613	48,120	7,917	—
箱当り収繭量(kg)	38.0	22.0	33.0	33.0	20.0	—	—	—

(昭和41年農業センサス中間結果)

表4 蚕期別飼育規模別数

地区	蚕期別掃立卵量(単位箱)				掃立規模別飼育戸数(戸)						
	春蚕	夏秋蚕	晩秋蚕	合計	2.9箱以下	3~5.9箱	6~9.9箱	10~19.9箱	20~29.9箱	30箱以上	合計(戸)
下山	138.5	53.5	115	307	3	25	18	5	—	—	51
身延	100.5	30.5	87	218	1	14	10	3	2	—	30
豊岡	149.8	49.0	92.4	292.2	18	43	12	—	—	—	73
大河内	157.0	78.0	128.7	363.7	23	43	10	6	—	—	82
身延町 合計	545.8	211	423.1	1,179.9	45	125	50	14	2	—	236

(43年農業基本調査より)

表5 共同稚蚕飼育設置状況(新農村建設事業)

飼育所名	設置場所	設立年	坪数	工費
大島共同稚蚕飼育所	大島	昭和35年	35坪	120.5千円
豊岡 "	横根中	昭和36年	62坪	231.9千円

(役場資料による)

れる二カ村である。

(一) 養蚕組合

前記実行組合を一体化して、身延・大河内・下山・豊岡の各地区に、養蚕組合が設立され、現在は町の連合体として、身延町養蚕組合が設立され、地区組合がそれぞれ主体的活動をしている。

(二) 養蚕業の将来

これまで養蚕は、地域特有の産業として伸びてきたが、これからは、特に省力によって生産費を軽減することが望まれている。

稚蚕共同飼育所の建設や、共同作業化によって、老朽桑園の改植と、廃河川敷地を利用して新植を進め、さらに桑園管理の集団化を図って、壮蚕の共同飼育を進め、自然上族等の新技術の導入によって、生産費をより低減させ、生産を助長する合理的な経営を考えなければならぬ時期にきている。



横根の稚蚕飼育所

第五節 果樹栽培

一、概況

果樹は相当古くから多種類あったが、本格的な栽培の歴史は浅く、主と

して戦後に発達したものが多く。

本町において栽培されている果樹についておもなものを挙げてみよう。

(一) ぶどう

戦前の昭和初期に、身延地区の波木井で、藤田岡波がわずかにぶどう園として、造成したことはあるが、主として栽培されるようになったのは、戦後の昭和二十二年頃からである。当時、下山、身延地区の波木井、豊岡地区の清子・相又、大河内地区の塩之沢・和田・帯金・角打等で相次いで、ぶどう園が造成された。その後町においても、果樹としての重要性を認め、奨励もかねて昭和三十八年から、五ヘクタールにつき、一二〇万円の補助金を出して各地区に奨励してきている。昭和三十八年以降における本町のぶどう園造成は、表1のとおりである。

(二) もも

銜桃は、昭和三十年農林省の推薦によって、本町へ一ヘクタールの割当て、豊岡地区の相又、大久保、横根、清子、身延地区の塩之沢、梅平、大河内地区の角打、和田等の畑に奨励され

表1 果樹園（ぶどう）栽培状況と38年以降の補助面積

(単位 a)

年度 地区	37 以 前	38年	39年	40年	41年	42年	合計
下山	76.0	83.0	54.5	20.0	6.0	—	239.5 (163.5)
身延	67.0	65.0	44.0	12.0	—	35.0	223.0 (156.0)
豊岡	80.0	—	85.5	—	12	—	177.5 (97.5)
大河内	25.0	43.0	30.0	—	—	—	95.0 (73.0)
身延町	248.0	191.0	214.0	32.0	18.0	35.0	738.0 (490.0)

(注) () 内は町補助対象面積

(役場資料による)

て作られてきたが、結果的には雨量が多く、品質が劣り、罐桃栽培には不適地とされ、昭和三十七年で終止符をうった。

現在栽培されているすももは、下山地区に多く、約一ヘクタールの桃畑から、一万キログラムの収穫をあげ、静岡市の市場に出荷されているが、今後の開拓が期待されている。

(三) か き

昭和二十七年から、畑地等に植えつけ、栽培されるようになってきているが、現在町全体として、柿の成園は、一三七アールで、ごく少ない。今後、出荷面での強力な指導が必要である。

(四) う め

果樹として栽培されるようになってから、各地区で盛んに植えられてきた。昭和四十年に、町では二〇ヘクタールにつき八〇万円(一〇アール四千円)の補助金を出して、栽培の奨励を行ってきた。価格の不安定な面が多いので、現在栽培している農家への出荷面での指導が急務である。本町で現在栽培されている梅の造園と補助の内訳は、表2の通りである。



下山大工町のぶどう園

二、現 況

本町に現在栽培されている果樹は、主としてぶどう、梅、桃、柿等であ

るが、そのほかまだ数は少ないが、桜桃、りんご、みかん等も作られている地区もある。町の果樹振興五カ年計画も、昭和三十八年度から進められ、果樹栽培に対する町の意欲的な取り組みが今後に期待される。本町における果樹栽培の現況と実態を、規模別に昭和三十五年と比較して、調べたのが表3である。

表3の昭和四十年以後における果樹の現況は、更に進展している。現在の本町における果樹栽培の実体と、昭和四十三年農業基本調査の結果を表4に示す。

表2 果樹園(うめ)栽培状況と39年以降の補助面積

(単位 a)

年度	38年以前	39年	40年	41年	42年	合計
地区						
下山	40.0	508.5	287.5	28.0	—	864.0 (490.0)
身延	60.0	83.5	164.5	19.0	35.0	362.0 (302.0)
豊岡	5.0	101.5	236.5	28.0	31.0	402.0 (397.0)
大河内	15.0	214.0	263.0	58.0	5.0	555.0 (540.4)
身延町	120.0	907.5	951.5	133.0	71.0	2,183.0 (2,063.0)

(昭和42年役場資料による)

(注) ()内は町補助対象面積

(一) 出荷組織

どの果樹も、系統的、組織的な出荷態勢は、まだ軌道にのっていないが、一部の果樹は、農協組織を通じて市場に出されている。

(二) 果樹栽培の将来

本町の果樹栽培の歴史はごく浅く、現況のところ述べてあるように、栽培品種は割合多いが、栽培面積がせまく、収穫量もきわめてわずかである。しかし、本町は県の南部にあつて、気候も割合温暖であるから、早生果実地としての好条件も多いので、早生果実栽培を振興して、町民の所得

表3 本町における果樹栽培の実態

果樹	地 区	1960年 (35)				1965年 (昭40)				
		栽 培 戸 数	10 a 未 満	10 a ~ 30 a	40 a ~ 1ha	栽培戸数	(内) 成園戸数	未 成 園 戸 数	成 園 戸 数	
ぶ ど う	身 延 町 下 山 延 岡 身 豊 大 河 内	40	18	22		68	30	38		
		13	8	5		25	14	11		
		8	3	5		16	5	11		
		12	2	10		14	6	8		
		7	5	2		11	5	6		
も も	身 延 町 下 山 延 岡 身 豊 大 河 内	47	21	25	1	25	10	15	未成園の面積不明	
		5	3	2			1			
		7	4	3			0			
		25	7	18			4			
		10	7	2	1		5			
う め	身 延 町 下 山 延 岡 身 豊 大 河 内	19	18	1					記録なし(40)	
		2	2							
		8	7	1						
		1	1							
		8	8							
柿	身 延 町 下 山 延 岡 身 豊 大 河 内	36	33	3		51	13	38		
		5	5			14	6	8		
		7	7			3	1	2		
		2	1	1		8	0	8		
		22	20	2		26	6	20		
栗	身 延 町 下 山 延 岡 身 豊 大 河 内	3		3					記録なし(40)	
		3		3						

(1960、1965年農業センサスによる)

表4 本町における果樹園の実態 (単位 戸、アール)

地区 園別 戸数面積 果 樹	下 山		身 延		豊 岡		大 河 内		身延町(全町)											
	成園		未成園		成園		未成園		成園		未成園		成園							
	栽 培 戸 数	面 積	栽 培 戸 数	面 積	栽 培 戸 数	面 積	栽 培 戸 数	面 積	栽 培 戸 数	面 積	栽 培 戸 数	面 積	栽 培 戸 数	面 積						
	りんご									1	5			1	5					
ぶどう	7	99	68	743	7	95	8	101	17	208	5	47	8	77	9	66	39	429	90	908
なしもも	5	60	10	40	1	2	2	10	6	27	1	10	7	106	9	122	19	195	22	182
おうとう	5	60															5	60		
かき	6	12	8	50	6	17	6	107	6	21	4	16	18	87	8	45	36	137	26	213
うめ	15	135	43	395	12	72	27	185	13	88	28	176	16	56	41	241	56	351	139	997
すもも	4	15	2	18	1	2			1	30			2	13			8	60	2	18
その他			7	15			1	2			18	85	2	7	3	10	2	7	29	112
合計	26	381	72	1,252	26	188	30	400	45	374	46	334	43	351	50	484	140	1,244	198	2,430

(昭和43年農業基本調査による)

をふやす施策が望まれる。

農業経営が近代化されても、農業一本だけで生活がまかなえない本町の
実状としては、生産物の財路、資金、補償面、技術面など相当の隘路があ
るので、強力な行政指導により開拓すべき面が多い。また、この果樹栽培
の振興によって、やがて、本町が早生果実地帯として誕生するなら、本町
内の需要を満たし、さらに移出も活発になって、本町の産業経済に与える
影響は、すこぶる大きいものがある。

第六節 農業生産の概況

一、江戸時代の本町の農業

第一章で述べたように、本町は、東西両河内領に属して、山岳が多
く平地がすくなく、かつては日本三大急流の一つと呼ばれた富士川および
その支流の流域にあるため、毎年大小の洪水によって、すくない田畑を押し
流されるといふ悪条件にあったため、検地によっても明らかであるよう
に、石高もきわめてすくない。米麦など五穀やそれ以外の農作物の収穫高
もおのずから少なく、したがって、特筆するような産物もなく、農民の食
生活はきわめて粗食で、麦・粟・稗なども相当食べていたようである。

二、明治以後の本町の農業

(一) 人口政策と本町の農業

日清日露両戦役の連勝と、さらにまた、日韓併合で、領土を約二倍に拡
大した日本は、着々世界的強国としての地位を確保しはじめたが、さら

に、世界の国家群の中で優位の地位を獲得するためには、一層富国強兵の
実をあげねばならなかった。この国策実現のために、政府は軍事力と産業
の振興をおしすすめるとともに、人的資源としての人口の増加をはかり、
その結果は必然的に大陸への進出となってあらわれた。

民族の発展というこの国策は「生めよふやせよ」の合言葉となるまで国
民の間に徹底された。したがって、本町においても必然的に人口は増加し
た。また、時代の進展によって、食生活の改善が生活水準の向上と相まっ
て行なわれ、雑穀食の多かった時代から、米食主食の時代へと移行してき
たので、従前から食糧の自給ができない本町では、いよいよ食糧の移入を
仰がなければならぬ状態に追いこまれた。特に旧身延町は、身延山参詣
客の食糧消費とあわせて、主食不足のきびしい状態を余儀なくされた。資
料がすくなく断定はできない
が、大正元年(一九一二)から
三年までの主食の生産及び移入
について、旧豊岡村の資料(表
1)によれば、米で約三〇パー
セント、麦で約一六パーセント
移入されていることが、わか
る。このような状況の本町では
農業技術の導入、土質の改良、
肥料の科学的利用、農機具の近
代化によって、増産増収を求め
たが、依然として食糧の自給自
足はできなかつた。

表1 豊岡村米産額及移入状況
(郷土教育資料・豊岡小学校蔵)

		大元	正年	大2	正年	大3	正年
米の産額	産額	1,219	1,280	17,395	不	明	
	移入額	18,286	17,395		443	5,200	
石金の産額	産額	340	343	4,800	443	5,200	
	移入額	4,760	4,800				
麦の産額	産額	1,041	1,043	12,500	不	明	
	移入額	12,505	12,500				
石金の産額	産額	170	180	1,260	280	2,520	
	移入額	1,400	1,260				

(二) 第二次世界大戦と農業

戦争遂行のための軍需工場が増大するにしたがって、平和産業は衰退の
一途をたどりはじめ、前に述べたように、農家の主要労力であり管理の責

任者たちは、農家から姿を消し、戦争の激化にともなうて外国貿易も制限され、さらに、経済封鎖までされるようになった。そのうえ、本町へも東京方面からの学童や一般の疎開者で、出征動員徴用により減った人口も急増加してきた。そのうえ全国的に食糧不足にあえいでいたので、米麦の移入も困難になってきた。それにもかかわらず本町農家へも米麦の供出が容赦なく強いられてきたから、町の食糧事情は最悪の状態に追いこまれた。老婦女子や、子どもの手によって、山野の開墾が行なわれ、陸稲、さつまいもなどがつくられ、ついに町内小学校の校庭まで耕されるようになって食糧の確保に苦しんだ。しかし敗戦直前には、農家の米麦は、種子を除いてほとんど供出させられる状況にあったから、食糧の欠乏はまったくひどく、更に外地からの引揚者、帰還軍人によって人口が増加したので、町民は配給の果物のカンヅメや僅かの米麦の配給で飢えをしのぎ、コマカヤフスマ、野生の植物なども食糧にし、イタドリ葉を刻んで煙草の代りにすったものである。このような姿は、全国的なものであったが、前に記したような条件下の本町においてはとくにひどかったと思われる。しかし町民はよく困苦欠乏にたえ、新しい国づくり、町づくりに邁進し、社会状況の落ちつくに従って、独立国家建設への歩みをつづけたのである。

三、近代工業の発達と農業

(一) 近代工業と農業経営

敗戦、そして世情混乱時代を克服して、日本は、国力を充実させ、ついに昭和二十六年独立国家となり社会状況を正常化させ、諸産業は急激に発展し、近代工業化への道を、ひたすらに走りつづけた。そしてついに世界屈指の近代工業国として成長した。しかし、このような全国的な動きの中で、零細農家、兼業農家の多い本町では、諸物価の上昇や人件費の高騰で、米作以外の農作物栽培は、採算がとれない状況となつて、農業経営は

日にまし苦しくなつてきた。昭和三十五年以降国の高度成長政策は、日本の工業立国政策にいっそう拍車をかけた。その政策遂行のため、また、日本の農家の合理的経営をすすめるために、農家戸数を減らして、離農家の耕地を吸収させ、一戸当りの耕地面積の増大をはかったのである。しかし、本町においては兼業農家が多く、離農者の耕地を吸収しても、専業農家となるだけの耕地の増加は難かしく、また、吸収した農地に要するだけの耕作労力を、他産業にまたは日雇労働にまわして現金収入を得る方が、採算がとれるという現状で農家の合理的経営は行きなやんでいる。さらに、日本の近代工業は、都市の工業地帯や、その周辺に集中されたので、人口の都市や、工場地帯への集中化としてあらわれた。

このような現象は、本町へも波及してきた。町内には工場も少なく、さりとて、農家の過半数は、農業収入で生活を支えられない現状であるので若い人々は、続々県外へ就職している。また農業経営の中で、専業化できない農家は、農機具の導入などによって人力による農業労力を最小限にして、余剰労力の活用に、懸命の努力をしている。このような状況の中で昭和四十一年大河内・下山・豊岡・大島・身延の五農業協同組合の合併によって、身延町農業協同組合が誕生し、金融も円滑になり、種苗・肥料・農機具の購入・農林産物の出荷の取扱も、しだいにできるようになったので、本町の農業経営も逐次明るみへと移行しつつある。

(二) 肥料の変遷

産業革命によって急速に発展した日本の工業の中で割合に発達がおくれたのが化学肥料(金肥)である。

本町では、大正五年(一九一〇)頃僅かに金肥が使用された。(旧下山村の部)日本の農家では、昔から人糞・尿・堆肥・刈敷・厩肥・灰などを、使用していたのであるが、逐次満州から輸入された大豆粕や、富士川舟運によって、静岡方面から移入された魚肥を使用するようになり、前述のように化学肥料が使用され、昭和の初期にかけて、多く使用されるよう

になった。本町においては、化学肥料を取扱う店はごく僅かであったが、各地区に農業会が設立され、肥料を取扱うようになったので、一般肥料取扱店、農業会を通じて、肥料の入手が容易になったことと、時代の進歩にしたがって、農家においては、金肥の使用が激増し、第二次世界大戦を境にして、金肥黄金時代となった。

身延町内農家の化学肥料需要量を、身延町農業協同組合取扱い分だけ表にして掲げる。

なお、一般肥料取扱店の化学肥料と金額は僅かであるのでこれに加えた。

(三) 農機具の変遷

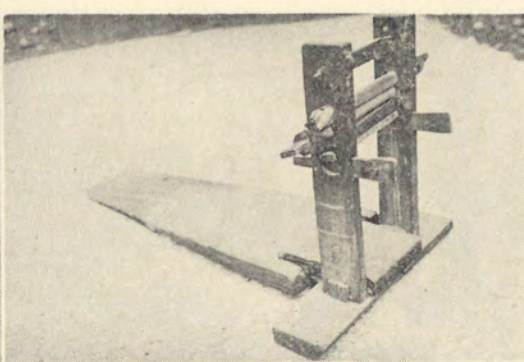
わが国の農業は、水田を中心とした集約農業であったので、使用農機具は、人力農具が主体で、畜力農具は、犂、馬鍬などが主であった。古くから、本町内で使われていたと思われるものを用途別にあげてみる。

- 整地用具 鋤、馬鍬、鍬、三本歯、とうぐわ
- 育成管理用具 筋弓、肥桶、肥柄杓
- 収穫用具 鎌(草刈鎌、稲刈鎌)
- 穀物調整用具 千歯、篩、箕、連架、唐箕、筵、鬼齒
- 園芸用具 摘果鋏、掘とり鋏、剪定鋏
- 養蚕用具 毛すき、桑切包丁、まぶし、蚕架、蚕網、こも
- 給飼用具 包丁、押切
- その他 斧、つるはし、もっこ、籠、背負子、大八車、熊手
- 精米精粉用具 粃摺機、木臼、石臼、杵、ひき臼

なお本町では、稲作の肥料に刈敷を多く使ったのと、田圃が河岸段丘上にあるので、土壌が浅いため、刈敷がおちつかない(土になじまない)のでこれをおさえて、田植を便利にするため「大足」という特異なものを用いた。



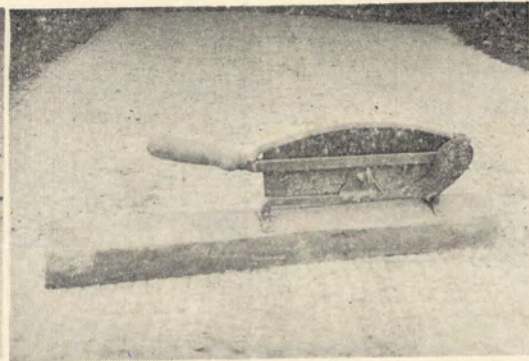
石うす



木綿のたねをとる「ろくろ」



油しぼり道具



おしぎり

料 需 要 量 及 金 額

(身延農業協同組合支所別)

過磷酸石灰	硫 安	石灰窒素	熔 磷	日の本化成	主 酸 カルシウム	合計金額
150 91,600	564 391,500	266 180,650	2 2,650	326 342,350		2,245,740円
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
168 104,780	394 334,900	160 109,500	0 0	0 0	0 0	1,418,980円
114 70,680	180 153,000	155 102,000	0 0	0 0	223 51,290	1,584,870円
160 99,200	268 227,800	190 113,000	0 0	50 46,500	160 36,800	1,889,950円
592 366,260	1,406 1,107,200	771 525,150	2 2,650	376 388,850	383 88,090	7,340,040円
140 87,000	716 520,250	242 169,900	0 0	459 457,870	0 0	2,756,402円
0 0	100 25,000	145 101,500	0 0	0 0	0 0	624,950円
185 115,200	443 372,050	210 147,600	0 0	0 0	0 0	1,748,175円
40 24,800	130 110,500	70 49,000	0 0	10 9,600	40 9,200	1,042,250円
196 121,520	268 227,800	250 175,000	0 0	30 28,800	150 34,500	2,057,910円
561 348,520	1,649 1,255,600	917 643,000	0 0	499 373,150	190 43,700	8,229,687円
120 69,600	625 321,250	220 154,000	0 0	290 353,950	0 0	2,549,620円
36 22,320	119 101,150	150 73,500	0 0	0 0	10 2,300	737,700円
175 91,350	390 338,250	98 68,600	0 0	0 0	0 0	1,597,375円
37 22,940	135 114,750	67 46,900	0 0	20 19,200	80 18,400	1,082,740円
210 130,200	270 173,500	274 191,800	0 0	0 0	0 0	1,837,900円
578 336,410	1,539 1,048,900	809 534,800	0 0	310 373,150	90 20,700	7,441,405円

表2

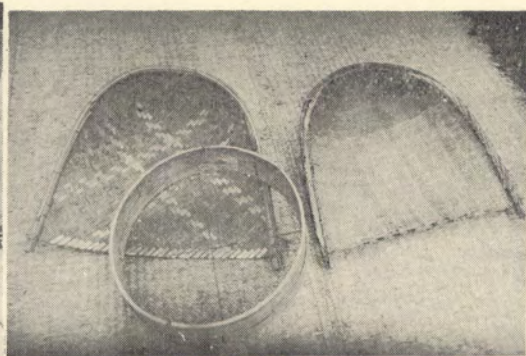
身 延 町 内 化 学 肥

年度		塩 化 加 里	化 成	配 合	苦 土 石 炭	尿 素
昭和四十一年	豊 岡	45 31,850	1,205 1,049,800	347 282,690	210 25,700	65 53,950
	大 河 内	— —	— —	— —	— —	— —
	大 島	80 56,800	642 534,700	240 220,000	190 16,800	50 41,500
	身 延	90 65,700	1,130 960,500	0 0	328 49,200	150 126,000
	下 山	80 58,400	1,325 1,126,250	0 0	128 19,200	170 142,800
	計	295 212,750	4,302 3,671,250	587 502,690	856 110,900	435 364,250
昭和四十二年	豊 岡	75 54,357	948 796,825	635 589,500	275 47,400	40 33,300
	大 河 内	45 47,450	496 421,600	0 0	0 0	35 29,400
	大 島	79 59,175	886 743,100	279 240,860	115 17,200	63 52,990
	身 延	65 47,450	854 725,900	10 8,500	130 12,500	25 37,900
	下 山	75 53,290	1,438 1,22,300	0 0	150 22,500	205 172,200
	計	339 261,722	4,622 3,909,725	924 838,860	670 106,600	368 325,690
昭和四十三年	豊 岡	69 50,370	785 667,250	863 797,500	365 81,250	65 54,450
	大 河 内	55 40,150	30 25,500	67 56,950	140 22,500	35 29,400
	大 島	85 62,025	927 734,000	261 224,000	80 12,000	80 67,150
	身 延	60 43,800	870 739,500	15 12,750	150 22,500	50 42,000
	下 山	80 58,400	1,470 1,249,500	0 0	230 34,500	0 0
	計	349 254,745	4,082 3,415,750	1,206 1,091,200	1,005 172,750	230 193,000

注 43年度については豊岡は10月、大河内、身延、下山は12月、大島は11月までのもの



千 歯



みとふるい



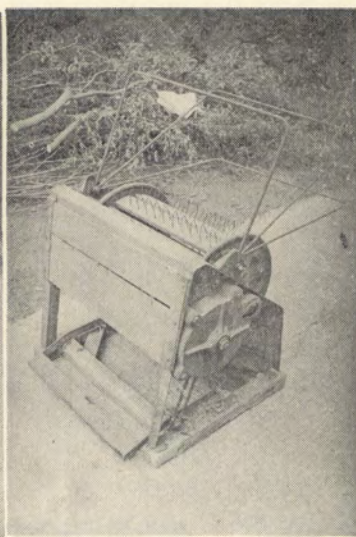
水 車



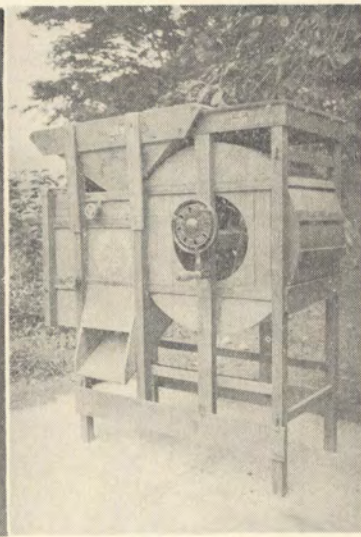
犁



籾 摺 機



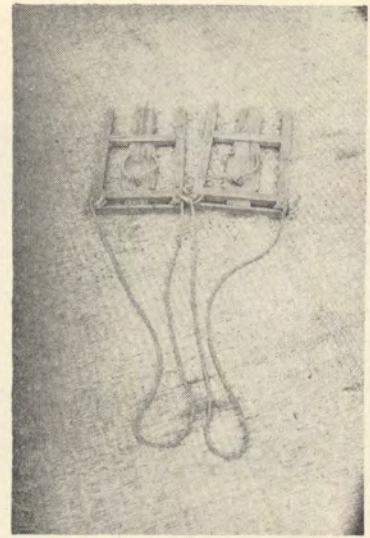
足踏脱穀機



唐 箕

表4 農業用機械所有状況 (山梨県農業基本調査者)

種類 年度	耕うん機	動力噴霧機	動力撒粉機	農用トラック (三輪を含む)
	台	台	台	台
39	202	3	1	2
40	202	3	1	2
43	254	13	3	7



刈敷に利用した大足

このような原始的な農具を使っていたので、労力の過重は農民を苦しめていたが、大正末期に、農業用扇風機と、運搬用リヤカーが、本町にも登場し、つづいて足踏による脱穀

機が導入され、さらに、動力による精米機、粃糶機、製粉機が導入されてきた。しかし、これらは当時高価であったから、一般農家では、購入できなかったもので、水車を利用していた精米業者が、機械を購入して定置し営業を開始した。

その後農家の人々が共同してこれらの機械を購入したところもあった。このように、人力、畜力による農具から、作業機械主体へと移行して、第二次世界大戦後、動力農機具が各農家に、導入されるようになった。

本町の農機具設備状況は、表3のようである。

(四) 農業構造の改善

わが国の産業は、農業立国から工業立国へと移行し、商工業が急速に発展している中で、農業はたちおくれ、また戦時中から戦後にかけて行なわれた食糧配給制度は、一般の人々の食生活を変化させ、更に食生活の改善によって、米麦主食生活時代から、牛乳、肉食、菜食時代へと移行しつつある。米麦の国内需要は減少し、貿易の自由化によって、小麦、果物、乳製品など多くの農産物が輸入品に圧倒され、農業労働賃金や物価の高騰で管理費が増大し、米作以外の五穀の栽培はまったく採算がとれなくなっ

表4

山梨県水稻、陸稻、大麦、小麦、作付面積及収穫高 (山梨県統計書)										
年度	水稻		陸稻		小麦		大麦(第6条)		大麦(第2条)	
	作付面積km ²	収穫高t	作付面積km ²	収穫高t	作付面積km ²	収穫高t	作付面積km ²	収穫高t	作付面積km ²	収穫高t
昭和33年	17,905	65,737	825	1,435	8,594	20,262	8,046.7	21,593	—	874
34年	17,876	65,431	789	1,194	8,140	22,725	7,876.1	24,672	277.7	929
35年	17,788	76,587	771	1,360	7,442	21,386	7,894.9	25,271	293.5	1,509
36年	18,174	80,630	937	1,238	8,365	25,052	6,278.5	21,209	452.2	1,905
37年	17,895	79,033	907	1,124	8,308	24,380	5,410.7	17,950	613.9	1,975
38年	17,528	73,877	743	1,198	7,440	13,954	4,542.0	7,420	499.8	953
39年	17,114	73,761	658	842	6,301	16,761	3,607.0	11,615	353.0	1,091
40年	16,600	61,100	530	551	5,600	15,800	2,930.0	9,380	230.0	870

て、農業経営はいよいよ苦しくなってきた。身延町においても、道路の整備拡張・諸官衙の移駐や、山腹にある農家の平地への移住によって、農地は減少の一途をたどっている。

戦時中開墾された畑には、杉、梅などが植えられ、雑穀類は、わずかに自家用としてつくられている現状である。

本町においては、このような実状の中で、農家の多角経営を推進し、養豚や、果樹栽培、養鶏(ブロイラー)等も奨励して、換金農産物の増産に力を入れて、農家の危機を打開すべくつとめている。このように行きづまりの現状の中で、農業構造の望ましい改善こそ急務である。

(五) 本町の農業の現況

本町においては、早くから養蚕組合がつくられ、さらに最近では、養豚、養鶏、乳牛組合などもつくられた。しかし、蔬菜等の栽培や研究については、熱心につづけられているが、組織

梅平の今昔



昭和44年身延高校付近



昭和7年身延高校付近

化するまでには至っていない。本町には蔬菜栽培に適した気候と土壌をもった所が多く、白菜、玉葱、大根、生姜、馬鈴薯など、移入したものでより良質なものを産している。清子、大久保の白菜、豊岡地区の生姜、大野の大野菜などは、多量の生産がともなえば移出も可能である。

近年本町においては、各地区公民館が、農業協同組合の後援を得て、蔬菜其の他の品評会を開いて、その研究と栽培を奨励している。つぎに、山梨県農業基本調査にもとづいて、農産物に関する表6〜10をかかげる。ただし、農産物生産高については、第三章産業のあらましの項に、かかげてある表14を参照されたい。

表6

身延町昭和43年度の収穫農家数、収穫面積、販売農家数

		収穫農家数	収穫面積	販売農家数
		1	2	3
		戸	アール	戸
水陸	稲類	1,181	20,447	260
麦	類	13	51	
雑	穀	1,008	9,611	261
ばれいしょ、かんしょ		740	1,388	6
ま	め類	976	1,451	6
芸	作物類	979	3,853	147
花	き類	151	219	17
種	苗、苗木類	1	4	1
		9	21	3
野菜類	トキ	510	22	
	きな	1,099	76	
	は	1,149	87	
	か	1,163	457	4
	た	550	27	
	だ	906	119	
	だ	1,180	545	9
	び	182	1	
	に	702	37	5
	そ	668	454	14



蔬菜品評会

表8 農産物

大河内地区昭和43年度の収穫農家数、収穫面積、販売農家数

		収穫農家数	収穫面積	販売農家数
		1	2	3
		戸	アール	戸
水	稲	321	5,078	77
水	陸稲	11	31	
麦	雑穀類	318	3,130	63
雑	穀類	255	510	3
ばれいしょ、かんしょ		330	461	3
まめ類		275	641	4
工芸作物類		65	65	1
花き類				
種苗、苗木類		1		
野菜類	トク	165	6	
	きな	343	25	
	な	357	32	
	は	343	138	
	か	149	12	
	た	270	26	
	だ	358	175	
	び	49		
	に	205	14	
	そ	198	97	
	マ			
	う			
	さ			
	ら			
	ね			
	こ			
	ま			
	じ			
	の			
	ト			
	り			
	す			
	い			
	ん			
	ぎ			
	ん			
	ん			
	他			

第三章 産業のあらまし

表7 農産物

豊岡地区昭和43年度の収穫農家数、収穫面積、販売農家数

		収穫農家数	収穫面積	販売農家数
		1	2	3
		戸	アール	戸
水	稲	262	4,640	51
水	陸稲	2	20	
麦	雑穀類	258	2,508	84
雑	穀類	191	329	3
ばれいしょ、かんしょ		243	360	
まめ類		267	950	52
工芸作物類		58	121	6
花き類				
種苗、苗木類		5	18	3
野菜類	ト	134	2	
	き	278	6	
	な	277	6	
	は	299	108	2
	か	166	3	
	た	227	33	
	だ	294	111	1
	び	49		
	に	200	4	1
	そ	111	81	14
	マ			
	う			
	さ			
	ら			
	ね			
	こ			
	ま			
	じ			
	の			
	ト			
	り			
	す			
	い			
	ん			
	ぎ			
	ん			
	ん			
	他			

表10 農産物

身延地区昭和43年度の収穫農家数、収穫面積、販売農家数

		収穫農家数	収穫面積	販売農家数
		1	2	3
		戸	アール	戸
水	稲	250	4,243	29
水	陸稲			
麦	雑穀類	173	1,573	34
雑	穀類	151	304	
ばれいしょ、かんしょ		192	357	3
まめ類		194	698	81
工芸作物類		26	33	
花き類		1	4	1
種苗、苗木類		3	3	
野菜類	ト	147	9	
	き	252	24	
	な	251	17	
	は	247	106	2
	か	108	8	
	た	188	28	
	だ	256	161	8
	び	54	1	
	に	155	13	4
	そ	139	96	
	マ			
	う			
	さ			
	ら			
	ね			
	こ			
	ま			
	じ			
	の			
	ト			
	り			
	す			
	い			
	ん			
	ぎ			
	ん			
	ん			
	他			

表9 農産物

下山地区昭和43年の収穫農家数、収穫面積、販売農家数

		収穫農家数	収穫面積	販売農家数
		1	2	3
		戸	アール	戸
水	稲	348	6,486	103
水	陸稲			
麦	雑穀類	244	2,400	80
雑	穀類	143	245	
ばれいしょ、かんしょ		211	273	
まめ類		243	1,564	60
工芸作物類		2	1	
花き類				
種苗、苗木類				
野菜類	ト	64	5	
	き	226	21	
	な	254	32	
	は	274	105	
	か	127	4	
	た	221	32	
	だ	270	98	
	び	30		
	に	142	6	
	そ	220	180	
	マ			
	う			
	さ			
	ら			
	ね			
	こ			
	ま			
	じ			
	の			
	ト			
	り			
	す			
	い			
	ん			
	ぎ			
	ん			
	ん			
	他			

第七節 農業関係団体とその活動

一、農業協同組合関係

(一) 旧下山農業協同組合

ア 所在地 身延町下山
イ 沿革 下山産業組合、下山農業会を前身として、昭和二十三年四月二十八日、山梨県から認可をうけ、下山農業協同組合として発足し、昭和四十一年身延町内五農業協同組合が合併するまで、購買・販売・信用の事業を行なった。

ウ 資本金 一六三、二〇〇円
エ 組合員 四三九名
オ 歴代組合長

- 初代 近藤 保
- 二代 遠藤 半弥
- 三代 天野 太郎
- 四代 稲葉 詣雄
- 五代 望月 彦平
- 六代 古屋 慶信
- 七代 遠藤 弥六



旧下山農業協同組合

(二) 旧身延農業協同組合

ア 所在地 身延町梅平
イ 沿革 身延産業組合、身延農業会を前身として、昭和二十三年八月十四日、県から認可を受け、身延町農業協同組合として発足し、身延町内五農協合併（昭和四十一年）まで、購買・販売・信用の事業を行なった。

ウ 資本金 一三六、〇二〇円八六銭
エ 組合員 三九六名
オ 歴代組合長

- 初代 佐野 肇
- 二代 望月 房則
- 三代 佐野 肇
- 四代 近藤 義雄
- 五代 海野 作太郎
- 六代 佐野 直三
- 七代 佐野 源治
- 八代 松野 久男
- 九代 小笠原 政義

(三) 旧豊岡農業協同組合

ア 所在地 身延町相又
イ 沿革 昭和十一年

豊岡産業組合を設立して、事務所を豊岡村役場内においた。

資本金 一〇五、〇〇〇円

組合員 三五〇名 準組合員 一〇名

昭和十七年 事務所を現身延町農業協同組合豊岡支所の現地に建築した。

昭和二十一年 産業組合を発展的に解消して、農業会と改称した。
昭和二十三年四月 豊岡農業協同組合と改称し、昭和四十一年身延

町農業協同組合に合併するまで、購買・販売・信用の
三事業を行なって豊岡地区の農業並びに農家経営の指
導的役割を果た
してきた。

ウ 歴代組合長

- 初代 佐野 亮
- 二代 小山 元正
- 三代 千頭和 政義
- 四代 木内 昌博
- 五代 望月 平藏
- 六代 白滝 清治
- 七代 鴨狩 庸雄
- 八代 片田 泰輔
- 九代 千頭和 郷治
- 十代 木内 悦治
- 十一代 栗冠 盛夫
- 十二代 志村 国為



旧豊岡農業協同組合

(四) 旧大島農業協同組合

ア 所在地 身延町大島
イ 沿革

大正二年(一九一三)六月に角打信用購買組合設立。大正
三年一月には大島信用購買組合が組合員五十二名で設立認
可され、角打信用購買組合はこれに合併し、事務所は片田
栄三郎宅においた。

昭和の初め頃、事務所を現在地に建築した。昭和十九年
(一九四四)四月、帯金農業会と合併して、大河内農業会
と改称し、初代会長に、片田栄三郎を選んだ。二代会長

に、望月宗三郎を選
任した。

昭和二十三年十月
大河内農業会を解散
して大島農業協同組
合として、設立発足
した。

ウ 歴代組合長

- 初代 片田 銀五郎
 - 二代 若林 孝義
- 昭和四十一年二月十日、身延町農
業協同組合に合併するまで、貯金・
貸付・購買・販売などの事業を行な
って、農業経営の改善に指導的役割
を果たしてきた。

(五) 旧大河内農業協同組合

ア 所在地 身延町角打駅前(現
事業所塩之沢)
イ 沿革 大正八年(一九一
九)旧大河内地区の
帯金・八木沢・塩之
沢および丸滝を基盤
として、帯金産業組
合を設立した。当時
の書類紛失で、はっ
きりしないが、伊藤
正一、望月望、高山

正一、望月望、高山



身延農協大河内事業所



旧大島農業協同組合(現大島事業所)

毗門がそれぞれ組合長をつとめた。運営に当たっては、事務職員をおかないで、組合長が事務を担当した。

昭和十九年（一九四四）四月、大島の信用購買組合と合併し、大河内農業会として、発足した。

昭和二十三年十月、大河内農業会を解散して、大河内農業組合と、八木沢農業協同組合の二組合を設立した。

昭和二十九年三月二十八日、八木沢農業協同組合と、大河内農業協同組合を統合して、大河内農業協同組合を設立した。

ウ 歴代会長

- 初代 望月 宗三郎
- 二代 佐野 祥盛
- 三代 鈴木 武重

(六) 身延町農業協同組合の沿革と活動

ア 所在地

身延町梅平二四四七番地

イ 沿革

昭和四十一年二月十日、農業協同組合の経営の合理化と、農家および農業経営の近代化への指導的役割を果たすため、また、各組員の熱望と県の合併指導によって、身延町内の下山・身延・豊岡・大島・大河内の五農業協同組合を発展的に解消し、これら五農業協同組合を合併して、新たに身延町農業協同組合を設立し、本所事務所を昭和四十四年四月二十七日現在地に建設、機構改革によって身延事業所を廃止し現在にいたっている。

ウ 資本金

五、六〇三、〇四二円

エ 組合員

一五六七名

(内訳)

- 下山 三八五名 身延 三一八名 豊岡 三二〇名
- 大島 一七〇名 大河内 三七四名

身延町農業協同組合機構図

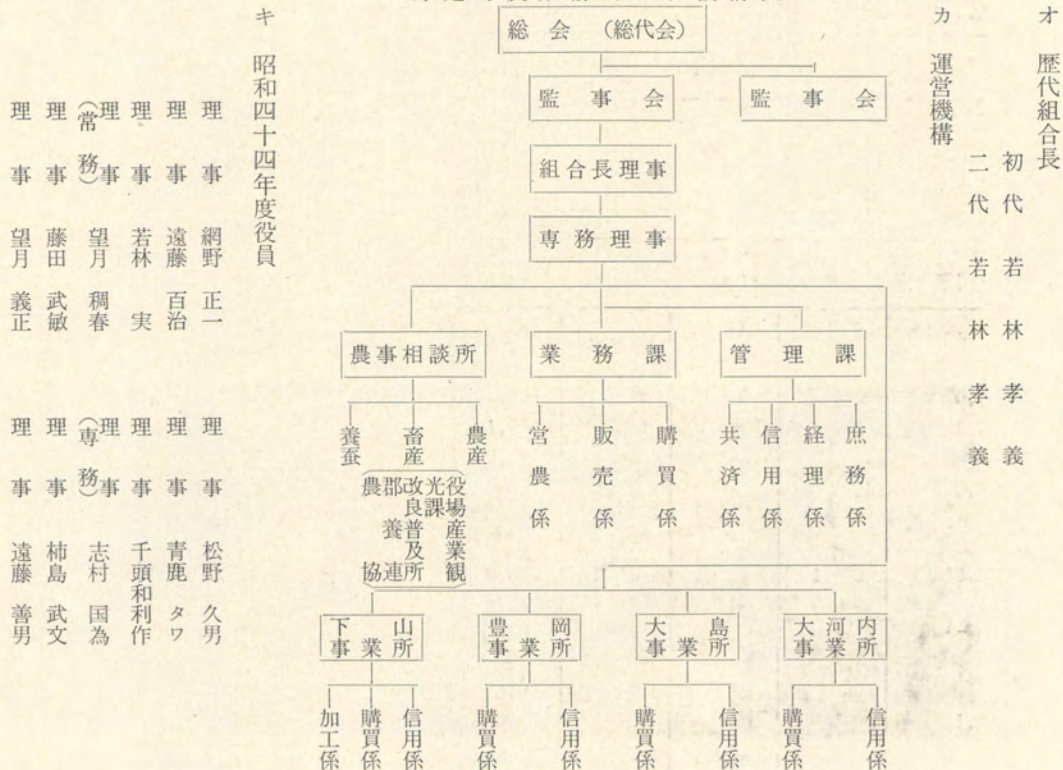


表1 各農協、所別組合員数

項目		支所名					
		下山	身延	豊岡	大河内	大島	計
組合員	有資格組合員数	385	350	320	374	170	1,599
	総組合員数	385	318	320	374	170	1,567
組合員	正組合員数	371	318	320	374	150	1,533
	准組合員数	14	32			20	66

表2 購買事業 (単位 千円)

項目		支所					
		下山	身延	豊岡	大河内	大島	計
肥料	2,491	4,339	2,792	0	1,978	11,600	
飼料	1,316	5,000	5,772	0	2,259	14,347	
農機具	115	546	206	0	4,334	5,201	
農薬	273	800	307	0	0	1,380	
配給食糧	591	0	0	0	2,802	3,393	
その他食糧	801	700	0	0	0	1,501	
生産資材	614	1,000	32	0	0	1,646	
生活資材	1,111	1,000	588	0	1,937	4,636	
計	7,312	13,325	9,697	0	13,310	43,704	

表3 信用事業 (単位 千円)

項目		支所					
		下山	身延	豊岡	大河内	大島	計
貯金総額	628	5,699	2,970	0	16,748	26,045	
定期的貯金	955	1,612	20	0	11,913	14,500	
当座的貯金	2,918	224	290	723	0	4,159	
計	4,501	7,535	3,284	723	28,661	44,704	

表4 販売事業 (単位 千円)

項目			支所別					
			下山	身延	豊岡	大河内	大島	計
事業 取 扱 高	品 目 別 取 扱 高	米	2,515	1,600	1,497		150	6,762
		麦	2,596	1,394	860		941	5,791
		藜菜類	40					40
		蔬菜類	396	362	1,749			2,507
		わら工品	19					19
		畜産品	322	9,850	2,416		1,690	14,278
		ヒナ、ブロイラー						
		鶏卵			8,642		8,428	17,070
		繭			300	13		313
		果樹他類		100				100
		その他		1,628		159		1,787
		雑穀計	7,516	13,606	15,336		12,209	48,667

事業の概要 本農業協同組合は、設立以来役員並びに職員の献身的努力と、組合員の協力によって組合の運営を効果的に推進し、ために事業は、飛躍的に前進して、組合は年ごとに内容を充実し、伸展しつつある。主な事業内容は、購買・販売・信用・共済の四部門であって、その事業内容を合併前の実績と比較するため、合併前年の各農協の実績表と、合併後の実績表とを掲げて比較してみる。なお肥料については、第七節の三の(二)肥料の項を参照されたい。

表5

共 濟 事 業

(単位 千円)

項 目		農 協 別			下 山	身 延	豊 岡	大河内	大 島	計
		期 末	現 在	保 有 件 数 a						
保 命	期 末	現 在	保 有 件 数 a	21	13	26		6	66	
	期 末	現 在	保 有 金 額 b	7,400	6,400	6,050		1,650	21,500	
	期 末	現 在	元 受 掛 金 c	231	266			68		
有 こ ども	期 末	現 在	保 有 件 数 a	23	23	4		6	56	
	期 末	現 在	保 有 金 額 b	4,400	5,300	900		1,100	11,700	
	期 末	現 在	元 受 掛 金 c	209	297			57		
建 物	期 末	現 在	保 有 件 数 a	269	211	100		79	659	
	期 末	現 在	保 有 金 額 b	103,550	118,900	40,300		38,300	310,050	
	期 末	現 在	元 受 掛 金 c	2,080	2,612			812		
高 計	期 末	現 在	保 有 件 数 a	313	247	130		91	781	
	期 末	現 在	保 有 金 額 b	115,350	130,600	47,250		41,050	3,3425	
	期 末	現 在	元 受 掛 金 c	2,520	3,175			937		

第三章 産業のあらまし

表6

業 績 検 討 表

信 用 事 業 (千単位)

昭和43年8月31日現在 身延町農業協同組合

事 業 所 名	下 山		身 延		豊 岡		大 島	
	前年8月	8月31日	前年8月	8月31日	前年8月	8月31日	前年8月	8月31日
課目	前年8月	8月31日	前年8月	8月31日	前年8月	8月31日	前年8月	8月31日
普通貯金	7,263	9,728	10,566	16,533	11,011	13,312	20,573	21,096
定期貯金	7,290	16,755	7,944	10,325	10,324	16,678	26,949	35,077
定期積金	513	553	589	1,971	105	457	1,782	1,898
目的貯金	1,426	1,545	480	647	1,986	營879 358	1,117	1,008
合 計	16,492	28,581	19,580	29,476	23,426	31,684	50,420	59,078
比 率	12.8		13.2		14.2		26.6	
証書貸付金	2,669	8,184	455	1,269	2,076	3,759	4,753	4,057
比 率	7.13		1.1		3.27		3.53	
事 業 所 名	大 河 内		本 所		合 計			
	前年8月	8月31日	前年8月	8月31日	前年8月	8月31日		
課目	前年8月	8月31日	前年8月	8月31日	前年8月	8月31日		
普通貯金	6,163	12,000	8,629	13,568	64,205	86,238		
定期貯金	1,354	8,456	18,398	34,239	72,261	121,496		
定期積金	709	1,553	1,330	28746	5,029	9,178		
目的貯金	113	201	△3	—	5,119	營879 3,890		
合 計	8,339	22,210	28,359	50,552	146,614	221,683		
比 率	10.0		23.2		100			
証書貸付金	旧1,121 315	旧1,121 1,095	45,872	95,221	57,262	114,706		
比 率	0.95		84.02		100			

五二三

業 務 部 (千単位)

事業所名	下 山		身 延		豊 岡		大 島	
課目	前年8月	8月31日	前年8月	8月31日	前年8月	8月31日	前年8月	8月31日
購買供給高	加工336 9,047	加工286 7,830	6,290	5,394	16,340	25,183	9,323	8,956
販売品販売高	2,598	2,760	7,640	4,498	21,075	30,127	13,178	11,970
合 計	11,981	10,590	13,930	9,892	37,415	55,310	22,500	20,926
比 率	10.4		9.77		54.6		20.6	
購買未収金	1,733	1,981	1,245	1,320	3,892	3,376	1,897	1,816
比 率	21.6		14.3		36.0		19.8	
事業所名	大 河 内		本 所		合 計			
課目	前年8月	8月31日	前年8月	8月31日	前年8月	8月31日		
購買供給高	1,495	3,646	11	48	加工336 42,507	加工286 51,067		
販売品販売高	770	822	—	—	45,262	50,177		
合 計	2,266	4,468	11	48	37,770	101,244		
比 率	4.41		0.22		100			
購買未収金	467	674	—	—	6,544	9,167		
比 率	8.3		—		100			

共 済 事 業 (千単位)

(注) 旧大河内農協分の身延事業所扱を大河内事業所に差戻した

事業所名	下 山		身 延		豊 岡		大 島	
課目	前年8月	8月31日	前年8月	8月31日	前年8月	8月31日	前年8月	8月31日
建 物	13,225	14,295	13,820	-3,230 17,150	7,280	11,210	9,200	10,480
生 命	950	980	650	1,450	1,255	1,845	630	1,030
子 供	500	600	770	1,070	100	100	440	460
合 計	14,675	15,875	15,240	16,440	8,635	13,155	10,270	11,970
比 率	24.6		25.5		20.4		18.5	
事業所名	大 河 内		本 所		合 計			
課目	前年8月	8月31日	前年8月	8月31日	前年8月	8月31日		
建 物	2,130	+3,230 3,390	—	—	45,655	56,525		
生 命	—	310	—	—	3,485	5,615		
子 供	—	—	—	—	1,810	2,230		
合 計	2,130	6,930	—	—	50,950	64,370		
比 率	11.0		—		100			

(四) 昭和四十四年度身延町農業共済組合役員

組合長 佐野為雄
 副組合長 滝川隆治
 理事 石川剛 佐野為雄
 深沢周一 中村安栄
 依田登 市川隆義
 滝川隆治 望月忠司
 鈴木岳 佐野林作
 渡辺保義 遠藤善男

監事 代表 松野久男 鮎川武
 栗冠盛夫 望月謙三

(五) 職員

市川 孟 佐野太一
 遠藤 勇 鈴木陸枝

なお農業災害補償などについては、農業災害の項を参照されたい。

(六) 損害評価会

組合長が委嘱して、共済目的である損害の認定および損害防止の事務に従事する損害評価会が設けてある。

第八節 指導機関

一、山梨県南巨摩農業改良普及所南部支所

(一) 所在地 南部町南部

(二) 沿革

昭和二十二年農業改良助長法が施行され、農家を訪問し、農業技術を指導したり、農民生活の改善を指導するために、都道府県に所属し、市町村を担当する農業改良普及員が任命された。当初山梨県では、普及所を二六カ所とした。しかし、現在の農業経営の形態が、専門化され企業化の方向にすすんで、高度の技術指導がいよいよ必要となってきたことと、普及活動を、効率的に行なうため、昭和四十三年機構改革をした。これによって、峡南農業改良普及所を統合して、南巨摩農業改良普及所誕生し、南部支所となる。そして現在六名の職員が、農業の近代化のためにとりくんでいる。

(三) 職員

支所長	佐野文三	特作指導
普及係長	武川充男	果樹、経営指導
技師	渡辺善家	作物、畜産指導
技師	赤池喜久雄	果樹指導
技師	遠藤一城	そさい、青少年指導
技師	深沢静江	生活改善指導

(四) 管轄区域と活動

農業改良普及所南部支所管内は、身延町・南部町・富沢町である。活動にあたっては、前記のように職員の手導担当役割をきめ、直接各地を巡回して指導にあたっている。その他支所誕生以来時報の刊行などをして、指導普及に専念している。

二、身延町農業委員会

(一) 事務所 身延町役場内

(二) 沿革

昭和二十六年三月の第十国会において、農業委員会等に関する法律が成立して、従来からあった農地委員会・農業調整委員会・農業改良委員会を統合して、市町村に農業委員会が設置されることになって、身延・下山・大河内・豊岡の四カ町村にも、それぞれ農業委員会が設置されて、農地法等の規定に基づいた事務と、農業振興に関する事務を行なうことになっ



現 農 業 委 員

た。昭和三十年二月身延・下山・大河内・豊岡の四カ町村が合併して、身延町が誕生した。引きつづいて昭和三十二年七月、前述の四カ町村の農業委員会が合併して、身延町農業委員会が誕生して、現在に至っている。

(三) 合併後の歴代会長

- 初代 渡 辺 信 作
- 二代 望 月 善 長
- 三代 松 木 四 郎
- 四代 佐 野 治 郎
- 五代 柿 島 武 文 (現在)

(四) 農業委員名 (昭和四十四年現在順序不同)

会長	柿島武文	望月正明
委員	小山竜夫	網野正一
	市川孟	遠藤百治
	市川達男	田京駒男
	望月貞夫	沢田進
	近藤保司	佐野治郎
	市川正美	四条長治
	志村国為	望月忠司
	松野久男	望月義正
	望月秀雄	中村孝恭
	望月脩二	

三、農林省山梨食糧事務所南巨摩支所身延出張所

(注、所在地、沿革、職員配置等は十四編官公庁参照)

第九節 林業

一、概況

本町は、山梨県の南部にあつて、気候は海岸的気候であるが、冬の寒さは一、二月の平均気温が四度前後と比較的暖く、夜間を除き日中零度以下になることはほとんどなく、年間の降雨量も多いので、樹木の成育に適している。とくに杉、檜の成育は良好で、身延山の千本杉のように、集団林として全国に誇るべき美林が育っている。

山林面積は、一〇、六五九ヘクタールで、本町総面積一三、〇四七ヘクタールの約八十二パーセントを占めている。

所有区分別の山林面積は国有林三〇六ヘクタール、県有林二、一八二ヘクタール、民有林八、一七一ヘクタール、その他、二ヘクタールとなっている。蓄積量は、針葉樹二二九、八九六立方メートル、広葉樹は、二五一、〇三三立方メートルで、広葉樹の蓄積量の方が多い。

本町の産業は、立地条件からみて、農林業が主体となっているが、農業の耕地面積は約四・一パーセントと狭小なため、経営規模はきわめて零細で、一戸当り〇・三五ヘクタール、しかも平地が少ないためと、山間に散在する等の悪条件が重なつて、その生産性がきわめて低いので、いきおい本町総面積の八二パーセントを占める林業経営が主力とならざるを得ない。ところが、林道の不備、労務者の不足、それに伴つて起る賃金の高騰により、林業経営は、不振の状態である。

なお、戦後空襲で消失した都市の住宅復興用材として杉、檜、松などがつぎつぎと伐採された。その伐採地は植林されないまま長い間放置されていたが、ようやく経済状態に安定のきざしのみえはじめた昭和二十五年頃

から造林事業に関心が向けられ、植林した山林が多いため、素材生産は減少している。

さて、本町の山林は、広葉樹に恵まれていて薪炭業者にすこぶる有利であったが、現在は奥地に行かなければ素材の入手ができない状態にあるうえに、化学燃料に押されて生産量は激減している。

また、造林事業においてもここ数年の労務者の不足と、奥地への植林のため出費が重なり単年度に植林する総世帯数は大きな変動はないが、面積は狭小になりつつある。

そこで、造林事業を促進するために国、地方公共団体の援助を得て造林を進めているところもある。

このように、渋滞している林業経営を盛んにするため、現在林業構造改善事業計画が立てられ、これから三カ年計画で着々と実施されている。

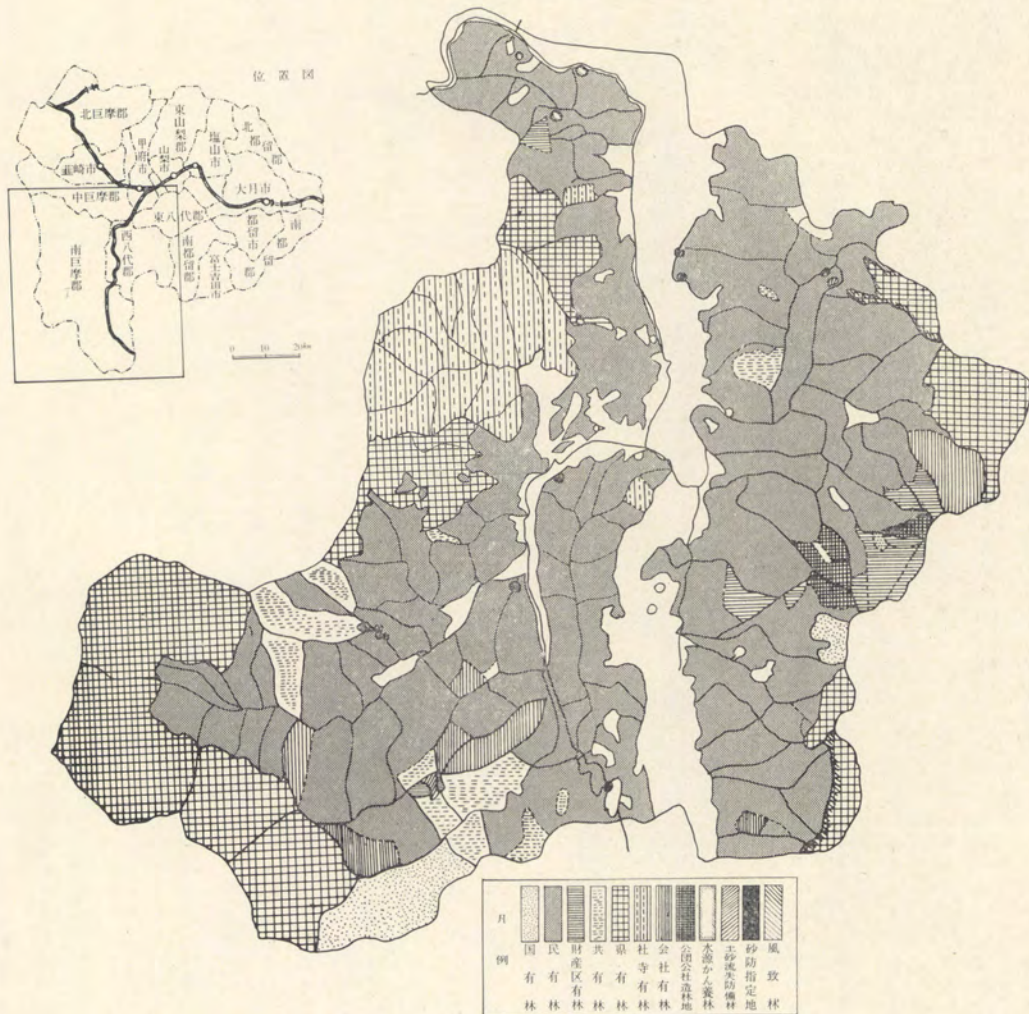
一方、県有林・国有林においては、林種転換を中心とする経営がなされている。

また、特殊産物である椎茸、わさびの栽培にも関心がもたれ組合などを組織して、熱心に研究栽培がなされている。



昭和44年度植樹祭

図1 山林所有区分別地図



(鵜沢林務所管内森林計画図)

二、官有林と民有林の現状

(一) 官 有 林

ア 国 有 林

本町における国有林は少なく、その面積は三〇六ヘクタールである。南部町国有林の続き（榛草里奥の山）にあり、針葉樹林面積六四ヘクタール、広葉樹林面積一五七ヘクタール、除地・崩壊地八五ヘクタールとなっている。

針葉樹は、人工林が多く、樹種も杉、檜ばかりで樹齢五、六年が一番多く、伐期齢にはほど遠い。

現在、樹種転換を中心に造林事業が進められている。管理は南部町にある甲府営林署南部担当事務所が行なっている。

イ 恩賜県有林

恩賜県有林は、江戸時代の入会御料地で、明治維新後は官有地に編入されて管理されていたが、明治四十年、同四十三年と二度にわたる大水害にあつて疲弊し、塗炭の苦しみにあえいでいる山梨県民をあわれまれて明治天皇が、同四十四年三月十一日山梨県所在入会御料地の全部、実測面積約十八万六千ヘクタールを御下賜されたのである。

身延町には、恩賜県有林の属する山林が、二、一八二ヘクタールあつて、山林面積の約二〇・四パーセントを占めている。

下賜当時の台帳面積は、五五七・五ヘクタールで

であった。地区別面積を表で示すと次の通りである。

ウ 県有林の現状

面積二、一八二ヘクタール、内人工林は三三三ヘクタール、天然林一、七四九ヘクタールで天然林の占める割合は八〇パーセントと非常に高い。昭和三十九年から、林種転換を中心に造林事業が進められ年ごとに植栽面積の増加がみられるが、人工林が総面積の半ばを占めるまでには、相当の年月が必要である。

最近五カ年間の植伐面積を表わすと、次の通りである。

蓄積量は、総計一三五、一二三立方メートル、杉、檜で占められている。針葉樹は一四・五パーセント（一八、五八七立方メートル）できわめて少ない。これは最近植栽されたものが多いためである。広葉樹の量は一一五、五三六立方メートルと非常に多く、伐期に達した森林が所々にあることを明らかにしている。

しかし、このほとんどが奥地に集まっているので林道不備、労務者不足の現在では伐採、搬出は容易でない。

現在、県営大城林道の延長工事が進められているが、予算が少ないため進ちょく状況は余り芳しくない。

(二) 民 有 林

民有林の面積は、八、一七一ヘクタールあり、本町森林面積の約七六・七パーセントを占めている。国有林・県有林に対する比率は高く南巨摩郡

表1 地区別恩賜林面積表

地区名	面積 (ha)
大河内	247.1880
下山	151.1910
身延	10.5152
豊岡	148.7027
計	557.5956

表2 植伐面積表 (単位ha)

年度	項目	
	植栽面積	伐採面積
38	0.23	23.11
39	32.19	30.05
40	38.17	58.68
41	53.59	38.82
42	68.72	39.02

(営林区調べ)

下では三番目である。

表で示すと次の通りである。

わが国の林業の特徴の一つとして、国有林、県有林が多く市町村における山林の半分以上を占めていることがあげられる。

幸に本町では八割近くが民有林であることは、林業経営上好ましい状態といえる。

しかし、山林所有者数をみると、実に二、八四八人と非常に多く、その一人当りの所有面積は狭く二・三ヘクタールにすぎない。

現在、林業専業で生計を立てるためには二〇ヘクタールの山林が必要であるが、この十分の一の面積しかもたない本町林家にはとてもそれは望めそうもない。

したがって兼業者が多いのはやむを得ないことである。むしろ現状では林業のかたわら農業をする人は少なく、農業のかたわら林業をする人のほうが多い。

次に森林所有規模別を表示すると、次の通りである。

表4 森林所有者規模別表

比率	面積 (単位ha)									
	一未満	一〜三	三〜五	五〜十	十〜二十	二十〜五十	五十〜百	百〜二百	二百〜五百	五百以上
六四・三	一八〇	五九	一三	七	七	七	七	七	九	一
二〇・八	六・四	三・九	二・五	一・〇	〇・九	〇・六	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三

(単位ha比率%)

表3 所有区分別森林面積と比率 (面積ha 比率%)

	町 村	総 数	民有林				民有林比率
			民有林	県有林	国有林	民有林比率	
南	富	7,863	7,213	650	—	91.7	
	南	9,649	6,857	779	2,013	71.1	
	身	10,659	8,171	2,182	306	76.7	
巨	早	34,838	18,458	16,380	—	53.0	
	中	2,704	2,221	484	—	82.2	
	富	3,970	1,941	2,029	—	48.9	
摩	増	5,315	2,094	3,221	—	36.4	
	穂	5,315	2,094	3,221	—	36.4	
	計	74,998	46,955	25,724	2,319	62.6	

(諏沢林務事務所 昭和42年度統計表)

この表で明らかかなように一ヘクタール未満が三分の二以上もあり、五ヘクタール未満のものを合わせると九十パーセントをこえ、二〇ヘクタール以上は、わずかに二パーセントにすぎないのである。しかも、この二パーセントが、森林面積の四六パーセントまで所有している現状である。資本主義経済下における富の不均衡が、ここにもあらわれている。

さて、次に植伐状況をみると伐採面積については、資料がないのではっきりしないが、ここ三、四年の素材生産が年ごとに減少しているのので、伐採面積も減少していることが明らかである。

植林面積の最近五カ年の計は、四〇一・〇八ヘクタールになっているが、前にも述べたように造林戸数は余り変らないが、面積は減少しつつある。

これを表で示すと次の通りである。

表5 植栽面積表 (単位 ha)

年 度	面 積
38	74.18
39	124.36
40	88.32
41	63.46
42	50.76
計	401.08

(営林区調べ)

表6 素材生産実績表 (単位 m³)

年 度	針葉樹	広葉樹	計
40	12,400	6,100	18,500
41	12,200	8,700	20,900
42	800	700	1,500

(鯉沢林務事務所統計表)

ア 民有林所有区分別森林状況

民有林を細分すると、町財産区有林、共同部落組有林、社寺有林、会社および団体有林とに分けられる。

それぞれの面積、蓄積量、その他を表で示すと次のようになる。

表 7

		市 町 村 財 産 区 有 林		共 同 部 落 組 有 林		個 人 有 林	社 寺 有 林	会 社 及 有 団 体 有 林
		面 積 (ha)	蓄 積 (m ³)	面 積 (ha)	蓄 積 (m ³)	面 積 (ha)	蓄 積 (m ³)	面 積 (ha)
面 積	人 工 林	66.64	214.72			2,485.09	463.32	131.15
	天 然 林	248.78	364.52			3,303.39	409.67	21.77
	未 立 木 地	0.11				10.72	0.71	
	除 地	0.17	0.60			5.49	38.42	
	伐 跡 地	0.48	1.20			93.71	11.01	72.10
	竹 林		(40束) 0.09	(75388束) 183.15		(674束) 2.55	(272束) 0.34	
	崩 壊 地					17.61		0.05
計	316.18	581.13			6,099.16	945.68	225.41	
蓄 積	針 葉 樹	1,663	6,117			116,336	83,263	2,713
	広 葉 樹	4,320	13,060			91,404	19,233	1,568
	計	5,983	19,177			207,740	102,496	4,281
	ha当り平均	19	33			34	108	19

以上の内で特別な形態の山林である社寺有林、共同部落組有林、会社及び団体有林の現状について書くことにする。

(ア) 社 寺 有 林

沿 革

社寺有林の総面積は、九四五・六八ヘクタールあるが、ほとんどが久遠



身延山上の山八幡付近の寺有林

寺有林である。その面積は実に八六一・四五ヘクタールにおよんでいる。

この久遠寺寺有林は遠く鎌倉時代に日蓮聖人が、土地の豪族波木井長公から寄進され

徳川時代に朱印地となり、久遠寺寺有林として、自由に経営してきたのである。

ところが、明治二年（一八六九）版籍奉還の際、境内約四・一六ヘクタールを除いて、すべて官林に編入されてしまった。

以後久遠寺は、堂宇の修繕にも事欠くばかりでなく、寺院付近の立木が公売伐採されて、寺院としての風致をそこなうことが著しくなってきたので、明治十六年（一八八三）払下げを政府に請願したが許されなかった。

明治二十二年（一八八九）御料地に編入されたので、すぐに御料地委託願いを、御料局へ提出した。

幸に信徒である金原明善・小林小太郎等の尽力があつて、明治二十三年（一八九〇）三月二十二日付をもって認可された。

それからは、身延山久遠寺の土地御料林は身延山委託林となつて、農商務省令の委託林規定に従つて経営された。

その後、明治三十三年（一九〇〇）宮内省告示第一〇号、社寺土地御料林特売規定の発布があつたので、門末議會、有力信徒の賛成を得て払下願書を提出したが、明治四十三年（一九一〇）十二月によろやく払下げ価格の指定があつた。

しかし、金額が予想外に高かつたので、関係者が政府機関に嘆願したと

ころ、山林の一部を現境内に編入することを規定するとともに、払下価格も更正されてきた。

さつそく門末会を召集して、末寺負担額を協定するとともに、山林払下期成会を設立して、負担額の徴収方法、払下代金納入方法を決定、門末、信徒をあげて尽力した結果、大正八年（一九一九）一月二十九日に払下代金全額を納入した。

ここに再び久遠寺の寺有林として、永世本山の経営下におかれることになった。そして、大正九年（一九二〇）から新に寺有林施業方法書を作り、その下に林業経営がなされた。

山林 現況

大正九年から昭和にかけては、もっぱら身延山寺有林施業方法書によつて経営がなされた。

初期においては、委託後二十五五年間にわたつて植栽した杉・檜の手入れを中心として行なつた。

下刈り、除伐、間伐が一段落したところで、林種転換を主眼にした植栽事業に、力が注がれて年々人工林は増加した。

敗戦後、個人有林は戦災復興建築用材として伐採し尽くされ、裸山になつてしまつたが、ひとり身延山山林だけは、杉・檜・樅の巨木がうっそうとして茂つていたのである。

しかし、昭和三十四年に山梨県を襲つた伊勢湾台風は、この美林を吹き倒し、大打撃を与えたのであつた。見るも無惨な風倒木は、処々その残がいをさらした。その量は実に、



下刈の動力メリオム機

二三一、〇〇〇立方メートルに及び、面積もまた相当なものであった。

台風後は、もっぱら風倒木の伐採をするとともに、その後の植林に力を注ぎ、十年の歳月を費してようやく完了した。

現在は、植林後の手入れなどが経営の中心となっている。それ故、植林はここ数年行なっていない状態である。

伐採は、塔堂伽藍たどうがらんの修復等に必要量だけで、他に売って利益を得ることはなされていない。あくまでも風致林の面目は保たれている。素材の加工は、身延山直営の製材所でなされている。次に最近の林況を表8に示してみよう。

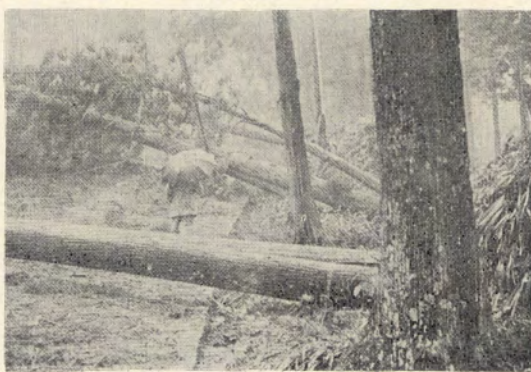
(イ) 会社および団体所有林

椿・大島に大昭和製紙株式会社、大城に長谷川木材、大昭和製紙株式会社、相又に本州製紙株式会社と、それぞれの持山があり、植伐事業に専念している。

大資本の下に行なわれる林業経営は、予算も潤沢であるので造林事業はめざましく発展して、人工林面積は約九〇パーセントに及んでいる。

しかし、敗戦後のバルブームあるいは、建築ブームの乱伐が影響して、伐期齡に達している森林は少ない。蓄積量は一ヘクタール当たりわずかに一九立方メートルである。

現在伐跡地も七二・一〇ヘクタールに及んでおり、植林が待たれている。



身延町における34年台風被害 風倒木

表8 身延山山林現況 面積ha 蓄積量 m^3

		面積	蓄積量
久遠寺境内林	10年未満針葉樹	147.69	0
	10年以上針葉樹	338.57	67,747
	広葉樹	279.96	16,621
	小計	766.22	84,368
七面山境内林	10年未満カラ松	9.07	0
	10年以上ツガ・カラ松 (内人工林5.13)	59.95	14,866
	広葉樹	3.23	781
	小計	72.25	15,841
計		838.47	100,209

(身延山山林部調べ)

(ウ) 共同部落組所有林

この山林は、数人から三、四十名で経営管理する形態で、その数を名寄帳で拾うと七十四組もあり、本町山林形態の特色の一つを示している。

この山林の成立過程を考察しようとしたが、資料がなくなるとめることができなかつたので、二、三の地区の有識者に聞いたところ、この山林は、明治初期その地区で政治力のあつた人が山を集め、自分の名義にしておいたが一人ではとうてい経営ができないので、部落の人たちに分け共同で管理経営をさせたものであるという。また、中には御料地払下げの際、共同で買ったところもあるとのことである。

ともかく、共通するところは、共有ではあるが一人一人の名を登記して

その所有を明確にしていることがわかる。長い間経ているので、最初の登記者はすでになく、現在共有者全員で登記変更を考えている地区もある。また、共有では管理経営がおろそかになるので分割して個人所有にしたところもある。

また、長い間に所有者同志の間で、権利の売買が行なわれ、登記上の人数は変わらないが事実上の所有権者数の変わったところもある。

現在、林業構造改善事業で、これらの共有林を分割して、個有林に計画が立てられている。

地区別共有林数、所有者数、面積を表わすと次の通りである。

この表でわかるように地区によって、所有面積に差があるとともに、所有者数が実になくなっていく。特に豊岡地区は六一九と全戸数より多くなっており、一人が二〜三の共有林の所有権者になっていることがわかる。

三、造林事業

林業経営は、目前の利益だけを求めて、伐採だけに力を注ぐと、長期的経済力を失ない破たんをまねく恐れがある。理想的な林業経営は、植林、伐採を計画的に行なうとともに拡大造林がなされるのが大切ではなからうか。

しかるに、本町においては前述したように、労務者不足とそれに伴う賃

表9 共有林数、面積表 (単位ha)

地区名	共有林数	所有者数	面積
大河内	15	組持 3 143 村持 1	28.3650
下山	5	134	12.0248
身延	9	81	17.0637
豊岡	45	619	111.6309

金の高騰等により、伐採後の植林が思うようになされないの、拡大造林は無理な状態にある。

この状態が続いたならば、本町林業は衰退の一途をたどるのみである。このような現状を打開するため、国家・地方公共団体が造林を計画し実施している。その種類には、公団造林、県行造林等がある。

(一) 公団造林

国家資金で行なう造林方法で、土地所有者が土地を提供し国家がこれを借り受け、森林公団に植林、手入れ、伐採すべてを委託しているもので、利益分配は土地提供者五分、国家五分となっている。

本町においても、昭和三十八年度からこの方法によってすでに九四・七四ヘクタールの造林がなされている。

地区別、年度別公団造林を表10で示すと次の通りである。

表10 地区別 年度別公団造林表 (単位ha)

年度 部落	年度別公団造林表 (単位ha)						計
	丸滝	樋の上	大崩	後山	佐野道	下山	
38	8.20						8.20
39	15.00					5.20	20.20
40	6.85						6.85
41		5.14	11.45				16.59
42		4.37	10.07		10.07		24.51
43		6.04		8.50	3.85		18.39
計	30.05	15.55	21.52	8.50	13.92	5.20	74.74

(二) 県行造林

県の資金で行なう造林方法で、本町には相又地区に十ヘクタールある。昭和三十四年度に、県が相又下の土地を借り受け、山梨県林業公社に委託植林させたものである。

植林後の手入れ、伐採をすべて県が行ない、利益は土地提供者が四分、

県が六分という配分になっている。

このように国、県において治山、治水のため、また地域の林業発達のた
め造林事業を計画し行なっている。

この他、県有地を個人が借り受け、植林して生育させ伐採時には個人七
分県三分という利益配分を規定した部分林もある。

本町においては、昭和四十二年度二名が個人申請をしているほか、古く
から仙王外五山恩賜林保護管理会が六二・四七ヘクタール、姥草里外七山
恩賜林保護管理会が五・二〇ヘクタールを経営している。

四、林道の開設と今後の問題

(一) 沿革

本町の林道開削の歴史は、大正十五年に着工された豊岡新山の林道に始
まる。

この林道は、現在の県営豊岡道の前身で、恩賜林林道として開削された
のである。

当時、大城地区の恩賜県有林の蓄積量は膨大で、県がこれを民間に払下
げた結果、伐採事業が盛んになり、木材搬出の必要に迫られて、波木井を
起点に大城までの軌道が、昭和八年(一九三三)に敷設されたのである。

さらに、インクラインが設けられて硯島山林地内まで延長された。それ
からは、山奥に眠る木材がトロッコに積まれて、波木井の宮の花の貯木場
まで運ばれ、いかだに組まれて富士川を下ったのである。

時代の伸展とともに、交通機関も発達し木材輸送も身延線が利用される
ようになると、一時に大量の木材を駅に集積しなければならなくなった。
いきおいトロッコは後退し、荷馬車が台頭して木材運搬に活躍したが、や
がてトラックの出現とともにその姿を消していった。

このように交通機関の発達に伴って、林道の拡張をよぎなくされ、軌道

は急速に短縮されていった。いきおい貯木場も、宮の花から総門、そして
横尾、大城部落下と移り変っていった。現在は赤岩が貯木場となってい
る。もちろん、軌道は使われないで過去の遺物として残されていたが、昭和
三十五年ごろ撤
去された。

現在、県営で
大城部落の場か
ら、古谷城を経
て安倍峠までの
林道延長工事が
進められてい
る。

この他、町営
で四林道が開削
されているが、
うち二林道は、
林業構造改善事
業の計画に従っ
て工事が行なわ
れている。

次に林道一覧
表をかかげてみ
る。

表11 本町林道一覧表 (昭和43.11.1調)

路線名	主要な経過地	延長	着年月日	竣工年月日	所属	備考
豊岡林道	大城部落一古谷城 大落土場一安倍 峠	23年度～43年 度 5.1km	28年4月		山梨県	工事中
長野林道	大島馬込部落上 長野	(26年度) 540m (27年度) 225m	26年6月	27年	身延町	26年度は民間で 開設 27年度は県単で開 設
大島林道	大島水上一大島大 日向	(28年度) 568m (29年度) 292m	28年8月	29年	〃	28年度は臨時救 農で 29年度は県単で 開削
樋之上線	樋之上針原一壘	(42年度) 1,431m (43年度) 920m	42年9月	44年3月	〃	林業構造改善事 業による
大壘線	棒草里一大壘	3,045m	43年9月 4日	45年3月 15日予定	〃	これから工事す るものを含め 延長3,045m

(年表の年度はいずれも昭和)

(身延町役場建設課)

(二) 今後の問題

県営一、町営四の林道が開設されているが、このうち大壘線は、延長途
上にあるが、本町の林野面積一・六三ヘクタールに、蓄積量四八〇・九二

九立方メートル、この森林資源に対して生産基盤である林道密度は〇・四七でまことに低く、このため林業の近代化は遅々として進まない状態である。

それ故、林道開削事業は本町林業発展のための急務であるといえる。

五、入会山の沿革

江戸時代における山梨県は、幕府直轄の地であつて、山林も御料地と称されて、幕府の管轄下にあつた。

この御料地は御林山と、入会御料地に分かれていた。

御林山は、幕府の建築用材・土木用材を生産する山林でひじょうに厳しく管理された。

入会御料地は、幕府が農民から、山租小物成を徴収して自由に山に入らせ、生活に必要な新炭材、小柴、肥料として使う芝草、時には建築、土木用材を採取させた山林である。

生産性の低い田畑は検地されて、貢租を厳しく取り立てられた当時の農民にとって入会権が認められたことは、どんなに生活の助けになったことであろうかと推察される。

さて、この入会山は単村入会から、十数カ村入会のものがあり、複雑な様相を呈している。

甲斐国志によると、本町関係の入会御料地は一カ所しかなく次のように記されている。

「西山 入会場二箇所アリ一ハ横根、中村、中野ト入会、一ハ本郷、中野ト入会共ニ山租ナシ」と。

江戸時代に、農民生活の支えとなつた入会御料地が、本町に一カ所しかないのはうなずけないことである。

これに反して、御林山は各地区に一、三カ所ずつある。
以下甲斐国志によるが

下山地区

御林山 〇「粟倉村ニ在ル松林ナリ又早川ノ側ニ御竹林アリ」

〇「下山村ノ南ニアリ」

豊岡地区

御林山 〇「大城ニ在リ町歩不詳山中ニ駿州三河内日蔭沢等へ越ユル小径アリ乙

女坂ト云 乙女ハ御留ニテ昔時往来ヲ禁止セラレシ時ノ名アルベシ」

〇「相又村の西南ニアリ山中小径アリ駿州日陰沢へ通ズ」

(大河内地区)

御林山 〇大袋村ノ東ニ在リ」

〇「角打村ニ在リ長三町横ニ町小松林ナリ」

〇「和田村ノ東ニ在リ東西三町、南北拾壹町小松林ナリ此東ニ平木梨鹿草里アリ」

〇「樋上村ニアリ松樅アリ樺拾壹町其東ハ埜山ナリ」とある。

以上八カ所があげられているが、厳しい制約のある御林山が、入会御料地より多いことは、農民の生活条件が悪くなり、いきおい御林山へ入る者もでてくるのである。

和田村に關しての古文書をみると次のように記してある。

差上申一札之事

一、角打村御林山無弁女子供当村之内ヨリ狼リニ入込落葉下草刈トリ候趣粗相聞甚不届之至候以来女子供至迄老人茂入込申間敷候万一心得違有之者之角打村御林ニ而トリ見付役元江察当有之候方江者其段直々御役所様江申上御仕置可仕候事

一、樋之上村御林山之儀モ右同様心得可申候事

一、当村御林山而茂近年枝折或正本等伐り候儀モ有之候段粗相聞有之候得共不
□儀有之見逃仕□有候畢竟トリ上テ吟味仕候得者其分難差置御仕置可トリ
仰儀付内而見逃置候得共以来の儀見当次第其分ニ而差置不申候間其段銘々
得相心得右之趣急度相守可申事

文政五年午年三月

和田村小前 金 兵 衛

外五十人連名印

御役人中様

これで見ると、女や子供たちが何回か掟を犯して御林山に入り下枝、芝草、果ては正木までも切っていることがわかる。

この時代になると、お仕置も江戸時代初期の獄門・死罪という重い刑はなくなり、相当寛大になったようである。そのため掟破りも多くなつたのである。

また、御林山の保護育成をすることにより、御伝馬宿入用、六尺給米、御蔵前入用以上三役の免除があつたことが、他の古文書に記されている。

この形態の異つた二つの御料も、やがて明治に入り制度が改められて、官地に編入されたのであるが、農民の生活に影響を及ぼす入会慣行は廃止されなかつた。

明治二十二年（一八八九）に官地は、御料地に編入されて皇室財産となつた。

しかし、明治四十年（一九〇七）、四十三年（一九一〇）と二度にわたる大水害に貧窮した山梨県に、明治天皇は従前に入会御料地を下賜された。

この時から入会御料地は、恩賜県有財産として管理、経営されることになつたが、県有林が各町村における山林の大部分を占めており、地区民の経済生産に影響を及ぼすことが大きいので、入会慣行を認めることにした。

しかし、従前のように自由に山に入り下草、薪炭材の採取は許されなくなつた。

ここに、北富士演習場の入会権問題の起る原因がひそんでいるのである。以前のような入会慣行の許されない代償として恩賜県有財産保護管理会に對して、保護管理している山林の面積に應じて毎年配当金がある。それ

は自分の経営、管理している山林を売つた際はもちろん全県下どの恩賜林が売られても、プール計算によつて配当がある。

現在、全国的に展開されている、入会林野の近代化の対象になっている林野は、本町においては部落共同組有林であるが、この山林は成立過程がはつきりしないので、従前入会慣行のあつたものであるかどうかわからない。

現在の共有林の経営形態をみると、所有権者全員で植林・手入れ・伐採を行ない利益の分配は均等である。

六、林業構造改善事業のあらまし

(一) 趣 旨

近年、日本の経済は、めざましい発展をとげ、年々国民の生活もよくなつてきているが、これを農業と工業あるいは都市と農山村というように分けてみた場合、その生活にはまだまだ差がある。

国は、国民の生活のなかにこのような差がなくなるように、いろいろな対策をすすめている。

林業においても、林業を盛んにすることによって、そのような差を少しでも少なくするよう努めてきている。

林業構造改善事業というのは、このような対策のなかのひとつとして生まれたものである。

林業がこのような差を少なくすることに役立つためには、もっと生産性を高めるとともに、生産量を増していくことが必要である。このためには、林業を根本から改善していくことが必要となつてきたのである。

林業構造改善事業は、このような林業の根本になつてくる構造をかえようとする事業である。

そのためには零細な森林の経営規模を拡大し、装備や技術の近代化、機

械化をはからなければならぬ。

このほか、林業の基盤となっている林道の開発もあわせてすすめなければならぬ。

そして経営規模も大きく、機械力も利用でき、かつ林道も整備された良い森林をもつ経営者をつくっていくことが必要であろう。

しかも経営は、できるだけ協業化することによって、効果的にすることが望まれる。

このようにしてはじめて林業が、格差是正のために役立ち、さらに町の重要な産業として発展していくであろうと考えられる。

(二) 経営基盤の充実

ア 入会林野の近代化

複雑な権利関係のため、積極的に利用されないままになっている共有林

野や、部落有林野の権利関係を整理し、造林などの土地利用

が、盛んに行われるようにする事業である。

イ 林地の流動化

小規模林業経営者が、放置されたままになっ

ている林地や、不在町所有者の

林地を購入して

林業構造改善事業実施箇所位置図



経営規模を拡大しようとする事業である。

ウ 林地の集団化

小規模林業経営が、合理的に行なわれるように、地域内の林地を相互に交換分合し、林地の集団化をはかろうとする事業である。

(三) 生産基盤の整備

ア 林道の開設事業

機械をつかった協業など、その他の林業構造改善事業と密接な関係にある比較的小さな林道をつくることにより、林業経営の改善をすすめる事業である。

(四) 資本装備の高度化

ア 素材生産施設の設置

木を切ったり、運んだりする素材生産を森林組合が機械をつかった協業によって行ない、林業経営の近代化をはかろうとする事業である。

イ 造林施設の近代化

造林地の地拵ちごしらえをしたり、苗木の植栽や手入れをしたりすることを、機械をつかった協業によって行ない、林業経営の近代化をはかろうとする事業である。

ウ 特殊林産物生産施設の設置

短期間に収入を確保し、育林などの林業生産が安心して、行なわれるようにするため、椎茸、なめこなどの特殊林産物の生産を近代的な施設を使い、協業によって行なうことをすすめる事業である。

(五) 早期育成林業経営の促進

生産期間の短い林業経営を確立するため成長の早い外国樹種を導入したり、杉、檜や松などの在来樹種について新しい育成方法を用いたりして、モデル的に造林を行う事業である。

表13

林業構造改善事業年度別実施計画表

事業区分	事業種目	事業主体	構成員	事業内容	事業費	備考	
経営基盤の充実事業	入会林野の近代化	身延町	128戸	4ヶ所 87.5ha	350,000円	43年度	
	分取造林の促進	身延町	8	1ヶ所 5.0ha	14,000	44年度	
	林地流動の促進	身延町	20	1ヶ所 20.0ha	63,000	44年度	
	林地の集団化	身延町	4	5件 6.5ha	26,000	44年度	
	小計		160		453,000		
生産基盤整備	林道の開設	身延町	350	350種ノ上線、大壘線、2路線、5,415m	49,996,000	42、43、44年度	
	小計		350		49,996,000		
資本装備の高度化事業	素材生産の近代化	森林組合	540	索道1、チェンソー6台、トラクター1台、集材機2台、トラック1台、倉庫1棟	6,066,000	42、43、44	
	造林の近代化	森林組合	540	刈払機1、薬材撒布機1、移動宿泊施設1棟、機械保管倉庫1棟、資材人員輸送車1台	2,083,000	43、44	
	特殊林産物生産施設の設置	しいたけ生産施設	大壘しいたけ組合	7	作業用建物33㎡、鉄骨パイプ、乾燥機大宮式3号型2台、乾燥用建物33.2棟、チェンソー3台	1,140,000	42、44
		しいたけ生産施設	大野しいたけ組合	5	フレーム48.6㎡/、貯水槽10㎡/	435,000	42完成
		しいたけ生産施設	大崩しいたけ組合	5	乾燥用建物3棟、乾燥機3台、チェンソー3台	1,266,000	42完成
		しいたけ生産施設	壘しいたけ組合	5	作業用建物1棟、乾燥用建物1棟、乾燥機1台、チェンソー3台	814,000	42、43
		しいたけ生産施設	針原しいたけ組合	5	作業用建物2棟、チェンソー2台	592,000	42、43
		しいたけ生産施設	種ノ上しいたけ組合	5	乾燥用建物1棟、乾燥機1台、チェンソー1台	422,000	42完成
小計		1,120		12,818,000			
事業進捗等成の林	在来樹種の早期育成	丸谷林業研究会	8	すず、ひのき、新植 4.5ha、補植、肥培、保育	900,000	42、43、44	
	小計		8		900,000		
協業の推進	協業の推進	森林組合	540	オートバイ1台、トランシーバー2組、測量器具一式	334,000		
	小計		540		334,000	43	
特認事業	特殊林産物生産施設の設置	わさび組合	5	わさび田、0.3ha、開田	5,478,000	42、43、44	
	小計		5		5,478,000		
計			2,183		69,979,000		
予備費					7,021,000		
総計					77,000,000		

(六) 協業の推進

林業構造改善事業によって導入される機械施設は、すべて協業によって運営されるので、この活動を推進するため調査し機械の導入と協業の計画をたてることである。

(七) 特認事業

ア 特殊林産物生産施設の設置

地域の実情により林業構造改善事業をすすめるうえに、特に必要な事業は特認事業として実施できることになっている。

これらの事業の受益者は、いずれの場合でも五戸以上ではなくてはならない。

林業基本法、森林法、県条例等に基づいて本町においても、昭和四十一年度に指定を受けて、昭和四十二年から三カ年計画で林業構造改善事業を実施している。

第十節 特殊農林産物

林業は杉・檜の育成生産だけにあるのではなく、特殊林産物といわれている椎茸・わさび・クリ・クルミ・ナメコの栽培、また竹・薪炭等の生産も忘れてはならない。

これらは、林業経営者、或は農家にとって換金が早いので、副業として各地で熱心に研究され、相当の実績をあげている。

町当局も特殊農林産物生産に有利な立地条件を備えている山林は一〇〇パーセント活用して、生産を高め収入を多くして、農林業者の経済生活の安定をはかるため、昭和四十二年度から同四十四年度までの三カ年計画で林業構造改善事業をおしすすめている。



役場で開かれたナメコ、シメジ栽培の講習会

一、わ さ び

わさびは、本町においては大城、大崩、袋、椿草里・大袋で早くから栽培されていた。

わさび栽培は立地的に制約を受けるが、幸いこの地区は水がきれいな沢があり、その近くに林地をもつという条件を備えていたので、生産される

ようになったのである。

林地も肥えた土地のところでは、根が腐って適さないのであるが、現在栽培が行なわれている地区の林地は、砂礫が多いところである上に沢の水が澄んでいて冷たくて、雨が降っても濁ることがないので最適地といえる。

これらの地区は最初は小規模で沢地のわずかな場所に適地を選んで育て、徐々に面積を広げ、生産高を高めていったのである。

大城でのわさび栽培は古く、いまから五十年前の大正十年（一九二一）前後であるといわれている。

身延の望月善長が恩賜林の中に適地を見つけ借り受け、二〇アールほどの面積に植えたという。現在、その栽培地は一〇アールほどになってしまったが、品質のよいわさびが生産されている。

同じ頃、大城の望月真一の手によって宮沢の上流が整地され七アールほど、また赤岩の林地に、大城の杉山紋次郎によって三アールほど植え付けられたといわれている。

袋では、熊谷義正が昭和五年（一九三〇）伊豆に行き、畳石式わさび田の研究をして帰り、三アールの土地を整地して植え付けている。

大崩では古く佐野忠吉・重則父子が明治中葉からはじめ、続いて佐野伴甫も経営した。

現在、各地区とも規模拡大事業が林業構造改善事業の計画の下に行なわれており、四十二年度から四十四年までに三六アールの開田



大城のわさび田

が計画されている。

大城地区では、すでに一二アールのわさび苗が植え付けられて順調に成長している。

現在は、苗を他から求めているが、一本七円、三・三平方メートルに六〇本の割で植え付けると苗代も相当額にのぼるので、将来、自家で育成する計画も立てられている。

なお、林業構造改善事業前の面積は、五六アール、生産量は四、〇〇〇キログラムで主に静岡方面に出荷されている。

最近わさび組合が結成され、協業体でわさび栽培がなされている。大城地区で五人、大崩、壺地区四人で組織されている。

二、しいたけ

本町の山林は、広葉樹林が多く、椎茸栽培に必要な原木に恵まれ、容易に得られるうえに、降水量も多く温暖な気候なので椎茸栽培には適しており、早くから生産されていた。

熊谷義正の談によれば、江戸時代に栽培が始められ、少量ではあるが身延山に納められていたとのことである。



しいたけ栽培

松野真一の談によると、真一の祖父にあたる松野武兵衛は、若いころから椎茸栽培に関心をもって研究していたが、二十四、五歳の時に家督を相続すると、慶応元年（一八六五）単



しいたけ品評会

身伊豆におもむき、台場で椎茸栽培の方法を研究して帰り、前より規模を大きくした栽培を行なった。

ついで弥三郎・真一父子研究栽培をつづけ、昭和二十七年に全国農林産物品評会において一等賞をうけた。

もちろんまだ自然栽培法であった。その自然栽培を、現在のよう人工栽培に転換し、大規模経営を試みたのは壺部落の熊谷義正であった。

昭和四年（一九二九）熊谷義正は、国立林業試験場で一カ月間にわたる椎茸栽培技術の講習を受けたが、この講習によって本町における椎茸栽培が地域の気象条件に適していること、短期間に現金収入のあること、農閑期を利用して栽培できることを知り、椎茸菌による大規模栽培を思い立ったのであった。



しいたけフレーム栽培

しかし、当時の椎茸菌は質が悪く、またこの土地に合わずいたずらに出費がかさんだので、自費を投じて椎茸研究室を作り研究に没頭し失

敗に失敗を重ねながらも、ついに目的の地域の気象条件にあった椎茸菌の培養に成功したのであった。

それ以後、椎茸菌による大規模な人工栽培は急速に発展していった。

最近、生産高を上げる一方品質向上にも力が注がれ、椎茸生産組合が各地域ごとに組織され、昭和四十三年には町一本の組合が結成され組合長に滝川隆治が就任した。

組合は、品評会などを開き栽培技術の批判検討をしたり、天日乾燥を改善するため、乾燥機購入の計画が立てられている外、共同出荷が実現している。

なお、新しい試みとして、フレイムによる椎茸栽培が、大野でごく小規模ではあるが行なわれている。フレイム栽培の最初の椎茸は肉厚く品質もよく今後の経営が注目される。

各地区別の組合員数と生産量を表に示すと次の通りである。

表1

事業主体名	戸数 (戸)	乾燥椎茸生産量 kg
大釜椎茸組合	8	700
大崩椎茸組合	12	1,100
塩の沢椎茸組合	5	100
釜椎茸組合	5	950
針原椎茸組合	5	600
樋之上椎茸組合	5	500
計	40	3,950

三、薪 炭

本町の森林は、広葉林が多く、なお、薪炭用材に必要なナラ、クヌギ、カシ、シデ、ブナ、カエデ等の樹種に恵まれていたので早くから薪炭業が盛んであった。

松野真一の談によると、遠く江戸時代、祖先松野源衛門は御用商人として、とくに木炭を取り扱い、椿山を中心としてその付近に四十近い炭窯を

つくらせ、炭を焼かせそれを一手にまとめ船に積んで富士川を下ったということである。そのあかしとなる御用旗は、いまなお松野宅に保存されている。



御 用 旗

明治、大正、昭和と時代が進むに従い、薪炭の需要は増大して、その生産も一段と活発化した。

豊岡地区は、山林面積が多く、しかも広葉樹林に恵

まれていたので、特に生産量は多かった。

大正元年(一九一三)には、約一〇トン、大正三年(一九一四)一五トンと上昇して昭和十一年(一九二二)には、実に三三九トンに達したのである。

大河内、下山、身延三地区の資料がないので、四地区合計数量を出すことはできないが相当の数量になることが推察できる。

この生産上昇も、第二次世界大戦に入ると、急に下降線をたどったのである。

日に日に若い人々は出征して、生産に従事する人は少なくなり、ついには山からの炭の搬出に小中学生がかり出される始末であった。

終戦直後は、すべての物資が不足して、統制経済がしかれ木炭も自由に売買できなくなった。

昭和二十五年頃より日本の経済も好転しはじめた上に、朝鮮動乱がもたらした特需で非常に景気はよくなり必需品の統制も徐々に解かれた。

木炭も自由販売が許されると、生産量も急増していった。規模の大きい焼窯が作られ、一度に五十俵、一〇〇俵分が焼かれ大量生



炭焼かまど

木炭の生産量は、逐年減少しており、四地区を合計しても現在の

表2 木炭生産量の推移 (豊岡)

年 度	生産量 (kg)
29	93277.50
30	70005.00
31	64736.25
32	51306.025

である。(但し豊岡地区のみ)

産が行なわれた。
しかし、昭和三十年前後から電気器具、石油器具が一般家庭に行きわたるとともに、昭和三十四、五年頃からプロパンガスが使用され始めると木炭生産に大きな影響を及ぼした。これに加えて、里に近い山林には、ほとんど木炭材はなく、奥山に入らなければならぬ。ところが労働力不足のためいきおい木炭の生産は、急激に減少してきて、いまや斜陽産業として衰微の一途をたどるのみである。
次に昭和二十九年から同三十二年までの木炭の生産量を示すと次の通りである。(但し豊岡地区のみ)



大塚部落より運び出される木炭 (昭和15年頃)



光子沢の竹林



船原の竹工場

町内需用をも満たすことができないので伊豆方面から移入されているのが現状である。

四、竹

本町は、竹林のよく育つ土壌、気候と自然条件に恵まれているので、かつては各地区、各処に美しい竹林をみたが、老齢化による開花病のため、七、八年前から真竹が枯れはじめ現在では相当数の竹林がその姿を消している。

しかし、いまだに老齢化しない真竹、もうそう竹、はちく等の面積、蓄積束数は相当にあつて、竹林総面積一八六・四五ヘクタール、蓄積束数七六、三七四束もある。

竹は、杉檜のように伐期齡が長くないため、毎年切れるので農家や林業

家にとつては、現金収入のよりどころであったが、竹林の枯死によって、打撃を受けた人たちの数は少くない。

しかし、枯死した竹林の後にようやく細い竹が生え育っているのを見て、昔の美しい竹林になる日の遠くないことを知る。

なお、本町の竹の質のよさと量の多いことに目をつけ、昭和四十二年に「静神竹工」が船原地内へ竹工場を立て、もうそう竹で輸出向の種々の容器、花立を生産している。

五、茶

本町の茶栽培は、霧が深く山の深い沢地という地理的条件に恵まれ、小規模ではあるが、早くから各地区で行なわれていた。

なかでも、大城は茶栽培の最適地として古くから栽培され、面積、生産量とも他地区よりはるかに多い。

この大城の茶栽培は、標高五、六百メートルの山地に群生していた野生の茶の木をもとにして始められたのであるが、栽培地は畦畔、あるいは焼畑が主で、野菜畑、穀物畑を割いてまで栽培されることはなかった。採算の取れるか取れないかわからない茶栽培をする余分な土地はなかったのである。これは、他地区の茶栽培にもいえることで、畦畔栽培が中心で規模の小ささを物語っている。

そして、本町の茶栽培の生産量は少なく、栽培農家の自家消費量にとどまり、商品として出荷されるまでには至らなかったのである。

しかるに最近十年間の日本の経済成長は著しく、消費経済の波は、農村の生活にも大きな影響を及ぼし、現金収入がなくては、一日として生活できない世の中になり、農家は現金収入を得る途を考え、換金作物の栽培に力を注ぐようになった。

この時、いまままで停滞していた茶栽培にも目が向けられ、昭和三十一年頃、町の産業課が中心となり、研究がなされた結果、本町における茶栽培



大城の茶畑

は有望で、将来性のあることがわかり、ただちに町が奨励し、本場静岡県より、当時品種改良した「やぶきた」の苗を移して植えさせたのであった。

それから年とともに、少しずつではあるが栽培面積は増加してきてはいたがまだ、畦畔栽培から抜けすることはできなかった。

ところが、県内各地の人々の間に「峡南地方の茶は、静岡のものより品質、味ともによい。」と好評を得た。ここに本町においても、栽培面積の規模拡大が叫ばれ、町でも再び奨励し、昭和四十三年「やぶきた」の苗木と実を移入し、一町歩に植えつけさせたのである。

茶は七年たたないと摘めないが、先に植えつけられた「やぶきた」は、すでにその年月を経ているので、摘みはじめられており、以前よりも生産量は多くなってきた。

製茶技術も向上し、手もみから脱却して今は機械による大量生産が、大城の二工場、相又の一工場でなされている。三工場で約一万二千キログラムの生茶を加工するという。

生茶はやはり身延町が大部分で、豊岡地区の全部落と大河内地区の樋の上、大島、身延地区の波木井から運ばれ、一戸平均の量は三〇〜四〇キログラムぐらいである。

また、早川町、下部町などからも加工を依頼されることである。以上身延町の茶栽培について、述べたのであるが、問題点はいくつか残

され、早急な解決が待たれている。

第十一節 林業関係団体とその活動

一、森林組合

旧幕府時代の入会山は、本県林野の四割七分を占めていたので、入会村民は、明治新政になって当然自分の所有林になるものと思ひ、お互いに戒めあって山林の保護に尽くしたが、明治九年、(一八七六)山林原野官民有区別処分法が定められて、入会地が所屬未定地と決定された。

村民の期待はずれて、生活の道をたたれた人々は失望して、遂に入会山林の乱伐をほしのままにした。明治十四年(一八八一)入会山林が、官有地に確定したときには、荒廢の極に達していた。官有地決定後も乱伐は続けられ、惨状目をおおうありさまであった。政府は、この惨状を黙視するに忍びないで、明治三十年、森林法を發布して、この荒廢した山林の立て直しを図った。

この森林法第六十二条の中に、森林組合設立の規定が設けられていて、所有を異にして小面積の森林を合理的に経営するためには、森林組合を設立して、各所有者同志、一定の方針の下に互いに連絡して、経営することが望ましいとしてゐる。

樹苗の供給、荒廢地の復旧、病虫害の予防駆除、防火線の設置、火災の予防、消防、林道その他木材の運搬設備等において、共同一致して協力することを強調している。

ところが、当時自己の利欲にのみ走った村民は、この森林法には一顧だにせず、ひたすら乱伐に乱伐を重ね、森林組合を設立する動きはみじんもなかった。

そこで政府は、明治四十四年(一九一四)四月、農商務省令第十五号森林組合設立奨励規則を發布して、森林組合の設立費として、一町歩につき、五十銭以内を交付することを定めたが、山梨県においては、大正三年(一九一四)までに、島田、西桂の二森林組合しか設立されなかった。

しかも、時代の進展とともに、人々の山林に対する関心も深まり、自分たちの手で、山林原野は、守らなければならないという意識が強くなってきた。

本町においても、昭和十七年(一九四二)豊岡、大河内の二森林組合の設立がみられた。

両組合とも、昭和十六年(一九四一)森林組合法の改革があった直後申請し、昭和十七年三月二十日付をもって、追補責任豊岡、追補責任大河内森林組合の名称で発足した。

発足当時の森林組合長は、豊岡は鴨狩貫一、大河内は市川政則で、それぞれの組合発展のために尽くした。しかし、発足当時であったために、特別な独自の事業計画はなされないうで、もっぱら補助金の獲得に終った。

昭和十六年(一九四一)十二月、第二次世界大戦に突入するや、森林組合も国家の要請に従って、軍用材の供給が中心となり、半強制的な徴発も行なわれた。

戦後は、戦時中伐採した跡への植林が急務となり、その補助金の獲得、そして杉苗、檜苗等のあっせんが事業の中心になった。

しかし、大河内森林組合はこの他に、利益を得るために、戦時中工場疎開した三井精機の工場を借り受け製材業を経営したこともあった。

やがて、昭和二十六年に再び森林組合法の改革があり、両組合も申請し、認可されて、「豊岡森林組合」「大河内森林組合」という、新しい名称で発足した。

昭和三十七年二月十一日、身延町・大河内村・下山村・豊岡村が合併して、新身延町が発足したが、同年三月一日、大河内・豊岡森林組合も合併して、身延町森林組合がつけられた。

初代会長に若林孝義、副会長に千頭和利作が就任した。

事務所を身延町梅平に置き、組合目的の「組合員が協同して、その森林施業の合理化と森林生産力の増進とを図り、経済状態を改善し、社会的地位を高める。」ことをモットーに運営されている。

その組合運営資金は、組合員の出資と国庫補助によつてゐる。組合員の出資は第一回の払込み三〇〇円以上、第二回は、第一回払込みの翌年から六月末までに一口につき、一〇〇円以上を払込み、第二回以後の出資の払込みは、配当する剰余金を払込みに充てることになつてゐる。

現在の組合員は五五〇名、出資総額一七五万円になつてゐる。

森林組合の機関としては、監事会、役員会、通常総会があり、予算・決算・運営方針が立てられている。

昭和四十三年度においては、次の運営方針に従つて活動がなされてゐる。

運営の基本方針

総合的事項

一、林業技術の導入、二、造林の推進、種苗生産の拡充、三、林産物受託、生産販売の推進、四、林業構造改善事業の推進、五、労務班組織の充

指導部 門

一、林業講習会、研修会の開催、二、林業技術の普及指導、三、林業に関する広報宣伝図書購読の推進

購販売部 門

一、委託、生産種苗の売買並びに林業機械、薬品、肥料等の斡旋、二、林産物受託販売の推進

利用部 門

一、造林補助金に関する事、二、森林国営共済保険 三、林業機械の貸付、

受託部 門

金融部 門

一、造林、育成、伐採、搬出の受託、二、林業機械の完全利用、

管理部 門

一、事務改善整備、二、管理費用の節減、

昭和四十三年度の役員改選において、次の人達が選ばれた。

会 長	若林孝義	副会長	千頭和利作
理 事	佐野治郎	佐野重則	佐野重学
	大野義学	佐野 巖	小泉敏夫
	望月正一	望月信久	望月真一
	木内重幸	遠藤晴信	松野真一
	熊谷里安	依田 登	遠藤美章
	鈴木 進	長谷川 一	佐野光圀
	小笠原敏光	松田 茂	
	鈴木正己	久保幸男	

二、恩賜林保護財産区管理会

恩賜林保護財産区管理会は、当初、恩賜県有財産保護組合といひ、明治四十四年(一九一一年)三月入会御料地が下賜され、その翌年三月発布された、恩賜県有財産管理規則の中の恩賜県有財産保護に関する規定、第六条「従来全部または一部が同一の恩賜県有財産に対し、草木の払下を受けたる慣行ある数町村は、前条の事務を共同処理する為、法令の規定に従つて町村組合を設くべきこと」に基づいて、組織されたものである。

県は、恩賜県有財産が各町村の半ばを占め、町村民の生活に相当な影響を及ぼすため、その地区の人々の抵抗があり、経営管理が困難で、県の林務機関だけでは、とうてい保護管理することができないことを考え、各町村に保護組合を設立させ、責任をもたせたのである。

もちろん、県有財産の保護管理をする代償として、① 部分林でない天

然樹木を売却した場合は、その売却の代金の一〇〇分の二五から、一〇〇分の三〇まで、② 人工林においては、一〇〇分の五の利益配分がなされることを規定している。

その他部分林の制度があり、恩賜林県財産のある町村保護組合に特別の配慮がはらわれ、できるだけ、その地区民の生活に影響を及ぼさないようなはからいがなされている。

県はそれに対して、保護組合の責任を明らかにした、次の事項を規定している。

- ① 保護すべき恩賜県有財産の位置名称及び面積
 - ② 火災の予防及び消防に関する事項
 - ③ 盗伐、誤伐、冒認、侵墾その他加害行為の予防および防止に関する事項
 - ④ 有害動物の予防及び駆除に関する事項
 - ⑤ 境界標識の保存に関する事項
 - ⑥ 稚樹の保育に関する事項
 - ⑦ 看守人の設置に関する事項
 - ⑧ 入会山鑑札に関する事項
 - ⑨ 保護規則の違背者に対する処分法に関する事項
 - ⑩ その他必要と認むる事項
- 以上十項目を守ることを、保護組合に義務づけている。
- 次に、身延町の恩賜林保護財産区管理会について記述する。
- 本町においては、三保護管理会が設置されており、下山地区を「仙王外五山恩賜林保護財産区管理会」豊岡地区を「姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会」大河内地区を「入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会」と称して、下山一六九・四八ヘクタール、豊岡一二七一・八九ヘクタール、大河内四〇二・二四ヘクタールの面積を保護管理している。
- また、各地区の保護管理会は、次の表のごとく部分林の経営をまなしている。

表1 部分林箇所面積

単位、ヘクタール

(営林区調べ)

地区名	面積	保護管理会名	受託%
身延町平清水	六三・〇〇	仙王外五山恩賜林保護財産区管理会	80
身延町鷹取山	五・二〇	姥草里外七山	70
身延町大島長野	一八・六七	入ヶ岳外二山	60
		〃	100

第十二節 畜産業

一、畜産の推移の概要

日本の畜産業は最近世の所産である。すなわち仏教渡来以後の日本人は久しい間宗教的思想に禍いされ、乳・肉を食わない食習慣が徹底したためか、米、麦生産を主とする所謂「耕種農業」に依存して来た。従って家畜を飼育して栄養価の高い畜産物を生産したり、家畜の生産による自給肥料を利用しての農業生産の合理化を図ることを知らなかった。本格的に畜産を農業経営に導入して、合理的な農業をおしひろめたのは、明治初年の北海道開拓時代にアメリカ式の畜産を主体とする農業経営が始められてからのことである。以来日本の農業は畜産を伴う農業経営の線にそって逐年発達して来た。

本町においては、明治以前の飼育家畜は馬だけであった。(表1参照)馬は、農村の必需品として確保しなければならぬ唯一の家畜であった。明治末期から大正初期にかけて、馬のほかに役肉牛が導入されて、馬とならんで厩肥の生産に、農耕作業に又、肉食用として、飼育されて来た。表2の町村取調書によると、(第一章町村取調書表参照) 身延地区を除いて、

表4 家畜飼養の現況 (昭和四十三年二月現在)

	身延町		下山区		身延地区		豊岡地区		大河内地区	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
乳牛	一	七	一	七	〇	〇	〇	〇	〇	〇
役肉牛	三	三	〇	〇	一	一	〇	〇	二	二
馬	四	四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四	四
豚	繁殖豚	一五	三	七	一	一	四	四	七	三
肥育豚	一	四六	五	二六	五	三三	三	四	一四	五
めん羊	一	一	〇	〇	〇	〇	一	一	〇	〇
山羊	七〇	七三	三	三	七	七	二〇	三	三	三
うさぎ	九五	二九	八	一七	三	五	六	一四	六	二〇
鶏	六カ月上	六三九	七四	四〇	二七	二六	二六	一七	二七	二七
六カ月未満	三九	七、〇〇〇	四	四〇	一、一三三	一、一七八	二六	一、〇五二	一七	一、九元
プロイラー	三三	一、七二〇	二	四、〇〇五	三	四、〇〇五	八	一〇、七〇〇	〇	〇

これによると馬・役肉牛・乳牛等の大家畜は、年々減退して、現在馬は四頭、役肉牛は三頭、乳牛は七頭である。また、山羊・めん羊・家兎等もわずかの農家で厩肥源として飼育している状態で、これらの家畜は、やがて本町から姿を消すことと考えられる。これにたいし、濃厚飼料を必要とする豚・にわとり等が肉需要の増大に伴って、逐年増加してきた。飼育方法も農家の労力不足と、飼育経費のコスト引下げの必要から、従来の小數飼育より多數集団飼育へと切りかえられて、効率的な経済性の高い経営へと移りつつある。

(一) 養 豚

農産雑物を利用して、一〜二頭を副業的に飼育するものが大部分である

がなかには経営を企業化して、専門的に多頭飼育するものが各地区にあらわれてきた。(表5、5参照)

表5 肥育中の豚の頭数規模別農家数 (昭和四十三年二月一日現在)

戸数	一〜二頭	三〜四頭	五〜九頭	一〇〜九頭以上	合計
戸数	三三戸	三戸	四戸	五戸	二戸
合計	四六戸				

表6 肥育豚出荷頭数の規模別の農家数と出荷頭数 (昭和四十二年)

戸数	九頭以下	一〇〜一五頭	一〇〇頭以上	合計	総頭数
戸数	一〇戸	四戸	三戸	一七戸	一、〇二六頭



近代化した養豚場

昭和三十八年には、身延町養豚組合が設立され、優良種豚の導入、制度資金の活用等に力を入れ、養豚の振興に努力したが、販売価額の変動によって、現在は期待した成果を見ることができない。しかし、最近における食生活の改善は肉需要を高めているので、本町における養豚経営は益々伸びる見通しがある。なお、今後の問題として、養豚組合の育成強化、市場取り引きの改善、ふん尿処理の合理化、生産調整対策や、防疫の徹底などがあげられる。

(二) 養 鶏

本町の採卵養鶏は、ほとんどが農家の残物活用で、羽数は、一戸平均

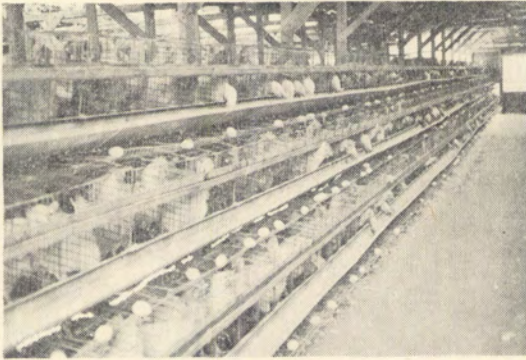
五、六羽の少数飼いで、卵は自給用に供しているが、最近ケージ飼育の普及によって、表7に見られるように副業的に多羽化する農家がでてきた。養鶏経営も養豚経営とならんで、本町においては将来性がある。今後の発展策としては、卵価補償対策の確立が先決である。

表7 羽数規模別農家数

戸数	三九〇	四	一	二	一	二	一	三九〇	合計
	三羽以下	五～九	一〇～三九	三〇～四九	五〇～九九	一〇〇～一九九	二〇〇～二九九	三〇〇～三九九	

イ、プロイラー

新家畜としてプロイラーは、昭和三十七年塩沢地区の坂本政雄によって始めて本町に導入され、以後、豊岡地区、下山区に普及され、鶏肉の需要の増大と、気象条件その他の立地条件を生かして、逐年羽数が増加し、現在では、月産二万羽余飼育されている。昭和三十八年には、組合が設立され、一般農家の養鶏熱も盛んになり、自ら技術経営の研究等にとりくんだ。短期間に商品化され、飼料効率もよいという特色があり、その上に、また価格補償も確立されているので、取引価格の変動もたやすく、安定した経営ができるので将来更に伸びる見通しである。プロイラー出荷羽数の規模別農家数と、出荷羽数は表8の通りである。



近代化した養鶏場

表8 プロイラー出荷羽数の規模別農家数と出荷羽数

戸数	一、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇以上	合計	総羽数
	一、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇以上		
	三戸	一戸	七戸	十二戸	二〇、〇〇〇		

○プロイラー組合

- 設立 昭和三十八年十二月
- 組合員 十一名
- 組合長 遠藤 善男
- 飼育羽数 約 二万羽
- 販売先 東京アサヒプロイラー富士宮支店

第十三節 水産業

一、養魚の黎明

本町の養殖事業は、記録によると大正初期に下山区で副業として、鯉飼育が行なわれたが詳細は不明で、現在養殖事業としては、大河内地区の椿草里で松野真一が、虹マス養殖をしているのみである。

桃源養鱒場

- 所在地 身延町椿草里一番地
- 場主 松野 真一
- 沿革

昭和三十一年、養鱒事業に習手、水産大学より虹マス卵三千粒を導入、孵化させて試験養殖を開始し、稚魚は成長したが台風で断水し酸素不足のため三匹を残して死滅。

昭和三十二年、再度虹マス卵一万二千粒を導入、増殖をはかる。生残っ

た三四より採卵に成功、養魚池一
アールを建設。

昭和三十六年、六十万粒を自
家採卵、大小三十余の養魚池を
作る。

昭和三十八年、養魚池をコン
クリート化

昭和四十一年九月、台風二十
六号により養魚池がほとんど全
滅、親魚二〇〇匹、養成魚十一
万余匹を失う。

昭和四十一年、災害復旧、生
残った親魚より百八万粒を採卵
し事業を継続。

昭和四十三年、半永久的養殖
施設を建設。

現況と今後の計画

1 施設

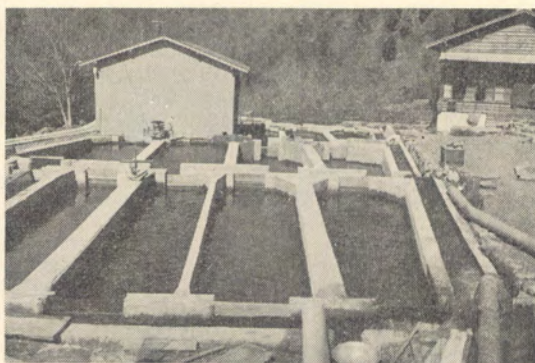
コンクリート池 一九面 (面積五アール)
孵化場 一棟 (面積〇・四アール)
魚飼料倉庫 一棟 (水槽〇・七アール)
(〇・二アール)

2 養殖魚数

養成魚 約二〇万匹
育成稚魚 約七〇万匹
親魚 約五〇〇匹
採卵 約一三〇万粒

3 生産量 年産八トン

将来は年生産量を二五トンまで増やし、販路を拡大して身延、下部の旅



桃源養鱒場

館等の需要をまかなうこと、駐車場の完備による都会よりの観光客誘致を
企画している。また、技術面では新品種の改良、特に年二回産卵魚の品種
固定化などの研究にとりくんでいる。

二、漁業組合のうごき

(一) 富士川漁業協同組合の沿革

明治二十一年(一八八八)三月、富士川漁業取締法が、県令で制定さ
れ、築、もりの取締りを行なった。

明治三十五年(一九〇二)九月、漁業法が施行され、県漁業取締規則制
定公布した。

明治四十年(一九〇七)、漁業組合が設立され、淡水魚類の放流と、禁
漁期間の励行を実施した。



にじます成魚



にじます稚魚

昭和十七年（一九四二）、漁業組合は、漁業会に切換えられた。
 昭和十七年七月五日、富士川水系漁業組合は、時の山梨県知事高野源進を立会人として、日本軽金属株式会社社長中川末吉と次のような漁業補償の協定を締結した。

協定文

第一条 乙（日本軽金属株式会社）は、乙の富士川水系における水利使用発電事業に伴う一切の漁業損失補償として、甲（富士川水系漁業組合）に対し、十五万円を山梨県を介して、交付するものとす。

この結果、身延町地内の波木井、塩之沢間に大えん堤と、富士川流水の取入れ口が完成した。当時わが国は、第二次世界大戦に突入し、軍事物資の増産に狂奔していた時代で漁業など問題でなかったが、漁業補償金わずか十五万円、日本一の鮎の漁場を失ったことは、全く残念であった。

昭和二十四年六月一日から施行した水産業協同組合法、昭和二十五年施行した漁業法等から内水面における漁業権が確立し、又更に、漁業協同組合の民主的運営とあいまって益々発展が期せられた。

現在の富士川漁業組合の概況は次のとおりである。

組合長 鈴木正巳（昭和三七、二、二三、就任）

組合区域 鮎沢町の三郡橋から富沢町の県境まで

漁区 一六・一八平方キロメートル

組合員数 一、四九四名（内鮎会員五〇〇名）

事業 主たる事業は魚類の放流である。昭和四十三年度には次のような魚族を富士川の各河川に放流した。

鮎（ビワ湖産）	四車	一六万匹	約百万円
鯉		四万匹	約十万円
あまご（日光産）		五〇万匹	約五万円

(二) 富士川漁業協同組合身延支部概況

身延第一支部

支部長 松野弘一

組合区域 大河内地区(但し上下八木沢を除く)身延地区、豊岡地区

組合員数 五〇〇名

身延第二支部

支部長 鮎川武

組合区域 上下八木沢地区、下山地区

組合員数 五〇名

事業

1、鮎、鯉、あまご等の魚族を本部から配給を受けて、身延町の各河川に放流して、魚族の繁殖増殖を図る。

2、ます釣り大会等を開催して、内水面漁業の向上発展に努める。

3、やまめの稚魚を魚影の少ない河川に、支部独自で放流する。

4、昭和四十四年三月一日から、棒川を禁漁区に設定し、既に放流済みの佐野川から採捕したやまめの繁殖を図る。



ますつり大会

第十四節 商工業および発電事業

一、商工業

大正九年（一九二〇）頃までは、甲州街道、駿州街道並びに、鎌倉街道、富士川の三道一水が、山梨県の大動脈であった。本町においては、東海道方面の生産物や塩などが、一切富士川を遡上して移入されたものであった。その頃の本町の商店は、商業とは名ばかりで、参拝者を主な対象としたものであり、その数も極めて少なかった。大正九年五月富士身延鉄道の開通以後は、商業はもちろんのこと、あらゆる面で一大変革をとげた。

戦後二十余年間の本町の商工業の伸展は著しく、特に、最近は、経済成長と消費ブームによって、商業システムも変り、スタンプ・シールサービスや割賦販売を、併用する商法の増加したのが目立っている。概して、小売業は、兼業が大部分を占めている。

表1 身延町商業状況（昭和四三年一月現在）

分	類	戸	数	従業員数
物	品 小 売 業		一三二七	五二三
サ	ー ビ ス 業		九二	一三五
物	品 卸 業 (含 小 売 業)		一七	七九
そ	の 他		四八	一八二
計			三八四	一、〇二九

商店街は富士川右岸を身延線と平行して走る県道に沿って、身延駅前から北方三百メートル身延橋までの間に富士川と身延線にはさまれた地域に



製材工場



早川橋付近の工場（自動車修理工場）

形成されているものと、久遠寺三門前から細い参道の両側に約四百メートルに亘って身延川東岸に形成された、いわゆる門前商店街および国道52号線に沿って形成される梅平商店街が主なもので、梅平および駅前商店街は近隣購買の性格と僅かに観光関連購買の性格を有しているのに対して門前商店街は、一部近隣購買の性格を有しているものの、その性格は参拝観光客を対象とする商店街として発達しており、自ら商業的背景、立地存在の意義を異にしている。

身延町の消費購買力一〇六、九六七万円で、この内観光客流入購買力は三二、四一七万円、流出購買力は五七、七六二万円と推定される。

小売商品は、宗教関係を除けば特殊商品はなく、観光的商品もほとんどが他観光地で扱っている商品と変りばえしないものが多い。

また、戦後出現した新業種にガソリンスタンドがある。現在七カ所で営業しているがなお増加の傾向をたどっている。

以前には、水力利用の木製品工業が発生していたが動力源が電力となつ



早川橋付近の工場（ブロック工場）



砂利採取場

表2 身延町の製造加工業種別の概況

(昭和42.1.1現在)

業種分類	戸数	従業員数	製造取扱品目
製材業	10	164	製材、チップ、新建材
オガライト製造業	1	7	オガライト
木工業	10	37	木魚、家具、建具
工芸業	2	10	竹工芸、こけし
電器製造業	2	110	チューナー、ヒーター
プラスチック工業	1	5	合成樹脂可塑物
ブロック製造業	1	16	ブロック
生コン製造業	3	19	生コン
印刷業	4	16	とっ版、オフセット
メリヤス業	2	36	横編メリヤス、外衣
醸造業	2	11	醤油、清酒
製めん業	2	5	めん類
製畳業	1	6	畳、畳床
印刷業	13	24	
鉄工業	5	27	
修理製造業	10	37	自動車、自転車修理
石材加工業	2	5	
塗装業	1	3	
表具業	2	2	
左官業	3	13	
砂利採取業	7	35	砂、バラス、礫
庭石採石業	1	8	
紳士婦人服仕立	13	18	
豆腐製造業	5	9	
菓子製造業	4	8	
製靴業	3	5	
精米業	7	7	
素材業	6	6	
木製品業	2	2	
家具建具業	8	8	
板金業	2	5	
土木建設業	22	不定	
電気工事	5	8	
合計	162	672	

た現在では、製材工場一〇社がある。なお、足踏式の木魚製造所が、現在一軒残っている。しかしそれらは、いずれも小企業の域を脱していない。製材業は、素材を製品化するばかりでなく、最近では製紙原料のチップや、新建材等も扱っている。昭和四十二年には、新建材販売専門店も梅平に開業した。昭和のはじめ頃まで、製糸場が二、醸造業が三、そのほか、

湯ば、数珠、榧あめ、素麺などが製造されていたが、現在では、醤油を除いて、湯ば、榧あめなどが少量生産されるに止まっている。最近自動車修理業と、鉄工業が増加し、鉄工業の事業量は、町内ばかりでなく東海方面にまで伸びている。砂利採取では、京浜地域の多摩川などの採取禁止以来、昭和四十二年頃より、富士川流域から盛んに採取されるようになって、現在町内に七社があり、年間約二十万立方メートルを京浜東海方面へダンブカー輸送している。昭和四十二年下山に、ブロック製造工場が進出し操業している。昭和元禄の波に乗った業種として、庭石採石業一がある。戦後町内には身延会館（元町）、商工会館（角打）、下山映劇（下山）の三常設映画館が開かれ一時は唯一の大衆娯楽施設として盛況を呈した

が、昭和三十年ごろからテレビの普及、レジャーの多様化におされて経営不振となり次々に閉館し、現在は角打商工会館が月に数回程度上映するだけで、全国的な映画斜陽化の姿は本町でもその例外ではない。

家庭工業としては、メリヤス製造、こけし製造など、下山地区にみられるが、小規模のものである。輸出竹工芸品製造工場が昭和四十二年小田船原に進出し、同年丸滝に進出し、同年丸滝にメリヤス工場が新設され、さらに四十三年十月大野にテレビ用チューナー、スイッチの組立工場が町の誘致により進出した。次に製造加工業の状況を掲げる。

二、技能士制度

昭和三十四年に技能士検定制度が始まり、身延町商工会の設立された昭和三十五年十一月以来急速に資格取得受験者が増加した。一級技能士の受験資格は中学校卒業者で実務経験十五年以上、二級は七年の実務経験を必要とし、実務と学科試験にパスすることによって一級技能士は労働大臣から、二級技能士は県知事から資格免許が与えられる。

町内の資格取得状況は次表のとおりで、中でも清住町の田中定光は寺院建築の優秀な技術と功績が認められ、昭和四十三年山梨県知事から表彰されている。この外職業訓練指導員資格試験があり、受験資格は、実務経験十五年以上の者で三十五時間の講習受講、または学科試験合格によって県知事から与えられる資格で町内の資格取得者数は次表のとおりである。

三、発電事業

(一) 発電計画

大正十年頃、富士川水力発電事業は、実業家五十余名が発起人となって官許を申請した。その内容をみると、第一期は、大島から佐野川に落水

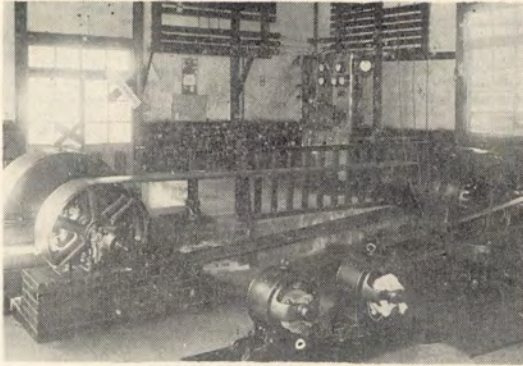
表3 身延町の業種別技能士検定合格者数 (昭和44.4現在)

1 級		2 級	
建築大工一級技能士	20名	左官工 二級技能士	1名
洋裁工 一級技能士	1	更生タイヤ工二級技能士	1
建 具 一級技能士	1	建築塗装工二級技能士	1
畳 工 一級技能士	5	板金工二級技能士	3
左官工 一級技能士	4	畳 工 二級技能士	2
時計修理工一級技能士	3		
鉄 工 一級技能士	1		
表具工 一級技能士	1		

表4 身延町の業種別職業訓練指導員資格者数 (昭和44.4現在)

造園工職業訓練指導員	1	畳工職業訓練指導員	1
鉄工職業訓練指導員	1	建築大工職業訓練指導員	31
時計工職業訓練指導員	2	表具工職業訓練指導員	1
配管工職業訓練指導員	1	洋裁工職業訓練指導員	2
印刷工職業訓練指導員	1	板金工職業訓練指導員	2
印章彫刻工職業訓練指導員	1	洋服工職業訓練指導員	6
木工職業訓練指導員	5	更生タイヤ工職業訓練指導員	1
電工職業訓練指導員	3	自動車整備工職業訓練指導員	1

し、第二期は清子から佐野川に落水し、第三期は、清子から南部に落水し、第四期は南部から蒲原に落水して、電力一三万六千馬力の発電が計画されていたことがわかる。大正十五年(一九二六)二月富士川沿岸有志多数が、富士川の治水改修を理由に、猛反対したため実現されなかった。このほか、富士川から取水する発電計画に、甲府電力会社および富士身延鉄道会社の、西島から波木井に落水して三万馬力、東京電力会社の波高島から清子へ落水して二万三千馬力などの計画もあったが、富士川の清子から上流における水利権は、絶対許可されないこととなったため、この計画も中止となった。



西谷発電所（機械室）



西谷発電所全景

(二) 身延電灯会社

本町の電灯は栄村（南部町栄地区）の近藤修孝、若林孝明等が中心となって身延電灯会社を設立し、明治四十五年（一九一二年）四月身延西谷旧祐浄坊跡へ、宇馬の背から身延川上流の水を引き入れ（落差一三〇メートル）て発電所の建設を着工し、大正二年四月三十日送電（出力五五キロワット・六〇サイクル）を開始したことにはじまる。

開業式には小泉法主をはじめ熊谷知事も出席し、また、身延小学校児童六百名も参列して、花火の打揚げや楽隊の吹奏も行なわれるなど盛大なものであったという。

この電灯の出現によって、村民生活にもたらした影響は甚大であったであろうことは想像に難くないのであるが、開業式当日小泉法主の祝辞に「幾千の電燈燦然として俄かに光明を放ち夜猶昼の如し乃ち宗祖遺愛の山水を照らし大土棲神の幽蹤に輝く以て涅槃不滅の無尽燈に擬すべく生死長夜を照す

大灯明にも比すべし」、とあるをみても大きな感激であったであろうことが察しられる。

文明の光電灯は、まず本山をはじめ門前町に点灯し次第に各方面に延びていったのであるが、翌大正三年（一九二八）一月二十日には下山へも延長されて二百灯がついたと記録されている。

この身延電灯会社は大正十年（一九二一）十月静岡電力会社と合併し、静岡電力会社は大正十五年（一九二六）四月に東京電力と合併し、東京電力は昭和三年（一九二八）四月に東京電灯となり東京電灯は昭和十七年（一九四二）四月に関東配電となり、さらに関東配電は昭和二十六年五月日本発送電株式会社と合併して現在の東京電力株式会社となったのである。

西谷の発電所はサイクルの統一によって五〇サイクルに切りかえられたため昭和初期からは休業し、昭和二十四年には解体された。



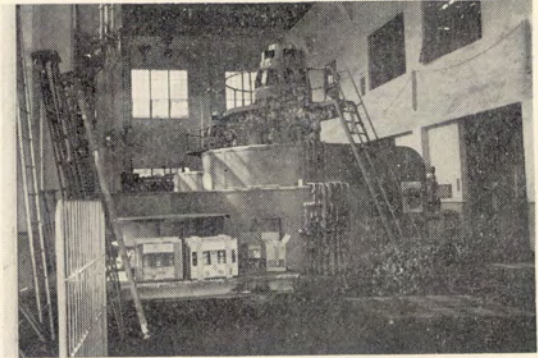
軽金塩之沢取入口



東京電力株式会社身延営業所



軽金波木井発電所



軽金波木井発電所内部

(三) 日本軽金属株式会社波木井発電所

昭和十三年(一九三八)一月日本軽金属株式会社によって着工された波木井発電所は、下山地内粟倉増野で早川の水をトンネルで取水し、昭和十四年(一九三九)一月完工、発電量一万九千九百KWで、蒲原にある同社アルミ製造工場に送電しており、余剰電力は、商業電力用に供給している。また、同社蒲原発電所は、富士川の水を塩之沢から取水している。

第十五節 商工関係団体とその活動

各商工団体の発足と現況及びその事業

昭和三十五年十月十三日「商工会の組織等に関する法律」に基づいて、

法人として身延町商工会が発足した。経営指導員の保坂文雄が発足後約半年で退職したため、その後任として笠井勝久を迎えた。以来商工業者数四六九の内加入者三三七、加入率七〇%で、活動実績も県下でも上位を占めており、役員および経営指導員の努力が窺われる。ほかに、表3の六団体がある。

表3 身延町商工団体一覧表

名	称	発足年月日	代表者	会員数
身延町	商工会	昭 35・10・13	小笠原 政義	三三〇
(地区別団体)				
身延中央商業協同組合	(梅平地区)	" 29・10・21	鍋島 良知	四〇
身延商業協同組合	(門内地区)	" 28・12・8	小笠原 政義	四六
身延駅前通り商工協同組合	(角打地区)	" 28・11・5	雨宮 永伯	七二
(業種別団体)				
身延土産品組合		" 13・10・12	山本 健二	二一
身延旅館組合		" 40・5・1	畑野 稔	九
身延町商工会青年部会		" 40・5・1	深沢 司郎	二一〇

表4 身延町商工会役職員名簿

(昭和四十四年四月一日現在)

会長	小笠原 政義	理事	木内 重幸
副会長	加藤 正男	同	田中 不二雄
同	鴨狩 順二	同	池上 芳広
専務理事	仙洞 順二	同	市川 吾七
理事(会計)	中村 英文	同	岩田 三男
同	池上 正文	同	藤田 政一
同	一宮 正松	同	鈴木 正巳
同	松木 一芳	同	野野 正巳

第四章 観 光

第一節 概 説

一、観光の概要

身延山を中心とする本町の仏都観光事業のきざしは、今を去る七百年の昔、宗祖日蓮大聖人が、身延へ入山されたときからはじまるということが出来る。

日蓮聖人ご在山当時から全国各地より弟子、檀越、信徒をはじめ、多数の有名人が往来して、聖人を慕い、身延の風光を愛し、参籠（宿泊）し、身延みやげを購^かって帰ったのである。

大正十五年（一九二六）山梨県庁庶務課内に景勝開発係が設けられ、岳麓・御嶽昇仙峽とともに身延地区も全県的な規模のもとに具体的な観光開発計画がすすめられ、昭和十一年（一九三六）交通の発達とともに、観光山梨がようやく軌道にのり、山梨県の観光宣伝に身延も大きく取りあげられ、民謡に観光小唄に、身延の風光が必ず歌われていた。

戦時中は経済統制が強化するにつれて、観光事業はかえり見られなかったが、身延山には戦勝祈願の参詣者が増加して来た。

戦後は、日本経済再建の上に、観光は大きくクローズアップされるにいたり、昭和二十二年、山梨県観光協会（現在の山梨県観光連盟）が生まれ、県庁にも観光課が独立したが、身延山の参詣者は敗戦とともに淋しくなっ



参 拜 風 景（行列）

た。しかし身延山の布教活動と全国日蓮宗僧侶の教化活動に支えられ、人心の安定がすすむにつれて、ようやく身延も活況を見るにいたり、昭和二十七年日蓮聖人立教開宗七百年慶賀事業が、日蓮門下をあげて実施されることになったおり、山梨県観光連盟は、全国的に身延を

紹介宣伝して甲府市に日蓮館を建設し、日蓮聖人御一代記を展覧した。身延では、町民こぞって慶賀会を組織し、参詣者の歓迎、接待などを行ない、三門横に日蓮館を開設して案内にあたり身延の宣伝につとめた。以来、僧侶の布教や信者の助力によって身延が宣伝され、参詣者の数は年々増加して来たのである。

また、日蓮聖人の伝記など身延に関する出版物が昔から多数あって、これを題材にした芝居・映画・能楽・音楽・音曲・舞踊・演芸などがあり、日蓮聖人とともに身延の風光が広く宣伝された。京都深草の元政上人の「身延道の行記」、十返舎一九の「身延道中記」など、詩文や紀行文によっても身延は広く宣伝されていったのである。

最近のテレビなどにも身延道者のでくる場面が多く見られ、身延は日蓮聖人のお山として全国的に知られ、身延山や七面山を中心とする身延町の観光は「心のふるさと」、宗教のメッカとして、信仰を支えられながら発展してきたのである。

観光は国際平和と国民生活の安定を象徴するものであり、社会的・文化的・経済的に極めて重要な役割を果たしている。

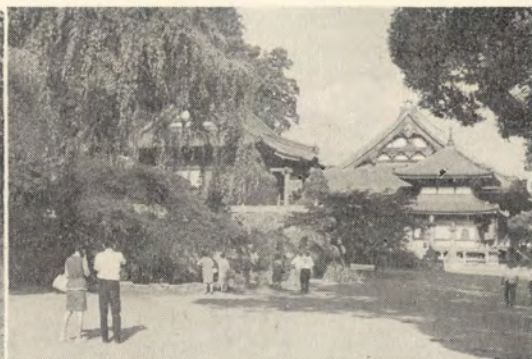
観光基本法にも見られるように、観光は恒久の平和と、万民相互の理解を深めることを念類し、健康で文化的な生活を享受しようとするものである。その意味では、身延への観光は仏教の目標に近づくための手段であるといえる。

仏都身延の観光の目標は、霊域を護持し風光を宣伝するとともに、来山者の利便を増進し、気持ちよく身延山に参詣できる幸を深くあじわえるようにし、さらに正しい信仰に励むことに、自分も励み、人にもすすめるようにすることであり、身延の信仰と観光との関連は、次のように考えられる。

- 1、身延の参詣（観光）は、この身延山を真の霊山として護持（資源の保護育成と美観風致の維持）することに眼目がある。
- 2、正しい信仰を弘める（紹介宣伝）



参 拝 風 景



参 拝 風 景

3、人々の心のふるさと（旅行者の安全と利便の増進、接遇の向上、施設整備の整備）とする。

このために、僧（山）俗（町方）異体同心となつて、身延山（身延町）の発展に精進している。この姿が仏都身延の観光のあり方である。

二、身延山と参拝観光団体

（一）身 延 山

日蓮聖人は、身延ご在山中に、身延山を賛えた数多くの御文書を残されているが、そのなかで「我此山は天竺の霊山にも勝れ、日域の比叡山にも勝れたり、然れば吹く風も、ゆるぐ木草も、流るる水の音までも、此山には妙法の五字を唱えずということなし。日蓮が弟子檀那等は此山を本として参るべし」（波木井殿御書）と述べられ、身延山を、釈尊の法華経を説かれた霊鷲山に比定し、事の寂光土と観ぜられ、靈土さながらの最勝の地とされていることが、身延山御書（建治元年）にも見られる。

かくて日蓮聖人は、弘安五年（一二八二）ご入滅のさい「たとひいづくにて死に候とも、九箇年の間心安く法華経を誦誦し奉り候山なれば、墓をば身延山に立てさせ給へ。未来際までも心は身延山に住むべく候」（波木井殿御書）と遺言され、身延山こそ日蓮聖人の御魂を留めている唯一の霊山とされたのである。

日蓮聖人と身延山との関係は、いかに深いものであるかは、他の編で述べているが、日蓮宗では身延山を総本山（祖山）と仰ぎ、全国の寺院・教会・檀信徒はこの山を中心として、また宗門に属していない日蓮聖人の教を仰ぐ人々も、全国から参詣している。このため身延山は仏法の都としてあまねく全国に知られ、一般観光旅行者も、多く身延を訪れているのである。



七面山へ駕籠で参詣する参拝者



白糸の滝とお万の方像

身延山内には、日蓮聖人の御真骨を安置し、棲神留魂の霊地としてここに七百年、法灯絶ゆることなき全国信徒の参拝する日蓮宗総本山身延山妙法華院久遠寺の祖師堂をはじめ、十界勧請のご本尊を祀り、全国信徒の納骨御位はいを安置する仏殿納骨堂・法主の日常の居間にあてられている水鳴楼・法主の法話、御経頂戴が行なわれ、本山の公式接見所にあてられている旧書院・貴賓および篤信者の応接に使用される新書院・一般信徒の休憩所にあてられている大客殿・納骨・回向・

身延山は、東谷・西谷・南谷・中谷・鶯谷・醍醐谷・金剛谷・蓮華谷の八つの谷(みのぶはっさく)にかこまれ、高さ二一メートルの三門、二八七段の菩提梯を登ると、身延山久遠寺がある。奥之院思親閣は、これから四キロメートル登りつめた海拔一四八メートルの身延山頂にあつて、ここから、二三キロメートルの奥に海拔一九八二メートルの七面山がある。

身延山内には、

祈禱などの志納、その他一切の事務処理をする総受付のある法喜堂・伝来の宝物を秘蔵する宝蔵・そのほか宝物館・大講堂・鐘楼・開基堂など七堂伽藍がそびえ、御廟所、御草庵跡など多くの霊跡と、三十五の坊があり、老杉うっそうと茂り、四囲の景観は、宗祖御在世ながらに残り、規模の壮大で華麗なことは、日蓮宗総本山として、その偉容を誇っている。久遠寺では、大正十三年(一九二四)の電話の架設をはじめとして、消火栓や、自動火災報知器などを整え、奥之院では、昭和二十四年電気が、昭和三十六年水道が、同四十一年には大客殿が完成し、七面山も昭和十六年(一九四一)に電気を引込み、同三十四年に電話を、四十三年には、水道工事が完成して、ともに近代設備を整え、昔日の不便さは一掃された。

(二) 参拝観光団体

開山当初は、六老僧が給仕していたが、後に輪番制(日蓮宗各寺を中心とした檀信徒が順番に身延山へ、参詣しながら給仕する)となつて、団体参拝の形を整えはじめたのである。関所が存在していた頃の往還も、身延まいるの通行札を所持することによって、容易に通過できる特典もあり、白装束に身をつつみ、数珠をかけて、うちわ太鼓に合わせて唱題しながら身延に参詣した姿が想像できる。戦後は交通の発達とともに観光ブームと相まって、点から線へ、さらに面への観光へと移行してきたため、身延山参拝を主目的としないいわゆる一般観光客も、そのスケジュールの中へ組み込んで立ち寄る客が、年々増加の一途をたどっている。昭和三十八年身延山ロープウェイの架設によって、信者とともに一般観光客や、老人幼児で奥之院まで、たやすく参拝することができるようになった。

身延線の開通(大正九年)する以前は、わらじをはいて、身延参詣をしたもので、この頃、富士川を端舟がよつていた。後に飛行艇も現れたが、今は全くその姿を消して、国鉄電車や、貸切バスを利用して、北は北海道、南は九州から、大団体で来ることも多く、観光客とともに、あらゆる面で近代化しつつあるといえる。

来訪客は、年間約九〇万人で、この内参拝団が約六〇万、一般信徒および観光客は、三〇万にすぎない。利用する交通機関別にみると、貸切バスの団体参拝が約三〇万、国鉄利用が約四〇万、自家用車その他二〇万で県内観光地に比し伸び率は最低である。

身延山の信徒団体には「身延山本願人会」「身延会」など多数の講社があり、毎年のように身延山へ参拝している。このほかに、日蓮宗霊断師である住職が、信徒とともに結成している「日蓮宗聖徒団」や、教団としては、霊友会、立正佼成会、妙智会、仏所護念会、靈法会など多くの団体が身延山へ毎年団体参拝をしている。そのほか、参詣者のなかには高位高官、芸能文化人などさまざまで、山内には、この人々の歌や詩・彫刻・絵画などが数多く残されている。

表1 日蓮宗関係主要教団体

教 団 名	人 員
霊 友 会	450万人
立 正 佼 成 会	80〃
妙 智 会	60〃
仏 所 護 念 会	50〃
実 顕 会	34〃
大 慈 会	32〃
孝 道 教 団	30〃
霊 法 会	27〃
思 親 会	27〃
妙 道 会	20〃
計	810〃

(昭和26年文部省届出教団中主たるもの)

第二節 観光地の紹介

第七編教育と文化第六章などに詳述しているので、ここでは一部にとどめる。

一、遺 跡

逢島の遺跡

総門付近一带を逢島と呼び、文永十一年(一二七四)五月十七日、日蓮聖人が鎌倉から身延ご入山のさい、領主波木井実長(南部六郎実長ともいわれた)がここに、お出迎えし、ご対面され身延山寄進の約束をされたという歴史的故事から逢島と呼ぶ。聖人が、この時ご休息されたという「腰掛石」は、今もなお玉垣の中に静かにその姿をとどめている。この付近には、天然記念物に指定されている「仏法僧」の繁殖地がある。

日蓮聖人追孝の地

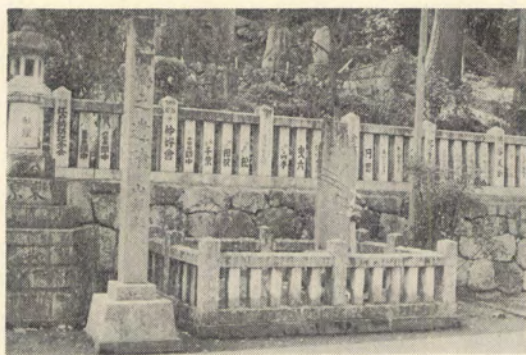
九カ年の間、日夜父母恩師を慕い、常に五十余町の峻坂をわけ登り、遙かに東方、房州を望みながら、報恩の回向を捧げた遺跡で奥之院思親閣がある。

波木井山円実寺

「日蓮は、日本六十六カ国、島二つのうちに、五尺に足らざる身一つおきどころなく候ところ、波木井殿のおんはぐくみにより、九カ年の間身延山にして心安く法華経を誦誦し奉り候山なれば」(波木井殿御書)とあるように、円実寺は日蓮聖人身延山ご入山のみぎり、わらじをぬがれた所で、もっぱら山号で知られている由緒寺の一つである。

大野山本遠寺

本遠寺は、身延山第二十二世心



逢島の遺跡

性院日遠上人隠栖の地、開基紀水戸両家の生母、養珠夫人「お万の方」が報恩のため、一大伽藍を建立して寄進された寺で、上人の法華経行者として正法正義のため家康の勘気にふれた、涙の物語りが伝えられている。またこの寺は「お万さん」とも呼ばれ、お万の方を婦女子の亀鑑として、今もなお多くの参拝者が絶えない。

いちよう寺

例年八月十六日愛宕神社のおまつりに打ちあげる「下山の花火」と「お葉つき銀杏」は古くから有名である。上沢寺は「いちよう寺」として知られ、樹齢七百年のこのいちようを文部省は昭和四年天然記念物に指定した。枝が下に垂れさがっていることから「さかさいちよう」とも呼ばれ、葉と実は霊薬とされ、「日蓮聖人の身代りとなった白犬」の伝説がある。

二、名 勝

枝葉桜（昭和四十四年四月町の木に決定）

身延山内には、樹齢およそ百年を経たといわれる約二百本の枝垂桜が点在している。なかでも、久遠寺境内にあるものは、樹齢約二百年、樹勢もおとろえぬまま、今もなお、二月末頃、爛漫と咲きつづけている。

千本杉

約二百年から、三百年位の樹齢をもつ大杉が、二百六十本林立して、樹木成長の極致、高さ四〇メートル以上にも達している。昭和七年（一九三二）農科大学の嶺学士の調査で、世界一の美林と折紙をつけられた。今上天皇陛下播種の「天皇杉」もこの付近に植林されている。

身延山溪谷

三門から祖廟霊域を経て雨乞いの滝に至る二キロメートル程の間は、新緑紅葉が極めて美しく、霊地をいろどる。このあたりの嶺を「蓮華峰」と呼び四季の風情も格別で、とくに霖雨の風景は、一ぶくの山水画をおもわせる趣きがある。この溪谷に「雨乞の滝」と呼ばれた所があり、高さ八メ



なく流され、今は、この付近に治水工事が施され、大堰堤が築かれてい

錦が森

上の山丈六堂付近は「錦が森」と呼ばれ、杉、檜の常盤木と、かえで、もみじなどの紅葉樹が植えられていて、紅葉は特に見事なものである。

安倍峠ハイキングコース

大城と静岡市の梅ヶ島温泉を結ぶ安倍峠は、山梨県と静岡県の境にあり、標高一四一六メートルで落葉広葉樹林が多い。頂上は平坦地が続く、繁茂した熊笹や常緑多年生の灌木の中から老木が天を突き、八紘領、七面山の尾根が続いていて、美しい富士の姿が望まれ、春の新緑と秋の紅葉がことの



安倍峠ハイキングコース

身延川の溪谷

ートル、七面山十三滝の一つに数えられ、行場として知られていた。日蓮聖人が、この滝で雨乞いの行をしたという伝えからこの名があったが、昭和三十四年の台風で、跡形も

ほか美しく、ハイカーで賑わっている。ここを源とする大城川の溪谷は、山女魚の釣り場として太公望で賑わうところである。

三、建造物

総門

草創は、寛文五年（一六六五）九月、寿応院殿妙相日寛大姉の御志として、建立され、三河国刈谷城主三浦家の定紋が、表柱につけられている。「開会関」の大額は、日潮上人の御筆によるもので、開会とはすべての人々を成仏せしめる意味で、この関門以内は寂光浄土でだれでもさとりを得ることができるといふことである。

三門

創立は、寛永十九年（一六四二）で、慶応元年（一八六五）と、明治二十年（一八八七）に火災にあい、明治四十年（一九〇七）再建したもので、間口四二メートル、奥行一〇メートル、高さ二二メートル、豪荘の気横溢した大建築物である。二王尊を祀るので二王門とも呼び、二王尊は相州六浦上行寺にあったものを、六浦平次郎入道が寄進したと伝えられている。なお楼上に十六羅漢を安置してある。

菩提梯

天上に登るような高い石段は菩提梯と呼ばれ、高さ一〇五メートル、二百八十七段あって、南無妙法蓮華経の七つに分割されている。寛永十七年（一六四〇）ころ佐渡の信者、仁蔵という人が発願し、子孫数代にわたる悲願によって、完成したものである。

祖師堂

宗祖日蓮聖人の御尊像を奉安する祖師堂は、またの名を棲神閣とも呼ばれ、明治十四年（一八八一）日鑑上人代に再建された久遠寺の最大建築物で、間口二二メートル、奥行三六・四メートルのお堂である。奉安の宗祖像は、中老僧日法上人が身延山中の霊木をもって、斎戒沐浴一刀三礼の式

にのっとり、心血をそそいで彫刻した慈眼威容儼然たる尊像である。内陣の虹梁には、昭和六年（一九三一）今上天皇陛下ご下賜の「立正」の御勅額が輝いている。拜殿正面の「棲神閣」の大額は日鑑上人の御筆である。

身延聖園

昭和四十一年、財団法人として身延聖園が発足し、東谷東南の丘陵「寺平」に堀内良平の墓所をはじめ、百基程の墓碑があり、目下開発計画がすすめられている。

四、行事

(一) 観光行事のはじまり（節分会）

本町においては、宗門に関する数多い行事表の外の外は、昭和二年（一九二七）町内有志によって、三門で節分会（豆まき）を行なったのが観光行事のはじまりといえる。第一次は、八十円の赤字を出したが、第二次からは、黒字となって、三門堂宇の畳替えなどに充てた。第四次の昭和五年（一九三〇）には、規模を拡大して、久遠寺境内で実施するようになった。以来戦後の五年間は実施されなかったが、現在まで節分会奉賛会が主軸となり、毎年続けられ、節分に集まる一日信者の数が年々増加して、事故の起る危険性を生じたので、四十五年続けたアトラクションを昭和四十二年から廃止した。



節分会



節 分 会

ちなみに昭和四十三年節分会には、三万人の人数と報道されたが、集まった自家用車は、門内の指定駐車場のほか、門外も梅平地内通学橋から、小田船原公民館下までの国道上に連なって駐車した程の人数であった。

(二) 納涼身延花火大会

身延町観光協会が行なった最大行事としては、昭和四十年八月一日、大野の富士川河原で実施した花火大会がある。夏の夜空をいどる仕掛花火や、打上げ花火約百本余り、過去本町内で行なった花火では、最大規模のもので、近在からも見物客がくり出して、身延駅通り商店街の飲食商品が底をつくほどの盛会さであった。

(三) 身延の七夕まつり

戦前戦後、各戸思い思いに飾りつけていたが年々にぎやかさを増し、昭和三十年頃が最盛で、近郷でも有名だったが、時期的に盆行事と重なり、人手不足も加わって衰微し、近年クローズアップした平塚（神奈川県）や仙台（宮城県）とは反対に名をひそめてしまい、往年の盛況さはみられなくなった。

(四) 万 灯

池上本門寺のお会式に行なわれる万灯が、身延でも行なわれるようになったもので、身延山のお会式や、上の山八幡祭典には、つまびらかではな



花 火 大 会



七 夕 祭 り

いが、かなり古くから門内の各区が当番をもちまわりで行なわれている。万灯はお灯明であり、日蓮聖人が真応の蓮華にむかえられ、弘安の桜花におくられて一元万了されたことから花を用いるのである。

表2 身延山行事表

一月	元旦祝禱会
一日	新年読誦会
一日-七日	御頭講会
十三日	節分の日
二月	大荒行出行会
節分の日	積尊涅槃会
十日	日蓮大聖人御降誕会
十五日	
十六日	
三月	

春分の日を中心に七日間春季彼岸会

四月	六日―八日	千部会
	二十八日	立教開宗会
五月	六日―八日	积尊御降誕会
	十二日	伊豆法難会
六月	一日	御更衣式
	十五日―十七日	開闢会
七月	十三日―十六日	孟蘭盆施餓鬼会
八月	十八日	英霊追悼施餓鬼会
九月	十二日	竜口法難会
	十七日―十九日	七面山開闢会
十月	秋分日を中心に七日間	秋季彼岸会
	一日	御更衣式
	十一日―十三日	宗祖御会式
十一月	一日	大荒行入行会
	十一日	小松原法難会
十二月	八日	积尊成道会
	三十一日	歳末読誦会



お頭講(お祖師様に新年の祝詞言上の日曳馬式)風景



お頭講風景

第三節 観光施設および観光協会の活動

一、旅館・宿坊・みやげ店

旅館は、大正の初期までは三門付近に五軒ほどであったが、大正十年(一九二一)日蓮聖人生誕七百年慶賛事業が行なわれるのを転機に逐次ふえはじめ、現在では門内に九軒、身延駅付近に五軒、その他二軒で、近代的改造を加えた旅館も二、三ある。

身延山内には、万治年間(一六五八―一六六〇)坊舎が百二十八坊あって、行事坊と宿坊とに区分されていたが、明治中期頃までに現在の三十五



ホ テ ル



三 門 前 の 旅 館 街



宿 坊



三 門 前 の 旅 館 街



三 門 前 の 旅 館 街



三 門 前 の 旅 館 街



旅 館

坊に合併された。このうち宿坊は、二十三坊が西谷、東谷、中谷に分散している。なかでも昭和四十二年近代的に改造を加えた清水坊会館や身延山荘（南之坊）などは、時代に即した参拝客の要求に応えた新しい行き方が注目されている。

三門前近くには、旅館、飲食店とともに、みやげ物販売店が軒を並べている。身延みやげには、仏具、お経本、水晶細工、身延こけし、

ゆば、しいたけ、ようかん、まんじゅうなどがある。

表1 身延の宿

施設別	場					計	収容能力 (内は団 体の場合)
	門前	駅前	東谷	中谷	西谷		
旅館	七	五				四	一六 (一、四八七)
宿坊			七	四			二〇〇〇〇
山籠						一	(一、三〇〇)
ユースホステル					一	一	(一、一五)
計	七	五	七	四	一〇	六	三九 (四、八九三)

二、休憩所

総門内には、参詣者の休憩所としてのお茶屋がいくつもあったが、今は近代化されて、飲食店、食堂などになっている。また、みやげ店のなかには、休憩所を店内につくったものもある。山内の坊も参詣者の休憩所として利用されている。このほか久遠寺では、総門の茶堂と、久遠寺総受付前の清興殿が休憩所として使用されていたが、清興殿は昭和二十七年火災により焼失してしまった。大客殿は一般参詣者の休憩所に使用されている。身延駅構内に国鉄が、昭和三十四年休憩所を構築したが、昭和三十六年身延線管理長誘致により今は改築して、庁舎にあてられている。

三、駐車場

大型バス三〇台を収容できる総門駐車場(無料)は、昭和四十一年身延町によって設置され、参拝、観光客の利便をはかっているが、身延山の行事日などには混雑するため三門周辺に駐車場の増新設が必要である。

四、案内所

三門前広場に、昭和二十七年立教開宗七百年慶賛事業が行なわれたとき、町観光協会により「身延山案内所」が設けられたが、昭和三十年に閉鎖された。上町に民間の「身延山案内所」があり、参拝、観光客の紹介や案内に応じている。このほか身延山久遠寺をはじめ山内の宿坊・旅館・みやげ店などでも参詣者の要望によって、案内の便宜をはかっている。また七面山参拝客には要望によっては、強力(荷物等の運搬人)を兼ねて案内にあたっている者もある。

五、公衆便所

昭和三十年頃総門わきに立正俊成会がつくった簡易公衆便所をはじめ、三門前などにもあったが、来訪客の増加とともに必要に迫られ、昭和四十年身延町によって、総門および三門前に水洗浄化式のもの設置されている。そのほか、久遠寺境内にも近代的な公衆便所が設置されている。

六、奥之院周遊道

奥之院思親閣を中心としての遊歩道は、昭和四十二年三月身延町によって開かれ、表側からは、富士川流域を眼下に、富士山、駿河湾が眺望でき



総門町営駐車場



奥之院周遊道路

る。遊歩道に入ると七面山、南アルプスをはじめ、はるかに、甲府盆地や、八ヶ岳、さらに真下には雄大な早川溪谷が俯瞰できらる。

七、身延駅前の観光案内板

身延駅は、身延山の玄関口であるとともに白鳳溪谷への下車駅でもある。昭和四十二年身延町と早川町は協同して、身延駅前構内に鉄骨製の大型観光案内板を設置し、身延山・七面山・白鳳溪谷・下部温泉などの観光案内に供している。

八、身延山ロープウエイ

西谷から、奥之院へ架設されたロープウエイは、昭和三十八年八月開通したもので、身延登山鉄道株式会社（社長山川良一）が経営し



身延駅前の観光案内板

九、観光協会のおいたち

ている。高低差七六三メートル、最急勾配三三度五分で、日本一の急勾配である。奥之院まで一、六六五メートルの路線を七分間の空の旅ができ、一般参拝客の利用も逐次増加している。

昭和のはじめ「身延旅館組合」が設立されたが、身延にその頃、観光協会は生まれていなかった。しかし昭和二十七年には、日蓮聖人立教開宗七百年慶賛記念事業が執行されるにあたり、町行政の要請に応じて町長を会長とする観光協会を設立し、県観光連盟に加盟したが、観光という言葉を表面に出すことは、あまり歓迎されず関係者の協力は薄かった。昭和三十年二月身延町ほか三カ村の合併により新らしく身延町となり、町役場に商工観光課が設けられたが、観光事業は、町の予算で運営されていた。昭和三十七年四月、信仰と観光の町づくり



全国第一位に入賞した観光ポスター

より新らしく身延町となり、町役場に商工観光課が設けられたが、観光事業は、町の予算で運営されていた。昭和三十七年四月、信仰と観光の町づくり



身延山ロープウエイの乗降風景

を町是として、身延参詣者を主とした仏都観光を推進することになり、関係者の理解も深まり、身延山はじめ寺院・旅館・みやげ品店などの関係者を一丸とした身延町観光協会が、実質的に誕生し、昭和三十八年六月観光基本法（法律第七号）が制定され、国も自治体も観光事業の重要性を大きくとりあげるようになってきた。町村合併以来、役場事務処理の合理化により、町の観光主管課は、所属や課名がいく度となくかわったが、現在は産業観光課の商工観光係となり、観光協会事務を兼ねている。

(一) 観光協会の活動

仏都身延を旗印とする、信仰と観光の町、身延協会は、山梨県、県観光連盟、などと共催して、各種の宣伝活動、観光施設の整備改善、観光従業員に対する講習会の開催に併せ、協会単独事業などの活動をおしすすめ、昭和三十八年、三十九年には、町観光課と協同して、ポスター、パンフレット



身延町観光協会のパンフレット



身延の民謡おどり

ットを発行（以後毎年発行）し、観光宣伝隊派遣、ハイキングコースの開きなどの観光事業が振興されてきた。

昭和四十年には、日本舞踊の藤法会社中（代表藤間法素娥こと望月房江）の協力により例年行なわれている「山梨の観光と物産展」や、県が主催して、大都市に宣伝する多数の催しものにも、身延山讃歌をはじめ、身延の民謡などを出演して好評をくわしている。

また身延山万灯講保存会が、講元以下三十三名で結成されたのもこの年で以来この万灯講（現講元遠藤能明）は、NHK・TV番組「ふるさとの歌まつり」の出演をはじめ、県外に「万灯まつり」（第十二編万灯まつりの項参照）を紹介して、観光宣伝に一役かっている。三門ならびに総門の公衆便所が完成し、花火大会を実施したのも、この年である。

昭和四十一年には、総門駐車場（無料）が完成し、使用を開始した。昭和四十二年には、身延駅前到大観光案内板を鉄骨で設置し、身延山奥之院に周遊歩道が開きさくされるなど、身延参詣の近代化がすすめられていた。

昭和四十三年には、「身延山の枝垂桜」（昭和四十一年製作）のポスターが、日本観光ポスターコンクールで、全国二八六点のなかから最優秀賞（運輸大臣賞）に入選したほか、新時代に即応できる観光協会の体質改善と飛躍的發展を目標として、自主団体としての機能が十分発揮できるようにすすめている。



身延の民謡おどり

属し、繁茂した樹種は三百余种の多きに達し、特に杉の巨木多く、県下有数の美林をなしている。したがって鳥獣の種類も多く、ことに小鳥類の多いことは全国でも珍らしいとされている。

昭和四十四年八月には身延山久遠寺において、「世界連邦平和促進宗教者大会」が開催され、世界の平和と日本を総括テーマに、世界の全宗教界をあげての、空前の大事事が行なわれたのである。

(三) 温泉開発の展望

赤石山系の身延川・湯沢川および、毛無山系の湯別当沢・楡柄沢・御崎沢などの川筋一帯をはじめ、光子沢の湯つぼ沢、大野山の東西沢谷などには鉱泉の湧出が認められる。

西谷妙石坊付近には、昔から鉱泉が湧出し「妙法泉」として利用されていた。現在は地勢の変化によりその跡もないが、温泉掘さくの計画がある。また、昭和四十四年身延

地下資源開発株式会社(社長小林正雄)が、小田船原三段池地内に温泉掘さくのボーリングを開始した。最大掘立能力三千メートル、屈折掘りのできる機械を使用しており、湯量毎日一千トン、温度五〇度から五五度を目標に工事をすすめている。

表5 身延町観光協会の概況表

年度	会長名	会員数	町補助金	予算額	主な事業
37	佐野 祥盛	90人	15万円	53万円	
38	佐野 為雄	〃	25	67	ハイキングコース開さくパンフレットポスター発行(以後毎年発行)
39	〃	〃	〃	77	県外宣伝開始(以後毎年実施)
40	〃	99	〃	177	公衆便所(三門・総門)設置 花火大会、信玄まつり(下山)
41	〃	〃	〃	123	駐車場(総門)設置 信濃路キャパバン
42	〃	100	〃	187	観光案内板(身延駅前)建設 周遊歩道(奥院)開さく
43	〃	101	〃	206	観光多様化対策推進



豊岡に掘削中の温泉

温泉の開発成功により身延の観光は、信仰を中心としつつも、より大衆的な健全レジャー地域としての発展が期待されている。

第五章 身延山久遠寺の永世小作

身延山久遠寺所有の土地総面積（台帳面積）は約一、七九四ヘクタールである。

この土地の中に、身延山久遠寺永小作地、詳しくいえば、「永世小作委任申付地」なるものが約一四・九ヘクタール存在している。

一、永小作権について

元来永小作地といえ、永小作権を有する土地であつて、「永小作」「永代小作」という権利を行使し、行使される土地である。

この永小作権とは、小作料を支払い他人の土地において、耕作または、牧畜を為すことを得る権利をいい、二〇年以上五〇年以下の長期を要件とする権利である。

もし、これが二〇年以下ならば単に借地、または、小作地であり賃権として（賃貸権）取扱われるが、永小作権は物件として取扱われている。

その物件というのは、物と人との直接の関係である処の、占有権・所有権・地上権・地役権・抵当権・質権・それに永小作権等をいうのであつて、直接、物の上に行なわれ、なお、他人に対抗することを得る権利であるとされている。

その内の、地上権とは、建物を建て、または、竹林を有するために他人の土地を使用する権利であつて、この地上権は登記さえして置けば、その後、その土地の所有者が他の第三者とあらたに地上権の設定契約をなし、また、第三者に譲渡しても、かれこれ理屈をいわれる筋のないものである。

更にまた物件の内の所有権とは、完全に物を支配する権利であつて、自由にその所有物を使用し、これより生じる利益を収め、およびこれを処分し得る権利である。

なお、地役権というのは、設定行為をもつて定めた目的に従い、自己の便益のために他人の土地を使用する権利である。

このように、永小作権および、永小作権に類似した権利等を物件内から拾い挙げて見たのであるが、身延山久遠寺が今日、所有する所の「永世小作地」にあてはまるものは見当たらない。

もちろん、この永世小作権が、物件中の永小作権に属することは、法律上の解釈からいって当然であるが、その実際上の取扱い方が一般の永小作地と異なっているのである。

二、久遠寺の永世小作権の特長

一般的に永小作地は、永小作権に基づいて、小作料を支払うのが義務であつて、当然、法律がこれを認めている。

しかしながら、身延山久遠寺の「永世小作地」には小作料が全く課せられていないのである。

いわば小作料の必要のない小作地として、身延山久遠寺永世小作委任申付地なる永小作地が存在しているのである。

それが今日、身延山久遠寺所有地の内に、約一四・九ヘクタール残存しているのであるが、一般にいう永小作地が小作料支払の義務を伴うことを前提として呼称するとすれば、これには属さないところの特異な存在といわねばならない。

そこで今は、一般の「永小作」と区別し、「永世小作」として、これを考察して見ようと思ふ。

では、この永世小作地の税金（地租）は、土地の所有者たる身延山久遠寺と、永小作権権利保持者の、いずれが納付しているかといへば、土地所

有者身延山久遠寺に代り、永小作権利保持者が納めているのであって、その地租納付告知書に「久遠寺分代納」と、永世小作地分に関する限り明記しているのである。

土地の所有者が納税義務を有することは、法律の定めるところ、当然であつて、このように久遠寺に代り納付することは、永世小作権利保持者が、その土地の所有権を持つことを意味するものではなく、どこまでも「代納」であるから、法律上は、久遠寺が納付していることとなる。

しかも、この土地に関する限り税金の滞納は全くない。今日現在、永世小作権利保持者は、何の疑念も起こさず、当然のこととして久遠寺（土地の所有主）に代つて納税の義務を果たしている。

では、この永世小作地には、何か別に制約が設けられているかといえ、これといって特殊な規定は設けられていない。唯、慣習化された規約が二、三存在するだけである。

その土地の売買・質入れ・譲渡等は、その権利行為を身延山久遠寺に届ける限りにおいて自由である。

しいていうならば、この届出の際、戸長（現在は区長は組長）立会いの下に、身延山久遠寺が当該土地の検分をすることが慣習になつて位なものである。

（これは制約というよりも、その土地の地目、地積、由緒等の再確認のためであつて、当然必要とするものである）

これは、永世小作委任申付制度の創設当初に定められた。

現今、小作進退人ト雖モ時盛衰ニ依テ売買致者ハ久遠寺並戸長ニ於テ実地検査ヲ遂可受許可モノトス

によつたもので以来今日に至るまで、習慣化したものである。

なお、この永世小作地の当初の地目を変える（使用目的変更）際も、身延山久遠寺へ届け出て、その検分を受けることが不文律の定めになつてい

る。（これも、所有者久遠寺が、当該土地の法律上登記上の地目地積変更等

の手續きの行為を実施するために必要なことである）

こうして見ると、身延山久遠寺は永小作地の法律上の完全なる所有者でありながら、何の収益もあげていないことになる。

小作料（小作入付）を受領せずに無償で他人（永世小作地権権利保持者）に、その所有地を貸して、しかも、その期限は永代である。

そこが、一般の永代小作又は永小作の土地と異なる点である。

もっとも、解しようによつては、公租課出を代納させることにより、その代納（税）金が小作料（小作入付）あるいは、貸地料であると解釈せられないこともないが、實質には、所有者身延山久遠寺の収益として認められるものではないのである。

身延山久遠寺の永世小作地の持主は、これを証する「永世小作委任申付証」といふ、券状を所持し、その権利を保有確保している。身延山久遠寺では、土地管理部において永世小作地券台帳を保管し、その移動、変更等の記載事務を取扱っている。

だから、持主債の券面記載上から、身延山久遠寺永世小作地券進退人と呼称されている。すなわち、地券保持者（以下こう呼ぶ）であり、権利保持者である。

（ただし、券状を所持するだけでは権利保持にはならない。久遠寺保管の地券台帳に登録され、承認されなければ権利保持者として第三者に対応できないことになっている）

この地券保持者から見れば、永世小作地は、地租を代納している限りにおいては、所有権と何等異なる権利を有すると解している。ただ身延山久遠寺の土地なるがゆえに、その所有権を犯すような行為（所有権の売買、譲渡、質入れ等）は、できないことを認識している。

ただし、「永世小作地権」の権利そのものの売買・譲渡・質入れ等が許容され、その行為の際には、当該土地において、土地の所有権と同等の価値判断がなされる故に、何等不都合は生じないのである。

いわば、永世小作地に限り、法律上の土地所有権の有無（所有権移転登

記・売買登記等の法律上の行為)は、考慮する必要がないのである。

いいかえれば、身延山久遠寺の私有地内における行為であるから、その所有主たる身延山久遠寺が承認さえすればよいこととなる。

もし、地券保持者に移動があった場合は、その地租納付者(久遠寺分代納者)を、旧名儀人から新名儀人に変更する手続きを行なうのが、身延山久遠寺の義務であることから推して考えてもいたることである。

そこで、身延山久遠寺における土地管理(身延山久遠寺所有地の管理)は、永小作地券保持者の土地財産保護の役割を果たしているように思うのである。

三、永世小作地の由来

この永世小作地の発生が、もし、地券保持者が当初身延山久遠寺にこの土地(永世小作地)を寄付したことによって、このような制度が創設されたとすれば、結果的には、法律上今日においては違法行為に類するかも知れない、という見方もでくる。

何故ならば、当該土地においては、今日もなお(身延山久遠寺以外の立場から眺めて)土地に関する法律上の制約(登記事項)を受ける必要がなく、土地の売買・譲渡・質入れ等が、身延山久遠寺でいう永世小作権利上の行為ではあっても、実質上行なわれているからである。

名儀のみ身延山久遠寺所有地として、実質上は、地券保持者が、法的な制約も受けずに、その土地における、売買・譲渡・質入れ等の行為を一切行ない得ることは、そのように都合良くするために寄付した(結果的にみて)ものと解されても仕方がないものである。

しかし、そうした考えは、明治七年(一八七四)五月九日山梨県における寺院寄付地処分稟議書及びその指令の中に記されている。

貢租高掛りハ繩受人ニテ取扱、作得ノミ寄付ノ分ハ寺院又ハ繩受人名ノ券状申受ルモ寄付人ノ適意ニ任ス積

を見れば、たとえそれが、寄付であったとしても、永世小作地制度の中に毛頭、そのような考え(都合良くするため)はなかつたことが証明される。

ただし、この稟議書の中にも「作得ノミ寄付ノ分」と述べて、土地の収益物を寄付する分については、寄付した者の意志に任せるといつているし、更に詳しくこれを解釈すれば、永世小作地つまり、久遠寺私墾地当時は、身延山久遠寺元境内土地つまり旧寺領内の耕地・屋敷地の土地内で、貢租高掛(公租課出)は繩受人(後の地券保持者)にて取扱い、作得(土地の収益)のみ受付していた分の「地券」(明治維新政府が、土地私有の権利を保証、証明するために発行した証券)は、寺院又は繩受人(後の地券保持者)の名儀で申受けるのであるが、これは、寄付人の適意(意志)に任せる、というのであつて、土地前、寺領内において、身延山久遠寺から耕地を借受け(身延山久遠寺私設の繩受人)収益を寄付(小作入付ではなく寄付行為)していた分の土地については、その寄付人の意志に任せると読みかえて解釈した場合(ただし、この際の貢租高掛りは、繩受人にて取扱負担してはいない、朱印免租地であつた)にのみ、寄付人(土地の寄付主は、鎌倉時代の波木井南部六郎実長であり、ここでは、作得の寄付人の意に解す)つまり後の「永世小作地券保持者の意志に任せて、地券の名(持主の名)を決定する」という意味が生まれ、永世小作権保持者が、当該土地を、身延山久遠寺名儀にするという意志が働くことによつて、寄付したといいかえられるのである。

しかし、身延山久遠寺永小作地においては、そのような、解釈は成立しないのである。それは、山梨県が社寺土地に關し、明治十年(一八七七)二月二十八日付発した。「社寺土地の収税額稟議書」の中に

(要略)

甲斐国、山梨、八代、巨摩、都留、社寺領無代佃下渡ノ分

一、耕地、宅地、段別八百式參七町四段九畝參四歩

(内訳但書)

身延村老ヶケ村ノ儀戸籍人民有之、一村寺領村ニシテ成規ニ依リ無代価下渡ノ分、一昨九年ヨリ民有地第一種ニ編入、同年地券帳(組入………)(以下略)

と、記されているが、この際の、地券組入分は、払い下げ分のことであつて、身延町方住民(後の永小作権保持者を含めて)の家屋有之地、つまり屋敷地を主として、住民各自に払い下げられたものであり、今日の身延山久遠寺の総門内に所在する民有地並びに塩沢区、新宿(清住町)区の民有地が、その対象であつたと思われる。

次いで、

「当県下社寺領上地田畑宅地ノ内、繩受賞流地及荒地起返私墾地等ノ証有之故ヲ以テ、成規ニ依リ無代価下渡ノ分、昨十年ヨリ民有地第一種ニ編入………(以下略)」

と、記されているが、身延山久遠寺私墾地の地券発行であつて、成規により無代価下渡である限りにおいては、当時の官衙が、民間の意志に基づいて、その私墾地を、久遠寺所有地に決定したと思われぬ。

この私墾地が後の永世小作地の主体となつたのである。

この際、官衙において、住民(後の永世小作地権保持者)に対して、私墾地の「地券」を下げ渡し、一たん、各自の所有地となつたものを、身延山久遠寺に寄付し、地券の名義書替えを行なつたとすれば、確かに、身延山久遠寺の永世小作地は、今日の永世小作地権権利保持者の寄付地でなければならぬが、これを扱つた山梨県官衙の書証に基づけば、その跡は見られないのである。

そうしてみると、前述のような、身延山久遠寺の永世小作の特異なあり方は、身延山久遠寺独自の立場から考案され編出されて、その制度を設置したように思われる。

ところが、身延山久遠寺独自で、考え、創設したとすれば、現在から見ても、久遠寺自体に、何の利益するところがないと思われ、このような制度を、いかなる意図があつて設置したか了解に苦しむものである。

それを理由付けて、一宗の総本山の体面を保つためといひ、総本山久遠

寺の周囲の土地を他人に買収されなうためともいい、または、将来、その土地を身延山久遠寺が活用するためとも、あるいは公共用地に使用する場合、身延山久遠寺所有地にして置いた方が都合が良いから……等々、いわれているが、これは、創設当初の趣旨が明らかでないところから、種々憶測され、説明されて来たものであつて、このような説が生まれて来る限りにおいては、そうした意味を含んでいないに違いないが、最も重視すべきは、なぜ、そのような条件(身延山久遠寺が直接利益するところのない)で、創設しなければならなかつたという理由である。

身延山永世小作制度が、一般の永小作制と異なつた存在にあるとすれば、そこにその理由が秘められているようである。

恐らく、身延山久遠寺の私墾地そのものに基因するものであることは、疑う余地はないのであるが、察するに、当時、官衙がいうところの荒蕪起返私墾地或は一般的な私費開墾地という解釈をとりながらも、身延山久遠寺では、更に私墾地の意味を、深く掘り下げて、その土地における由緒歴史を総合考慮に入れて意義付けし、解釈をしていたように思われるのである。

それは、この私墾地の耕作権利を名付けて「永代小作」とせず、「永世小作」とした点に、創設当初の配慮の跡が見られ、深甚の意味が含有されているからである。

(一般に永小作は永代小作と呼び、永世小作とは呼ばない。)

この永世小作の永世は、天平年間における「墾田永世私有令」から取つた永世であつて、小作は私有の文字を置き替えたものである。

この法令は天平十五年(七四三)に布告されたものであつて、新しく開墾した土地は、永久に私有することができるという法律である。

身延山久遠寺の建立の基礎をなした現在の聖域は、かつて、甲斐源氏の後裔である、波木井六郎実長の、荘園の一部であつた。

それは、清和源氏、新羅三郎義光が、甲斐国司職に就いて以来、源家が甲斐国一円を開発するに當つて、代々、その一族を国内の要地に分散し、

居館を構築、その地方を支配せしめ、数世紀にわたって、墾田・牧畜・農耕等に専念努力、精勵した結果、「墾田永代私有令」に基づき、それぞれ、莊園(私有の土地)の確立を得たものであって、その一族である八甲斐南部光行の子、波木井六郎実長に至り、現在の身延山久遠寺の土地、当時蓑夫の里の十三里(鎌倉時代の面積)の四方に堺を立てて、文永十一年甲戌(一二七四)十月二十四日付の寄進状を認め、日蓮聖人へ寄付したものである。

従って、波木井実長の莊園(私有地)の一部であった「蓑夫の里」は、そのまま身延山久遠寺に受け継がれたのであるが、日蓮聖人御入山当時を考察してみるに、いわゆる蓑夫の里は無禄・無高・無所得の荒蕪の地であったことがうかがわれるのである。

それは、寄進主波木井実長が、鎌倉幕府の御家人であり、そのような土地でなければ、寄付することができなかったからである。

寄進状に「在^レ故」と記している真意は、その荒蕪地を、鎌倉幕府自身が奨励する開墾・墾田・開拓をもって、将来の久遠寺莊園寺領の確立を目指す悲願が、こめられていたように思う。だから、日蓮聖人の高弟六上足が、自ら、鋤・鍬を握って耕作されたと伝えられているけれども、それは単に、大根や菜を栽培したのではなく、蓑夫の里の開墾、開拓の先頭に立たれていたことを意味していると解することができる、

慶応四年(一八六八)身延山久遠寺が、官衙(甲府総轄)に提出した租山由緒書に、

「境内之内、山林追々切開山畑出来仕候

只今有石高式參八石八斗五升九合式勺」

て記しているのを見れば、寄進以来、約六百年の間に「追々切開」かれた「山畑」がわずかに、式拾八石八斗五升九合式勺であれば、いかに、身延山久遠寺の土地の開墾・開拓が至難であり、長い時間と、多くの労力とを要したか、明治維新、境内を上地するまでは、莊園寺領として下知管理の権を御朱印によって掌握はしていたものの、それに費した努力は並大抵の

ものではなかったことは想像するに難くない。

明治三年(一八七〇)十二月四日付発令された

「諸国社寺由緒之有無不拘、失印除地等、今度社寺領、現在之境内ヲ除ク外一般上地被仰付」の、大政官布告は、開発途上にあつた身延山久遠寺の寺領(この寺領は全域が当時としては「現在之境内」であり、当然上地から除かるべき性格のものであつた。)を、根こそぎ上地という理由の下に召し上げてしまったのである。

これは、身延山開創以来、久遠寺々領の土地開発に捧げた、僧俗一体、父祖伝来の汗の結晶が、一朝にして無に帰したようなものであって、実に、驚きの一語に尽きたであろう。当時、身延山久遠寺・塔中・各坊・町方農家を含めて、つちかわれていた幾多の慣習は、六百年にわたる信頼と愛情、これを結ぶ信仰によって築き上げたものであつた、だから「自分が裸になることは、山が裸になることだ」という実感が、ひしひしと身延町方住民の心を、ゆすぶつたに違いない。

ただし、それは幸いにして、数年後、法令の定めるところにより、明治九年(一八七六)元境内上地(旧寺領)の内、「家屋有之地」の土地が、町方個人に払い下げになり、住民各自の所有地となった。次いで翌十年(一八七七)「荒地起返私墾地」は、上地後、一握の土も残っていないかつた身延山久遠寺の所有地として認められたのである。

それは、当初、田畑原野合反別、四拾四町三反六畝拾九歩あり、その内

田	反別	參町五畝拾七歩
畑	反別	四拾町六反四畝廿七歩
宅地	反別	參畝式歩
原野	反別	參畝廿八歩
荒地	反別	五畝拾七歩

合計、地価金八千四百八円九拾八錢であつた。

身延山久遠寺では、この土地の「地券」の発行をまつて、永世小作委任

申付という、いわゆる永世小作制度を設定し、過去数世紀にわたる、開拓の労苦の姿を今にとどめ、その土地を、寺（久遠寺）と人（塔中・町方）とともども、護り抜こうとする方法を講じたのである。

であるから、身延山久遠寺の永世小作は、一般に知られている永小作又は永代小作と表現は似ているが、内容がまるで違うものであって、特に、ここでは「永世小作」として、区別するゆえんでもある。

この永世小作制度は、その運営にあたって、当時、国が発行した地券制度の規則にのっとり、その趣旨を充分生かして実施したものであった。

ただし、その土地の所有権は、身延山久遠寺が、永世確保し、その土地の進退人を永世小作権利の持主、つまり永世小作権利保持者として、地上権の権利証であるところの永世小作委任申付証を交付したのである。

(表)

記

一、 進退人

地価

右地所永世小作委任申付候事

但 正租課出へ自弁タルヘキ事

明治 年 月 日

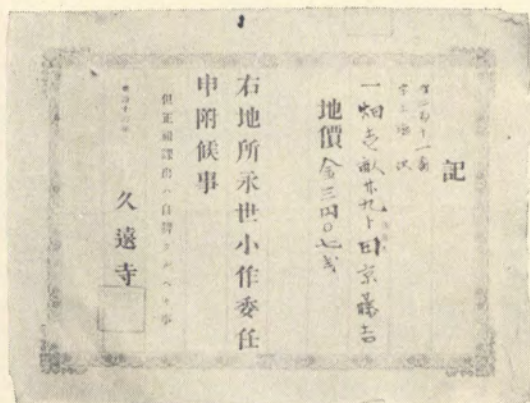
久遠寺 印

(裏)

現今小作進退人ト雖時盛衰ニ依テ売買致者ハ久遠寺並ニ戸長ニ於テ実施検査ヲ遂可受許可モノトス。

この証状の裏書に売買と記されているが、これは決して、土地そのものの売買ではなく、永世小作委任申付の権利であることは、一目瞭然であった。この永世小作の権利内容の性格から、土地そのものの評価と同等の価値を生み、この権利の売買・質入譲渡等の行為が行なわれるようになったのである。

今日も、この証状に表示された永世小作の小作の意味を、地券保持者は、一般にいわれている小作権とは解していない。



久遠寺永世小作申附書

しているのである。

これは、身延山久遠寺の永世小作制度の上からみれば、正しい見方であって、豪も疑いを差しはさむ余地はないのである。

一般的にいえば、日本国民が、土地を所有するという考えは、国の承認によってその所有権を認められて始めてその土地を所有するという、觀念に結びつくのであるが、身延山久遠寺の永世小作制度上における永世小作権利者が、その土地を所有するという考え方は、国の承認により、その土地の所有権を認められた身延山久遠寺の、私有地の一部を所有し得る権利を、身延山久遠寺に認められて永世小作委任申付の権利を、保持することにより、始めて、その土地を所有するという理念につながるのである。

それは、その土地が身延山久遠寺私有の所有地である限りにおいては、何等不合理ではないのである。

それは、当然であって、小作権は賃借権であり、永小作における小作は物権であるからである。

このことは、当初にも述べたが、永世小作権利保持者は、これを充分に熟知して、小作人という考えは毛頭持っていない。

かえって、身延山久遠寺の私墾地を所有する資格であるという意味に解している。言いかえれば、身延山久遠寺の私有地を、所有する権利が永世小作委任申付であると認識

四、永世小作地の現況と将来

身延山久遠寺永世小作制度の内に組み入れられている土地は、田・畑・原野・荒地・宅地等の私墾地を主体としているものの、更に堂敷地・屋敷地・境内地・墳墓地・山林等の地目の土地をも含んでいる。

これは、古くから各土地の価値判断に応じて使用され、その利用の仕方は、千差万別であり、原型を崩さぬ限りにおいて、これを規制しなかつたからである。

こうしてみると、明治維新の土地改革において、身延山久遠寺が設けた永世小作制度は、実に、その後八十年を経て、昭和二十二年に施行された自作農創設特別措置法の趣旨にも適応するものであったといえる。

ただ、土地の法律上の所有権のあり方だけであって、それととも、土地の所有権の有無にかかわらず、第三者に対応して、その価値判断には何等の支障も来たさなかつたから、身延山久遠寺の永世小作は、命脈を保ち、今日もなお、残っているゆえんでもあろう。

しかしながら、この永世小作地の内、農地であって、地券保持者以外の第三者に耕作権（地券保持者自身が耕作していた場合を除き）を、獲得された土地は、当然、昭和二十二年の自作農創設特別措置法の適用を受け、政府に買い上げられ、耕作者に売り払われたことは、言をまたないのであるが、身延山久遠寺の事業計画（戦時中一時休止していた）に、組み入れられていた永世小作の一部の土地は、耕作者（元永世小作券保持者）の協力により、「自作農創設特別措置法第五条第五号の規定による使用目的変更」の承認を昭和二十三年二月四日（農委状第七四二号）受け、更に「農地法第七条第一項第三号の指定」を昭和二十九年三月十二日（山梨県指令農地第三一・二七号）に指定され、次いで「農地法第二十条に基づく許可申請」を昭和三十三年十二月八日付承認許可されて、久遠寺が経営する身延山聖園の新たな土地開発への基礎となっている。

